

旬刊

福利厚生

2020
January

1

下旬号

No.2288

ISSN1343-568X

使用料は平均30,900円、前年比2.3%増

特集 2020年版 民間企業94社対象

借上社宅の基準賃借料と家賃補助調べ

連載 婦人科健診スタッフを全員女性とし受診料が大幅向上
健康経営推進企業の先進事例(12)
リコーリース株式会社の取り組み

連載 今、福利厚生がおもしろい!(77) 福利厚生の目的を考える⑨
リファラルでの福利厚生の活用

連載 「性的指向や性自認にまつわる企業の課題と福利厚生施策(5)
施策の事例とポイント解説②



労務研究所

特集

2020年版 民間企業94社対象

借上社宅の基準賃借料と家賃補助調べ … 5

- 1 借上社宅の主な都市別の基準賃借料…………… 6
 2 一時金, 管理費, 基準額超過分の扱い …………… 10
 3 家賃補助の実施率と補助額, 補助率…………… 11

別表Ⅰ 各社別の社宅借上基準と基準賃借料, 経費負担…………… 13

別表Ⅱ 各社別の家賃補助制度の支給要件と補助額…………… 44

介 護

朝日生命 インターネット調査

「親」に関して心配に思うこと…………… 52

がん患者数

国立がん研究センター(2015年)

新たながん患者数は過去最多の89.1万人…………… 53

教 育 費

文部科学省 2018年度

私立大学の初年度納付金…………… 54

健康・栄養

厚労省 国民健康・栄養調査 2018年

糖尿病の疑いは男性19%, 睡眠不足は2割…………… 55

四 季 報

福利厚生情報/四季報 (2019年10~12月)…………… 62

連載 第5回

「性的指向や性自認にまつわる企業の課題と福利厚生施策」…………… 50
 施策の事例とポイント解説②~健診, 施設利用, 組織内における性別の取扱い~

連載 第12回

健康経営推進企業の先進事例…………… 48
 リコーリース株式会社の取り組み

連載 第77回

今, 福利厚生がおもしろい! 西久保浩二…………… 60
 経営効果の理論的背景を探る — 福利厚生をの目的を考える⑨ —

アラカルト

福利厚生アラカルト (1月上旬分)…………… 40

借上社宅の基準賃借料と家賃補助調べ

— 基準賃借料は首都圏で14.8万円，家賃補助額は5.1万円 —

2019年12月時点で本誌が調査した借上社宅の主な都市平均の基準賃借料は4人家族で前年と横ばいの12.3万円だった。一方，家賃補助額は家族ありで5.1万円，補助率は52.9%だった。

4人家族の基準賃借料は12.3万円

4人家族の基準賃借料は都市平均で12.3万円だった。首都圏は14.8万円，京阪神は13.1万円，名古屋は11.9万円だった。

一般・係長の基準賃借料は，都市平均で10.8万円，首都圏13.2万円，京阪神11.8万円，名古屋10.6万円だった。

3DK等の基準賃借料は，都市平均で11.3万円，首都圏12.6万円，京阪神11.7万円，名古屋11.6万円だった。

住宅規模別の賃借料を首都圏についてみると，1DK等8.5万円，2DK等10.9万円，3DK等12.6万円，4DK等15.6万円だった。

社宅使用料は基準賃借料の23.5%

首都圏の基準賃借料は，家族数4人で基準賃借料が13.9万円，借上社宅使用料が3.3万円，基準賃借料に占める社宅使用料の割合は23.5%だった。職階一般・係長で基準賃借料が13.0万円，社宅使用料が2.7万円，基準賃借料に占める社宅使用料の割合は20.7%だった。

家賃補助制度実施率は36.2%

家賃補助制度の実施率は36.2%だった。支給方法には，定額制，定率制，両者併用の3種がある。平均補助額は，単身・独身で4.2万円，家族ありで5.1万円だった。支払い家賃に対する補助率は，単身・独身で51.0%，家族ありで52.9%だった。

調査の概要

主な都市の4人家族の基準賃借料 (百円)	都市平均	1,231
	首都圏	1,479
	京阪神	1,310
	名古屋	1,190
	札幌	1,097
	仙台	1,143
	広島 福岡	1,101 1,108
規模別の基準賃借料 (首都圏，百円)	1DK等	853
	2DK等	1,085
	3DK等	1,257
	4DK等	1,561
基準賃借料に占める借上社宅使用料の割合	家族数別	
	平均	23.2%
	単身	22.9
	2人	22.0
	3人	23.3
	4人	23.5
職階別	5人以上	23.5
	平均	21.2%
	一般・係長	20.7
	課長	20.8
	部長	22.0
共益費の負担区分	全額会社	46.0%
	全額入居者	33.3
	一部入居者	20.7
駐車料の負担区分	全額会社	12.6%
	全額入居者	83.9
	一部入居者	3.4
退去時の補修費の負担区分	全額会社	77.3%
	全額入居者	8.0
	一部入居者	11.4
	社有社宅に準ずる	3.4
家賃補助制度	実施率	36.2%
	単身・独身 補助額	41,800円
	補助率	51.0%
	家族あり 補助額	50,500円
補助率	52.9%	

基準賃借料の改定状況

19年改定は6.5%

民営借家家賃はこのところ停滞している。基準賃借料の最終改定年は図表1-1のとおり、19年も低率で6.5%を示した。15年からの5年間の改定率は合計25.9%だった。

最終改定年が12年以前のまま据え置きは59.7%を占めた。

家族数別の基準賃借料

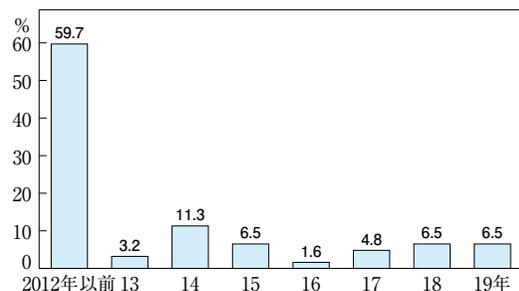
4人家族は首都圏で14.8万円

家族数別に基準賃借料を定めている企業のうち、4人家族の基準賃借料と新規供給マンション家賃との都市別の対応は図表1-2のとおりだった。

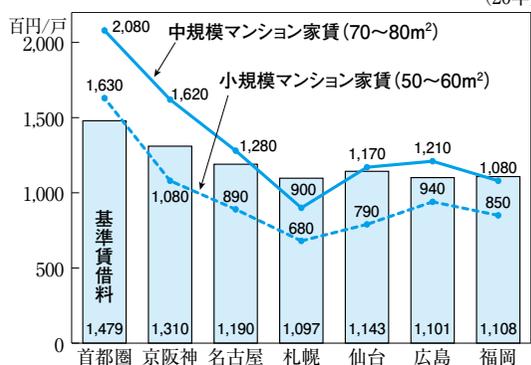
首都圏の基準賃借料は14.8万円で、新規供給の中規模マンション家賃（図表1-2の注2）を6.0万円下回った。

京阪神では3.1万円、名古屋では0.9万円、中規模マンション家賃を基準賃借料がそれぞれ下回った。このほか、仙台でも0.3万円、広島でも1.1万円下回った。札幌では2.0万円、福岡では0.3万円

図表1-1 基準賃借料の最終改定年



図表1-2 4人家族の基準賃借料と新規供給マンション家賃の比較 (20年)



注1 基準賃借料は図表1-3による

注2 新規供給マンションの家賃は賃貸住宅市場で新たに賃借するときの家賃をいう、本誌No.2251による

図表1-3 家族数別の基準賃借料

(20年, 百円/戸)

区分	都市平均	首都圏	京阪神	名古屋	札幌	仙台	広島	福岡	沖縄
平均	1,072	1,308	1,167	1,078	963	1,004	963	985	998
単身	781	910	835	790	711	729	699	715	723
2人	978	1,299	1,142	1,061	936	976	934	960	985
3人	1,130	1,359	1,216	1,120	1,000	1,041	993	1,029	1,028
4人	1,231	1,479	1,310	1,190	1,097	1,143	1,101	1,108	1,116
5人以上	1,253	1,519	1,342	1,245	1,101	1,162	1,116	1,140	1,151

注 サンプル数が異なるため、本表の平均と図表1-6の職階別、図表1-7の住宅規模別の平均とは一致しない

図表1-4 4人家族の基準賃借料の推移

(百円/戸)

区分	都市平均	首都圏	京阪神	名古屋	札幌	仙台	広島	福岡	沖縄
2005年	1,161	1,431	1,246	1,126	1,014	1,039	1,079	1,046	1,002
10年	1,184	1,442	1,254	1,157	1,049	1,061	1,072	1,068	1,023
15年	1,211	1,466	1,284	1,173	1,064	1,074	1,089	1,075	1,035
18年	1,231	1,493	1,321	1,180	1,092	1,127	1,089	1,108	1,084
19年	1,226	1,488	1,315	1,177	1,087	1,122	1,082	1,104	1,084
20年	1,231	1,479	1,310	1,190	1,097	1,143	1,101	1,108	1,116

上回った。

新規供給の小規模マンション家賃と基準賃借料を比べると、首都圏では基準賃借料を1.5万円下回ったが、他の都市では基準賃借料の範囲に収まった。

都市平均の基準賃借料は12.5万円

家族数別の基準賃借料は図表1-3のとおり、家族数が多いほど高額だった。都市平均でみると、2人家族に対し、単身は0.80倍、3人家族は1.16倍、4人家族は1.26倍だった。

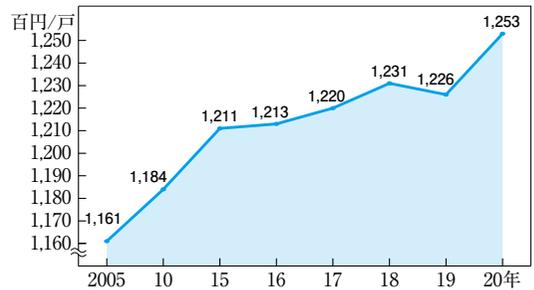
都市別の4人家族の基準賃借料の推移は図表1-4のとおりになった。19年に比べ上昇した都市は名古屋、札幌、仙台、広島、福岡、沖縄だった。首都圏、京阪神は低下した。

都市平均の4人家族の基準賃借料の推移は図表1-5のとおりだった。

近年は概ね上昇傾向にあり、15年、16年は12.1万円、17年は12.2万円、18年、19年は12.3万円、20年は12.5万円だった。

総務省の「消費者物価指数」(財・サービス指数)

図表1-5 4人家族の基準賃借料の推移



注 15年は再集計による、図表1-4も同じ

の17年の民営家賃(非木造)を100とした18年の指数は全国で99.9、都区部で100.1だった。

職階別の基準賃借料

一般・係長の基準賃借料は10.8万円

職階別の基準賃借料は図表1-6のとおり、都市平均で一般・係長は10.8万円、課長は12.2万円、部長は13.8万円だった。

一般・係長と課長の格差は1.13倍、部長は1.27倍だった。

図表1-6

職階別の基準賃借料

(20年、百円/戸)

区分	都市平均	首都圏	京阪神	名古屋	札幌	仙台	広島	福岡	沖縄
平均	1,209	1,508	1,320	1,189	1,042	1,121	1,147	1,077	1,028
一般・係長	1,079	1,318	1,176	1,064	928	1,000	1,020	960	917
課長	1,216	1,538	1,320	1,190	1,062	1,121	1,174	1,099	1,018
部長	1,375	1,775	1,511	1,357	1,175	1,283	1,271	1,214	1,147

図表1-7

住宅規模別の基準賃借料

(20年、百円/戸)

区分	都市平均	首都圏	京阪神	名古屋	札幌	仙台	広島	福岡	沖縄
平均	1,067	1,221	1,123	1,099	964	1,015	931	991	869
1DK等	727	853	772	748	669	691	617	688	420
2DK等	938	1,085	990	952	838	858	809	875	760
3DK等	1,133	1,257	1,172	1,159	1,039	1,078	986	1,060	1,115
4DK等	1,334	1,561	1,396	1,381	1,179	1,296	1,185	1,217	1,113

注 1DK等=1K、1LDKを含む、2DK等=2K、2LDK、3Kを含む、4DK等=3LDKを含む

図表1-8

住宅規模別の基準賃借料の推移

(百円/戸)

区分	首都圏				京阪神				名古屋			
	1DK等	2DK等	3DK	4DK等	1DK等	2DK等	3DK	4DK等	1DK等	2DK等	3DK	4DK等
2005年	856	1,110	1,412	1,521	746	956	1,256	1,382	645	853	1,153	1,280
10年	766	1,068	1,377	1,506	648	941	1,273	1,392	629	864	1,218	1,311
15年	763	1,109	1,360	1,496	666	924	1,178	1,396	650	863	1,139	1,316
18年	829	1,084	1,278	1,550	753	991	1,208	1,386	715	944	1,190	1,361
19年	841	1,086	1,283	1,548	753	991	1,208	1,386	715	944	1,190	1,361
20年	853	1,085	1,257	1,561	772	990	1,172	1,396	748	952	1,159	1,381

首都圏では一般・係長の基準賃借料は13万1,800円であり、札幌・仙台・広島・福岡、沖縄の部長クラスの基準賃借料を上回った。

住宅規模別の基準賃借料

3DK基準賃借料は首都圏で12.6万円

住宅規模別の基準賃借料は図表1-7のとおりだった。都市平均の1DK等を基準にすると、2DK等1.29倍、3DK等1.56倍、4DK等1.83倍だった。

基準賃借料の推移は図表1-8のとおりだった。20年の2DK等の基準使用料は、10年に比べ概ね2,000~9,000円アップした。

1DK等は、首都圏で7.7万円が8.5万円に、京阪神で6.5万円が7.7万円に、名古屋で6.3万円が7.5万

円にそれぞれ増加した。

2DK等は、首都圏で10.7万円が10.9万円に、京阪神で9.4万円が9.9万円に、名古屋で8.6万円が9.5万円になった。

3DK等は、首都圏で13.8万円が12.6万円に、京阪神で12.7万円が11.7万円に、名古屋で12.2万円が11.6万円になった。

4DK等は、首都圏で15.1万円が15.6万円に、京阪神で13.9万円が14.0万円に、名古屋で13.1万円が13.8万円になった。

3DK等の基準賃借料は10年当時に比べ下がっている。

基準賃借料と借上社宅使用料

基準賃借料の23.2%を徴収

首都圏の基準賃借料と借上社宅使用料との関係は図表1-9のとおりだった。

家族数別平均では、基準賃借料は13.3万円、借上社宅使用料は3.1万円、基準賃借料の23.2%相当を社宅使用料として徴収していた。

職階別平均では基準賃借料に占める借上社宅使用料の割合は21.2%だった。

なお、本誌19年12月調べの社宅使用料は、社有・借上の平均で2.5万円だった。

基準賃借料に占める使用料の割合

基準賃借料に占める借上社宅使用料の割合の推移は13年まで19%前後の水準で推移していたが、図表1-10のとおり、14年以降は20%を超え、19年は22.3%、20年は前述のとおり23.2%になった。

家賃の全額を自分で支払って賃貸住宅に居住している従業員に比べると、借上社宅入居者は家賃の80%弱に相当する経済的利益を受けていることになる。

3要素統合の基準賃借料

家族数2人以上で新規供給家賃下回る

基準賃借料は、入居する従業員の家族構成に見合う規模の住宅を、社有あるいは既契約の社宅規模との整合性、事業主の支払い能力、受益者負担に対する企業ごとの原則などの要素を統合して決められる。

図表1-9 首都圏の基準賃借料と借上社宅使用料

(20年、百円/戸)

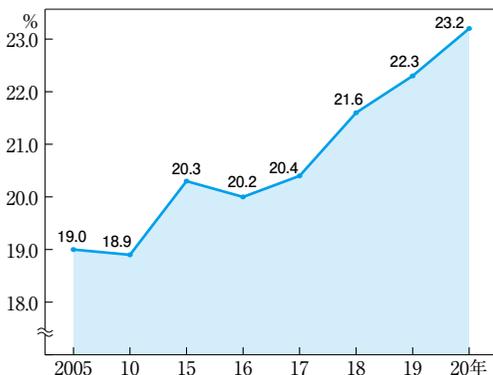
区分	基準賃借料 (A)	借上社宅使用料 (B)	(B) / (A) (%)
家族数別平均	1,334	309	23.2
単身	892	204	22.9
2人	1,211	267	22.0
3人	1,279	298	23.3
4人	1,390	326	23.5
5人以上	1,443	339	23.5
職階別平均	1,429	303	21.2
一般・係長	1,297	268	20.7
課長	1,443	300	20.8
部長	1,547	341	22.0

注1 基準賃借料と借上社宅使用料（超過分を除く）が対応する事例を集計

2 家族数別平均と職階別平均はサンプル数が異なる

3 家族数別平均は単身を除く、職階別平均は4人家族の場合

図表1-10 首都圏の基準賃借料に占める借上社宅使用料の割合



注 図表1-9の家族数別平均による

多くの場合、借上住宅の基準賃借料は、家族数、職階、住宅規模といった代表的な要素のいずれかあるいはその組み合わせで設定されている。このため、各企業の基準賃借料の水準を横断的に把握するのは容易ではない。

そこで、基準賃借料を構成する代表的な要素である、家族数、職階、住宅規模を統合して、平均的な基準賃借料をしてみた。

都市平均の基準賃借料と新規供給家賃との関係は図表1-11のとおり、単身+一般・係長+1DKでは基準賃借料が新規供給家賃より高額だった。

2人家族以上では基準の範囲内で借上住宅を確保するのが難しい状態にあった。

2人家族+一般・係長+2DK（以下、2人家族などの基準賃借料）では基準賃借料は新規供給家賃を1.2万円下回った。3人家族などでは2.4万円、4人家族などでは2.9万円、5人以上家族などでは7.4万円下回った。

首都圏では4人家族などで3.8万円下回る

首都圏では図表1-12のとおり、基準賃借料が

図表1-11 3要素統合の基準賃借料と新規供給家賃
(都市平均、20年)



注1 家族数が多くても職位の低い人もいるが、上図では単純に家族数が多ければ職位も高いものとして目安をみることにした。家族数は図表1-3、職階は図表1-6、住宅規模は図表1-7による（3要素の基準賃借料を単純平均）
 2 新規供給家賃は本誌No.2251の各都市の平均家賃（m²単価）による。ただし、戸数のウエイトを18年の総務省「住宅・土地統計調査」（民営借家・非木造・共同住宅）より、関東大都市圏47%、京阪神大都市圏22%、中京大都市圏10%、その他大都市圏21%として加重平均した
 3 住宅規模は、1DK=25m²（新住宅計画の単身者の最低居住面積）、1DK以外は本誌No.2287の「社宅・独身寮の使用料調べ」から2DK=50m²、2DK+3DK=58.5m²、3DK=67m²、4DK=89m²とした

新規供給家賃の範囲内だったのは単身+一般・係長+1DKのみだった。

2人家族などでは基準賃借料が新規供給家賃を2.5万円下回った。3人家族などでは4.2万円、4人家族などでは3.8万円、5人以上家族などでは9.2万円それぞれ下回った。超過分のすべてあるいは一部は入居者の負担になる。

京阪神では4人家族などで1.5万円下回る

京阪神では図表1-13のとおり、新規供給家賃が基準賃借料の範囲内に収まったのは単身、2人家族などだった。3人家族などでは新規供給家賃を0.4万円下回った。

4人家族などでは1.5万円、5人以上家族などでは5.8万円、基準賃借料が下回った。

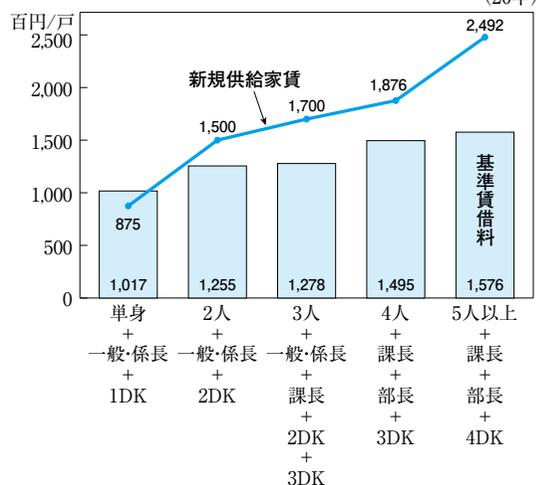
名古屋は概ね基準賃借料の範囲内

名古屋では図表1-14のとおり、新規供給家賃が基準賃借料を上回ったのは5人以上家族などのみだった。5人以上家族などでは基準賃借料が新規供給家賃を2.3万円下回った。

このように首都圏や京阪神では基準賃借料で中規模以上の家族向け民営借家を確保することは難しく、通勤時間を延長してより安い家賃地域で住宅を確保するか、超過分の自己負担の発生もあり得る。

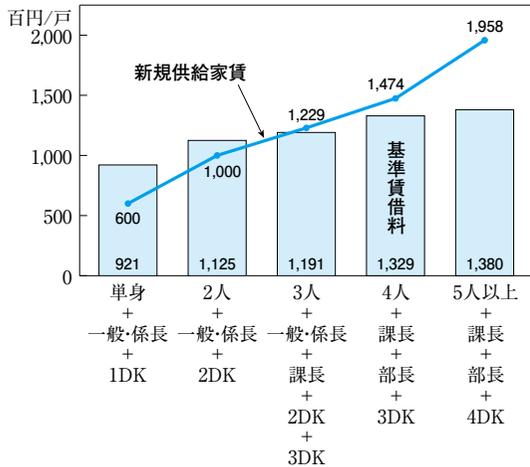
一方、名古屋では、基準賃借料の範囲内で良質な住宅に入居できる可能性がある。

図表1-12 首都圏の3要素統合の基準賃借料と新規供給家賃
(20年)



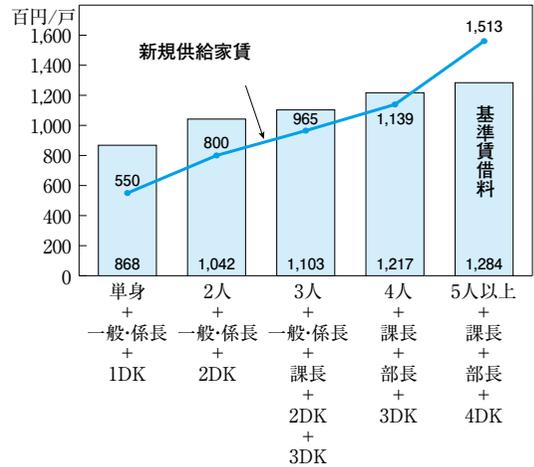
注 図表1-11に同じ

図表1-13 京阪神の3要素統合の基準賃借料と新規供給家賃 (20年)



注 図表1-11に同じ

図表1-14 名古屋市の3要素統合の基準賃借料と新規供給家賃 (20年)



注 図表1-11に同じ

2 一時金、管理費、基準額超過分の扱い

物件は会社確保が53%

従業員が入居する物件の探し方は図表2-1のとおりだった。

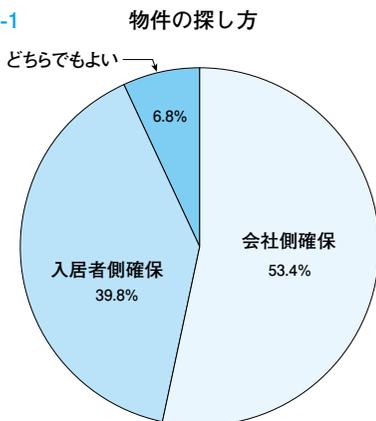
会社側確保が53.4%，入居者側確保が39.8%，どちらでもよいが6.8%だった。入居者側確保は、どちらでもよいと合わせ46.6%を占めた。この割合は、19年調査を下回った。

入居一時金は会社負担

入居一時金は、例外なく会社側が全額を負担していた。会社側が負担する入居一時金の水準は図表2-2のとおりだった。

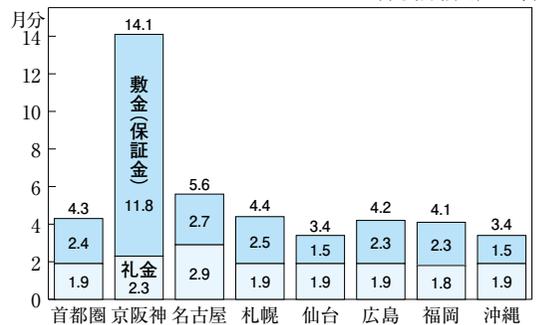
家賃月額比は京阪神が飛び抜けて高額で、敷金

図表2-1 物件の探し方 (20年)



図表2-2 入居一時金の会社負担基準

(家賃月額比、20年)



(保証金)が11.8カ月分、礼金と合わせて14.1カ月分だった。京阪神を除く各都市では3~5カ月分だった。

本誌が不動産・住宅情報サイト「HOME'S」(18年6月上旬~中旬)掲載分から集計した結果(本誌No.2251)は次のとおりで、京阪神を除き前掲図表2-2と大きな差はなかった。

本誌集計では、中規模マンションの敷金(保証金)と礼金を合わせた入居一時金の家賃月額費は大阪市内で2.5カ月分、神戸市内で3.2カ月分、東京都区部で2.2カ月分だった。

このほか、名古屋市内は2.1カ月分、札幌市内は1.3カ月分、仙台市内は3.0カ月分、広島市内は3.3カ月分、福岡市内は2.4カ月分だった。いずれも前掲図表2-2の水準を下回った。

全額会社負担は共益費46%，駐車料13%

管理費（共益費），駐車料，退去時の補修費の負担区分は図表2-3のとおりだった。

このうち，全額会社負担としていた割合は，共益費で46.0%，駐車料で12.6%，退去時の補修費で77.3%だった。一方，全額入居者負担としていた割合は，共益費で33.3%，駐車料で83.9%，退去時の補修費で8.0%だった。

更新料は全額会社負担が95%

更新料の負担区分は図表2-4のとおり，全額会社負担が95.4%を占めた。

全額入居者負担は皆無で，家賃の一定額まで会社負担，会社と入居者で折半が僅かながらみられた。

超過分全額入居者負担が78%

基準賃借料を超過した物件に入居した時の超過分の扱いは図表2-5のとおりだった。

全額入居者負担が77.6%と最も多かった。超過住宅への入居を認めないも17.6%あった。

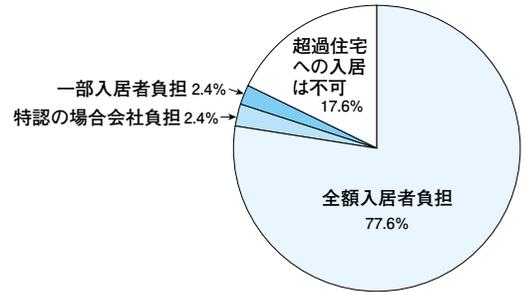
図表2-3 共益費，駐車料，退去時の補修費の負担区分 (20年，%)

区分	共益費	駐車料	退去時の補修費
全額会社負担	46.0	12.6	77.3
全額入居者負担	33.3	83.9	8.0
一部入居者負担	20.7	3.4	11.4
社有社宅に準ずる	—	—	3.4

図表2-4 更新料の負担区分 (20年，%)

区分	構成比
全額会社負担	95.4
家賃の一定額まで会社負担	2.3
会社と入居者の折半負担	2.3

図表2-5 基準賃借料を超過したときの扱い (20年)



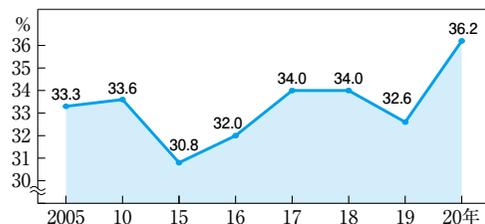
3

家賃補助の実施率と補助額，補助率

実施率は36%

借上社宅の提供と家賃補助制度は類似した機能を持っている。借上社宅では賃貸契約の当事者が家主と会社であり，入居者が支払った使用料と家賃との差額に相当する経済的利益は国税庁通達に基づく計算式で求めた家賃相当額の2分の1以上であれば非課税になる。これに対し，家賃補助では賃貸契約の当事者は家主と入居者であり，会社が支給する家賃補助額は給与課税の対象になる。

図表3-1 家賃補助制度の実施率の推移

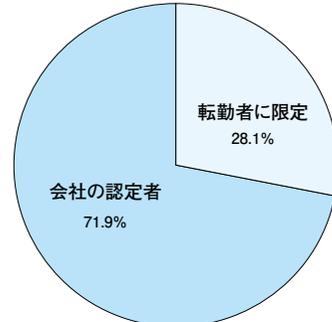


家賃補助の実施率は図表3-1のとおり，14年に29.8%まで減少した後回復し15年30.8%，16年32.0%，17年，18年は34.0%だった。19年は32.6%でやや減少したが，20年は36.2%に上昇した。

対象者を転勤者に限定は28%

家賃補助の対象者は図表3-2のとおりだった。

図表3-2 家賃補助の対象者 (20年)



最も多かったのは、会社の認定者で71.9%を占めた。この中には、社宅・独身寮を廃止あるいは縮小したことによる経過措置として家賃補助を受けているケースも含まれる。

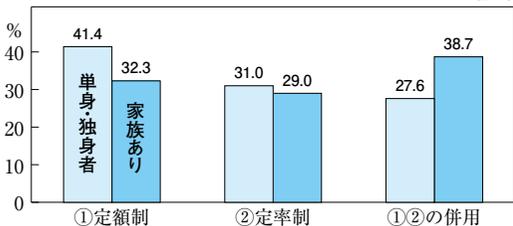
転勤者に限定して補助すると規定していた企業は28.1%だった。かつては、転勤者には借上社宅を提供する企業が一般的だったが、これに代えて転勤者が自己責任で家主と賃貸契約を結び、会社が家賃補助制度の対象者と認定したときには会社が家賃を補助するという方式に転換するケースがあらわれた。

家賃補助の支給方法には、支払い家賃に対応して一定額を補助するあるいは家族数別、職階別、地域別に一定額を補助する定額制、家賃の一定割合を補助する定率制、両者の併用がある。支給方法の採用割合は図表3-3のとおり、家族ありの場合で、定額制は32.3%、定率制は29.0%、定額制と定率制の併用が38.7%を占めた。

加重平均補助額は家族ありで5.1万円

家賃補助の補助額、補助率は図表3-4のように

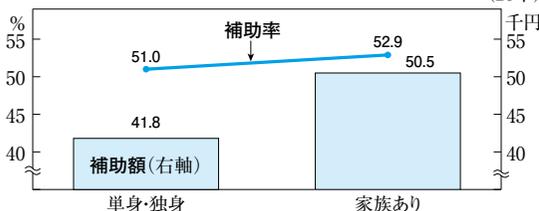
図表3-3 家賃補助の支給方法 (20年)



図表3-4 家賃補助の補助率、補助額 (20年)

区分	①定額制の補助額	②定率制の補助率	①②の併用 (補助率：%かつ補助額：円)
単身・独身者	35,458円	44.3%	56.9%かつ51,392円
家族あり	44,950円	50.0%	54.6%かつ55,053円

図表3-5 補助額と補助率の加重平均 (20年)



注 補助額は図表3-4の①と①②の補助額の加重平均、補助率は図表3-4の②と①②の加重平均

なった。家族ありをみると、定額制の平均補助額は4.5万円、平均補助率は50.0%だった。併用制では補助率54.6%かつ5.5万円が平均だった。

定額制、定率制、併用制の加重平均は図表3-5のとおりだった。定額制は、単身・独身で4.2万円、家族ありで5.1万円だった。定率制の補助率は、単身・独身で51.0%、家族ありで52.9%だった。

支給期限ありが73%

家賃補助に支給期限を設けていた割合は図表3-6のとおり73.3%だった。期限なしあるいは転勤扱いの全期間は26.7%だった。期限ありの上限は年齢では37.2歳、年数では7.9年だった。

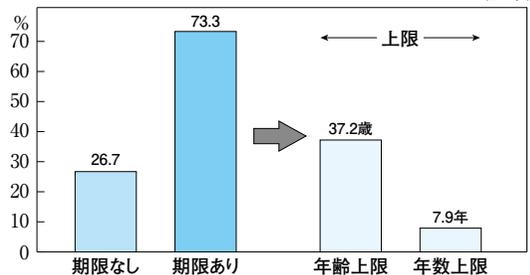
本誌No.2287から社有社宅・借上社宅を平均した社宅入居期限をみると、年齢では43.9歳、年数では9.2年だった。

家賃補助のみが59%

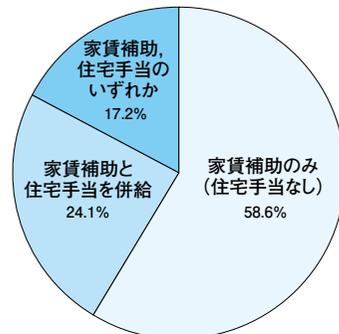
家賃補助と機能が類似している住宅手当との併給の有無は図表3-7のとおりだった。

住宅手当はなく、家賃補助のみで運用は58.6%だった。家賃補助と住宅手当を併給は24.1%、住宅手当と家賃補助のいずれかを支給するは17.2%だった。

図表3-6 家賃補助の支給期限の有無と上限期間 (20年)



図表3-7 家賃補助と住宅手当との併給の有無 (20年、家賃補助あり=100)



別表 I

各社別の社宅借上基準と基準賃借料, 経費負担

(労務研究所調べ 2019年12月現在)

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
金属工業				
JFEスチール (18,000名) 社有 500戸 借上 2,000戸 ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めた者	借上基準 会社負担上限(首都圏10万円) ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 一部入居者負担	◇社有点数制 ◇借上家賃の25% ◇入居期間 10年間
神戸製鋼所 (11,191名) 社有 840戸 借上 780戸 ◇物件の探し方 会社が指定した不動産業者が提示した中から入居者が選定	◇会社が必要と認めた者	基準賃借料 (06.10改正) ※東京本社地区で既存の借上物件を希望しない場合, 指定不動産業者の提示物件を選択 同居家族数に応じて11万円もしくは13万円を上限とする ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 会社負担 (故意・過失によるものは入居者負担)	◇借上のみ ・工場隣接, マンションタイプ以外 m^2 単価 × 面積 × 調整係数(新旧) ・マンション 賃借料(共益費・管理費含む) × 負担割合(東京本社地区20%, その他地区30%) ・マンション(東京本社地区の選択型) 賃借料(共益費・管理費含む) × 負担割合(25%) ◇入居期間 12年間 または 40歳の3月, 9月末までのいずれか長い期間
大同特殊鋼 (4,000名) 社有 600戸 借上 50戸 ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めた者	基準賃借料 上限150,000円(月額) ◇上記限度額を超える場合 超過額を所定使用料に加算徴収 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 一部負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 入居者負担	◇借上(家賃+共益費) × 15% + 2,000円 ◇入居期間 一定入居年数で使用料アップ

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円)入居期間																																																							
古河電気工業 (3,657名) 社有 449戸 借上 102戸 ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めた者	基準賃借料 (15年12月) 2DK (家族3名) ~50m ² ~ 75,000円 3DK (家族4~5名) ~65m ² ~ 90,000円 3LDK (家族6人以上) ~75m ² ~100,000円 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 一部会社負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 入居者負担	◇社有・借上共通 ・特別使用者 負担率30% ・優先使用者 負担率50% ・例外使用者 負担率100% ◇入居期間 40歳または5年間																																																							
日本軽金属 (2,000名) 社有 225戸 借上 100戸 ◇物件の探し方 委託先の不動産 会社が斡旋した 物件の中から入 居者が出張時に 選定	◇会社が必要と認めた者	基準賃借料 (01.4改正) (千円) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <thead> <tr> <th></th> <th>家族同居 (標準者)</th> <th>家族同居 (転勤者)</th> <th>単身者</th> <th>独身者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>首都圏</td><td>100</td><td>120</td><td>95</td><td>80</td></tr> <tr><td>北関東</td><td>70</td><td>80</td><td>65</td><td>65</td></tr> <tr><td>札幌・仙台</td><td>70</td><td>75</td><td>65</td><td>50</td></tr> <tr><td>苫小牧</td><td>50</td><td>60</td><td>50</td><td>45</td></tr> <tr><td>北信越・東海</td><td>60</td><td>70</td><td>60</td><td>50</td></tr> <tr><td>中京</td><td>75</td><td>95</td><td>80</td><td>60</td></tr> <tr><td>阪神</td><td>95</td><td>110</td><td>90</td><td>70</td></tr> <tr><td>中国・四国・九州</td><td>70</td><td>80</td><td>65</td><td>65</td></tr> <tr><td>その他 (幸田・三重)</td><td>50</td><td>60</td><td>50</td><td>40</td></tr> <tr><td>(滋賀・金沢)</td><td>65</td><td>75</td><td>65</td><td>55</td></tr> </tbody> </table> ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担		家族同居 (標準者)	家族同居 (転勤者)	単身者	独身者	首都圏	100	120	95	80	北関東	70	80	65	65	札幌・仙台	70	75	65	50	苫小牧	50	60	50	45	北信越・東海	60	70	60	50	中京	75	95	80	60	阪神	95	110	90	70	中国・四国・九州	70	80	65	65	その他 (幸田・三重)	50	60	50	40	(滋賀・金沢)	65	75	65	55	◇共益費 左記基準賃借料に含む ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 社有社宅基準に準ずる	◇社有・借上共通 m ² ×210+限度額超過分 ◇入居期間 ・一般社員 15年間または転勤した場合、転勤後10年間のいずれか長い期間 ・年俸制社員 15年間または年俸制算入後5年間のいずれか短い期間 ・持ち家者は無期限
	家族同居 (標準者)	家族同居 (転勤者)	単身者	独身者																																																							
首都圏	100	120	95	80																																																							
北関東	70	80	65	65																																																							
札幌・仙台	70	75	65	50																																																							
苫小牧	50	60	50	45																																																							
北信越・東海	60	70	60	50																																																							
中京	75	95	80	60																																																							
阪神	95	110	90	70																																																							
中国・四国・九州	70	80	65	65																																																							
その他 (幸田・三重)	50	60	50	40																																																							
(滋賀・金沢)	65	75	65	55																																																							

電気機器

電気機器 ① (37,353名) ◇物件の探し方 会社が指定	◇転勤者に限定	基準賃借料 (12.4改正) (千円) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <thead> <tr> <th></th> <th>地域Ⅰ</th> <th>地域Ⅱ</th> <th>地域Ⅲ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>単身用</td><td>60~80</td><td>40~60</td><td>30~50</td></tr> <tr><td>家族用</td><td>80~120</td><td>50~90</td><td>30~70</td></tr> </tbody> </table> ◇上記賃借料を超える場合 超過分を所定使用料に加算徴収 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担		地域Ⅰ	地域Ⅱ	地域Ⅲ	単身用	60~80	40~60	30~50	家族用	80~120	50~90	30~70	◇共益費 入居者負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 一部会社負担	◇借上 一律 30,000円 ◇入居期間 7年間
	地域Ⅰ	地域Ⅱ	地域Ⅲ													
単身用	60~80	40~60	30~50													
家族用	80~120	50~90	30~70													

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円)入居期間																																																		
電気機器 ③ (11,490名) 借上のみ 1,434戸 ◇物件の探し方 会社指定の不動産業者から入居者が選定	◇転勤者に限定	基準賃借料 (14.8改正) 地域・資格・世帯(独身・単身赴任か家族帯同)に応じて設定された基準家賃あり ◇限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金 敷金は全額、礼金は2カ月まで会社負担 ◇更新料 1カ月まで会社負担	◇共益費 入居者負担 ◇駐車料 同上 ◇退去時の補修 一部会社負担	◇借上 基準家賃×50% 単身赴任×63% 上記を会社が負担する ◇入居期間 10年間																																																		
アズビル (5,151名) 借上主体 974戸 ◇物件の探し方 入居者が探し会社が承認	◇転勤者に限定	基準賃借料 (使用料は00.10改正, 地区区分は18.4改正) (円) <table border="1" data-bbox="429 803 923 1325"> <thead> <tr> <th>A地区</th> <th>B地区</th> <th>C地区</th> <th>D地区</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～80,000</td> <td>～68,000</td> <td>～60,000</td> <td>～52,000</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>80,001～85,000</td> <td>68,001～72,250</td> <td>60,001～63,750</td> <td>52,001～55,250</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>85,001～90,000</td> <td>72,251～76,500</td> <td>63,751～67,500</td> <td>55,251～58,500</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>90,001～95,000</td> <td>76,501～80,750</td> <td>67,501～71,250</td> <td>58,501～61,750</td> <td>17,000</td> </tr> <tr> <td>95,001～105,000</td> <td>80,751～89,250</td> <td>71,251～78,750</td> <td>61,751～68,250</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>105,001～110,000</td> <td>89,251～93,500</td> <td>78,751～82,500</td> <td>68,251～71,500</td> <td>23,000</td> </tr> <tr> <td>110,001～115,000</td> <td>93,501～97,750</td> <td>82,501～86,250</td> <td>71,501～74,750</td> <td>26,000</td> </tr> <tr> <td>115,001～120,000</td> <td>97,751～102,000</td> <td>86,251～90,000</td> <td>74,751～78,000</td> <td>29,000</td> </tr> <tr> <td>120,000超</td> <td>102,000超</td> <td>90,000超</td> <td>78,000超</td> <td>29,000+超過額</td> </tr> </tbody> </table> ※上記家賃と使用料の差額が会社負担 ※A地区 東京 大阪 京都 横浜 さいたま 神戸 B 〃 仙台 名古屋 福岡 C 〃 札幌 広島 D 〃 北九州 ◇限度額を超える場合 一定算式により入居者負担あり ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	A地区	B地区	C地区	D地区	使用料	～80,000	～68,000	～60,000	～52,000	8,000	80,001～85,000	68,001～72,250	60,001～63,750	52,001～55,250	11,000	85,001～90,000	72,251～76,500	63,751～67,500	55,251～58,500	14,000	90,001～95,000	76,501～80,750	67,501～71,250	58,501～61,750	17,000	95,001～105,000	80,751～89,250	71,251～78,750	61,751～68,250	20,000	105,001～110,000	89,251～93,500	78,751～82,500	68,251～71,500	23,000	110,001～115,000	93,501～97,750	82,501～86,250	71,501～74,750	26,000	115,001～120,000	97,751～102,000	86,251～90,000	74,751～78,000	29,000	120,000超	102,000超	90,000超	78,000超	29,000+超過額	◇共益費 入居者負担 ◇駐車料 使用料の50%, 3,000円限度に補助 ◇退去時の補修 会社負担	◇借上主体 左記の使用料のとおり ◇入居期間 各自設定の本拠地 3年間 それ以外 なし
A地区	B地区	C地区	D地区	使用料																																																		
～80,000	～68,000	～60,000	～52,000	8,000																																																		
80,001～85,000	68,001～72,250	60,001～63,750	52,001～55,250	11,000																																																		
85,001～90,000	72,251～76,500	63,751～67,500	55,251～58,500	14,000																																																		
90,001～95,000	76,501～80,750	67,501～71,250	58,501～61,750	17,000																																																		
95,001～105,000	80,751～89,250	71,251～78,750	61,751～68,250	20,000																																																		
105,001～110,000	89,251～93,500	78,751～82,500	68,251～71,500	23,000																																																		
110,001～115,000	93,501～97,750	82,501～86,250	71,501～74,750	26,000																																																		
115,001～120,000	97,751～102,000	86,251～90,000	74,751～78,000	29,000																																																		
120,000超	102,000超	90,000超	78,000超	29,000+超過額																																																		

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
サンデンホールディングス (2,268名) 借上のみ 184戸 ◇物件の探し方 入居者が選定 (出張時に本人 が対応)	◇転勤者に限定	基準賃借料 (15.4改正) (千円) 単身者 2~3人 4人 5人以上 1DK 2LDK 3LDK 3LDK 1地区 56 104 123 129 2地区 51 94 111 116 3-A・B地区 45 83 99 103 4-A・B地区 39 73 86 90 5-A・B地区 34 62 74 77 6地区 28 52 62 64 生産事業所 34 62 74 77 1地区 東京都区部、さいたま、横浜 2地区 大阪、千葉 3-A・B地区 名古屋、福岡、静岡 4-A・B地区 札幌、仙台、新潟、宇都宮、前橋、松本、 金沢、松江、広島、那覇、鹿児島 5-A・B地区 青森、盛岡、長野、高松、岡山、熊本 6地区 宮崎、松山 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担 ◇駐車料 同上 ◇退去時の補修 会社負担	◇使用料 1人 10,500 2~3人 22,200 4人 26,300 5人~ 27,400 ◇入居期間 6年間
電気機器④ (約3,000名) 社有 170戸 借上 160戸 ◇物件の探し方 入居者が選定	◇会社が必要と認めた者	借上基準 (17.9改正) 各事業所により決定 家族数、資格による ◇限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 入居事由により判断	◇共益費 35~60%を入居者負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 会社負担	◇借上 35~60%を入居者負担 ◇入居期間 九州地区40歳まで その他地区は50歳まで
市光工業 (2,260名) 借上 132戸 ◇物件の探し方 入居者が選定 (所定の転勤休暇 で対応)	◇転勤者に限定	基準賃借料 (02.10改正) (千円) 単身者(8坪) 2人(12坪) 3人(17坪) 4人以上(22坪) 東京 70以下 100以下 120以下 135以下 伊勢原 60 70 80 100 藤岡 50 60 70 75 ※上記のほか、支店、営業所の基準賃借料も設定 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 会社負担	◇社有・借上共通 1人 12,000 2人 14,000 3人 16,000 4人~ 19,000 ◇入居期間 最大10年間 最小 2年間

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
ダイヘン (1,025名) 社有 1戸 借上 82戸 ◇物件の探し方 選定業者が提供する中から入居者が選択、または入居者が確保	◇会社が必要と認めた者(転勤者、その他)	借上基準 ・地域区分(地域性を考慮し4段階に区分) ・入居区分(本人入居を基本とし、同居者数および職種により加点、4段階に区分) 上記の地域区分および入居区分により限度額を決定 ◇上記限度額を超える場合 超過分全額入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 全額会社負担	◇共益費 入居者負担 ◇駐車場料 入居者負担 ◇退去時の補修 会社負担	◇社有 1,050×面積×資格係数 ◇借上 (木造600円, 鉄筋900円)×面積×資格係数 ◇入居期間 ・原籍地以外への転勤 なし ・原籍地への転勤 3年間
電気機器⑤ (651名) 借上のみ 136戸 ◇物件の探し方 入居者が選定(出張時)	◇会社が必要と認めた者	基準賃借料 (01.9改正) 基準額 家賃限度額 A地域 B地域 単身者 47,000円 90,000円 80,000円 2~3人 50,000 110,000 100,000 4~5 55,000 120,000 110,000 ※A地域 東京 立川 横浜 大阪 B 〃 A地域以外 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担 ◇駐車場料 同上 ◇退去時の補修 会社負担	◇借上のみ 家賃が基準額以内 基準額×下記の使用料率 5年間 15% 6年目 35% 7年目 55% 8年目 75% ◇入居期間 8年間

輸送機械

トヨタ自動車 (83,140名) 社有 2,930戸 借上 27戸 ◇物件の探し方 入居者が選定	◇転勤者に限定	基準賃借料 都市部(東京、大阪)周辺を除く地域 100,000円 ◇上記限度額を超える場合 借上社宅として原則認可しない ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担 ◇駐車場料 同上 ◇退去時の補修 同上	◇借上 築年別坪単価制 ※付帯設備格差を評価 ◇入居期間 任期満了まで																		
デンソー (39,315名) 社有 1,013戸 借上 713戸 ◇物件の探し方 会社が指定 転勤:入居者が選定(出張時に対応)	◇会社が認めた者(転勤・新婚者)	基準賃借料 (18.12改正) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">係長以下</th> <th rowspan="2">課長以上</th> </tr> <tr> <th>家族4人以下</th> <th>同5人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>199,000円</td> <td>236,000円</td> <td>258,000円</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>154,000</td> <td>183,000</td> <td>199,000</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>108,000</td> <td>127,000</td> <td>139,000</td> </tr> </tbody> </table> ◇上記限度額を超える場合 借上社宅として認可しない ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	区分	係長以下		課長以上	家族4人以下	同5人以上	東京都	199,000円	236,000円	258,000円	大阪府	154,000	183,000	199,000	愛知県	108,000	127,000	139,000	◇共益費 会社負担 ◇駐車場料 同上(1台) ◇退去時の補修 入居者の責任に帰するもの以外は会社負担	◇社有 m ² 単価制 @410円 ◇借上 m ² 単価制 @500円 ◇入居期間 7年間 転勤者はなし
区分	係長以下			課長以上																		
	家族4人以下	同5人以上																				
東京都	199,000円	236,000円	258,000円																			
大阪府	154,000	183,000	199,000																			
愛知県	108,000	127,000	139,000																			

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間															
日産自動車 (23,025名) 社有 371戸 借上 212戸 ◇物件の探し方 本人の事情を勘案し会社が物件を決定	◇会社が必要と認めた者	基準賃借料 上限150,000円 ◇上記限度額を超える場合 借上社宅として認可しない ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担額算出に含む ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 入居者負担	◇借上 賃料等合計-会社負担額 会社負担額=契約家賃・管理費・共益費の合計額の4分の3(上限6万円) ◇入居期間 5年間															
マツダ (22,617名) 社有 150戸 借上 488戸 ◇物件の探し方 入居者が選定(委託業者の紹介物件より)	◇会社が必要と認めた者	(07.1改正) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>首都圏</th> <th>大阪圏</th> <th>福岡 広島</th> <th>名古屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独身者</td> <td>70,000円</td> <td>65,000円</td> <td>55,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>家族帯同者</td> <td>120,000</td> <td>100,000</td> <td>80,000</td> <td>90,000</td> </tr> </tbody> </table> ◇敷金・礼金・仲介料・更新料 会社負担	区分	首都圏	大阪圏	福岡 広島	名古屋	独身者	70,000円	65,000円	55,000円	60,000円	家族帯同者	120,000	100,000	80,000	90,000	◇共益費 入居者負担 ◇駐車料 会社負担 ◇退去時の補修 故意・過失は入居者負担	◇借上 左記限度額(家賃+駐車料)×20%+管理共益費 ◇入居期間 転勤者は原則5年間
区分	首都圏	大阪圏	福岡 広島	名古屋															
独身者	70,000円	65,000円	55,000円	60,000円															
家族帯同者	120,000	100,000	80,000	90,000															
ダイハツ工業 (13,114名) 借上 279戸 ◇事前の出張時に対応(入居者が選定)	◇会社が必要と認めた者(転勤者)	基準賃借料 (14.7改正) 上限 85,000円 同居人数が1人増える毎に10,000円増額 ※14年7月に職階による基準を廃止、家族数による基準に改正 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担 ◇駐車料 同上 ◇退去時の補修 会社負担(重過失は相当分を本人負担)	◇借上 家賃×20%+共益費等 ◇入居期間 3年間															
輸送機械① (13,000名) 社有 1,313戸 借上 121戸 ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めた者(転勤者・新婚者)	借上基準 (97.7改正) 社有社宅費用とのバランスや世間相場を比較して決定(首都圏役職者の最高額23万円) ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 1,050円 ◇駐車料 1,080円 ◇退去時の補修 入居月数×1,080円(64,000円上限)を徴収	◇社有・借上共通 m ² 単価制(235~350円) ◇入居期間 12年間															
I H I (8,458名) 社有 371戸 借上 1,114戸 ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めた者(転勤者、新婚者(勤続2年以上)、資格・要件は社有・借上共通)	基準賃借料 (12.1) 地区により異なる 新婚 6.2万~14万円 転勤 7.5万~14万円 ◇上記限度額を超える場合 借上社宅として認めず ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 基本補修費+個別損傷箇所補修費を入居者が負担	◇入居期間 新婚 10年 転勤 15年															

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円)入居期間
ボッシュ (5,500名) 借上 898戸 ◇物件の探し方 家賃上限内で会社が紹介	◇会社が必要と認めた者(転勤者)	基準賃借料 (14.1改正) 課長以上 一般職 扶養加算 同居3人 を超える 場合1人 につき A 18,000円 B 15,000 C 12,000 D 10,000 ※A地区=東京, 横浜, 大阪 B地区=豊田, 広島, 志木, 宇都宮, 浜松 C地区=埼玉, 群馬, 栃木, 札幌, 仙台, 九州 D地区=女満別 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担 ◇駐車料 同上 ◇退去時の補修 補修費算定基準による	◇借上 家賃×25% ◇入居期間 転勤 単身赴任 20年 それ以外 10年

精密機械

精密機械① (8,700名) 借上 1,685戸 ◇物件の探し方 会社提示物件から入居者が選定(所定の転勤休暇で対応)	◇転勤者に限定	基準賃借料 (19.4改正) 勤務地により異なる 単身 90,000~110,000円 独身 独身寮使用規定に準じる 2~3人家族 110,000~130,000円 4人家族以上 130,000~150,000円 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 左記基準賃借料に含む ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 故意・過失を除き会社負担	◇借上 市中家賃×15% ×賃金係数× (福利厚生係数1.5) ◇入居期間 転勤用 10年間 厚生用 5年間
精密機械② (8,530名) 借上のみ 約1,100戸 ◇物件の探し方 自己調達または会社調達	◇会社が必要と認めた者(転勤者・新卒者・過年度入社者)	基準賃借料 (14.4改正) 同居家族人数, 転勤地により異なる 第1 第2 第3 第4 (千円) 独身・単身 90 85 70 65 2~3人用 127 122 107 85 4~5人用 167 157 127 110 6人以上 195 185 150 135 ※上記基準に管理費・共益費は含まない 第1領域 東京23区 第2領域 東京23区以外 千葉県 埼玉県 神奈川県 大阪府 第3領域 宮城県 静岡県 愛知県 京都府 兵庫県 福岡県 第4領域 上記領域以外の事業所所在地 ◇上記限度額を超える場合 原則として認めない ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 50%会社負担 (上限8,000円) ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 入居者の故意・過失を除き会社負担	◇借上 借上家賃×30% 単身用社宅は借上家賃×15% ◇入居期間 新卒者, 過年度入社者30歳まで 転勤者5年間

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
島津製作所 (3,700名) 借上 約490戸 ◇物件の探し方 新入社員の場合 会社が指定、転 動者は入居者が 選定(転勤前に 下見のため交通 費支給、家族帯 同の場合のみ)	◇会社が必要 と認めた者 (転勤者、 新入社員)	借上基準 (18.4改正) 家族人数別+各都市別に金額を定めている ◇限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 全額会社負担	◇共益費 5,000円まで 入居者負担、 超過分は会社 と折半 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 敷金範囲まで 会社負担、故 意・過失によ るものは入居 者負担	◇借上のみ 1~10年目 家賃×20% 11年目 家賃×30% 12年目 家賃×40% 13年目 家賃×50% 14年目 家賃×60% 15年目 家賃×70% ◇入居期間 15年間
精密機械③ (2,600名) 借上 140戸 ◇物件の探し方 入居者が選定 (委託業者の紹 介物件あり)	◇会社が必要 と認めた者	借上基準 地域別に標準家賃を設定 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 70~90%会社 負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 50%会社負担	◇借上 家族帯同 基準額×20% (京葉圏30%) 単身者 基準額の10% ◇入居期間 7年間
シチズン時計 (829名) 借上 39戸 ◇物件の探し方 入居者が選定	◇転勤者に限 定	基準賃借料 (17.4改正) 単身 1DK 77,000円 夫婦 2DK 100,000円 夫婦+子ども1人 2~3DK 110,000円 夫婦+子ども2人 2~3DK 120,000円 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 全額会社負担	◇共益費 会社90%負担 ◇駐車料 会社90%負担 ◇退去時の補修 会社負担	◇借上 基準額×90%を 会社負担
精密機械④ (1,270名) 社有 195戸 借上 33戸 ◇物件の探し方 会社が指定	◇社有社宅を 用意できな い場合	基準賃借料 部長 課長 主任以下 1人(1K) 85,000円 75,000円 65,000円 2~3人(2DK) 120,000 115,000 110,000 4人以上(3DK) 150,000 145,000 140,000 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担 ◇駐車料 同上 ◇退去時の補修 会社負担	◇社有・借上共通 2DK以下 28,400~15,600 2DK 31,200~17,300 3間 35,000~20,000 4間 39,200~22,500
東京計器 (1,582名) 社有 30戸 借上 124戸 ◇物件の探し方 会社が指定	◇転勤者に限 定	基準賃借料 (19.4改正) 地域毎の基準額を設定し、会社負担額は基準額の7割 基準額(万円) 東京129 大阪110 神戸105 名古屋113.5 札幌83.5 福岡71.0 ※単位:千円 ◇上記限度額を超える場合 借上社宅として認可せず ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 敷金の範囲内 で、会社負担	◇借上 地域毎の基準額 を設定、その3 割 ◇入居期間 10年間

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
一般機械				
コマツ (10,371名) 社有 2戸 借上 2,002戸 ◇物件の探し方 入居者が選定	◇会社が必要と認めたと者(結婚等による一般入居者も含む)	基準賃借料 (00.4改正) 会社負担の上限 特定地域 100,000円 その他 80,000 ※特定地域=首都圏 京阪神 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 一部入居者負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 社有社宅基準に準ずる(但し、退去時の負担を考慮し毎月補修費を徴収)	◇社有 市場価格 ◇借上(8年間) 特定地域 25% その他(30%) 一般入居者は上記の20%増し ◇入居期間 8年間 8年超の場合 個人負担額20%増で4年間延長可能
クボタ (11,226名) 社有 189戸 借上 816戸 ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めたと有扶養世帯主(転勤者、新婚者)	基準賃借料 (19.1改正) (円) E職・TM職 S職 家族加算1人 TC・TT職 関東地区 131,000 100,000 20,000 関西地区 109,000 83,000 17,000 北海道 85,000 63,000 13,000 宮城 98,000 77,000 14,000 茨城 91,000 69,000 14,000 栃木 89,000 67,000 14,000 愛知 103,000 79,000 16,000 滋賀 94,000 72,000 14,000 広島 90,000 67,000 14,000 香川 81,000 60,000 12,000 福岡 95,000 73,000 14,000 その他 78,000 59,000 12,000 ※家族加算: 本人含み家族3人目から1人ごとに加算 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担 ◇駐車料 同上 ◇退去時の補修 故意・過失による損壊は入居者負担	◇社有・借上共通 建築年代ごとにm ² 単価(専有部分443~752、バルコニー189~324)を設定 ◇入居期間 7年間
ダイキン工業 (8,548名) 社有 203戸 借上 842戸 ◇物件の探し方 会社が指定	◇転勤者に限定	基準賃借料 (19.1改正) 会社負担の上限 東京圏 大阪圏 その他 1K(25m ²) 80,000円 60,000円 45,000円 2DK(45m ²) 105,000 85,000 60,000 3DK(65m ²) 130,000 100,000 80,000 3LDK(75m ²) 145,000 120,000 90,000 4DK その都度判断 (愛知県の1Kは50,000円, 2DKは70,000円) ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担 ◇駐車料 同上 ◇退去時の補修 原則会社負担(故意・過失による損壊は入居者負担)	◇借上 m ² 単価(386) × 居住面積 ◇入居期間 10年間

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間																																																																																																				
一般機械① (6,751名) 社有 813戸 借上 499戸 ◇物件の探し方 選定業者が提供する中から入居者が選択	◇転勤者に限定	借上基準 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>一般職</td> <td>管理職</td> </tr> <tr> <td>首都圏</td> <td>17.5万円</td> <td>21.0万円</td> </tr> <tr> <td>京阪神</td> <td>12.5</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td>名古屋</td> <td>10.5</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>札幌</td> <td>10.5</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>仙台</td> <td>10.5</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>広島</td> <td>10.5</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>福岡</td> <td>10.5</td> <td>11.5</td> </tr> </table> ◇上記限度額を超える場合 超過分全額入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 全額会社負担		一般職	管理職	首都圏	17.5万円	21.0万円	京阪神	12.5	15.0	名古屋	10.5	11.5	札幌	10.5	11.5	仙台	10.5	11.5	広島	10.5	11.5	福岡	10.5	11.5	◇共益費 会社負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 会社負担	◇入居期間 10年間																																																																												
	一般職	管理職																																																																																																						
首都圏	17.5万円	21.0万円																																																																																																						
京阪神	12.5	15.0																																																																																																						
名古屋	10.5	11.5																																																																																																						
札幌	10.5	11.5																																																																																																						
仙台	10.5	11.5																																																																																																						
広島	10.5	11.5																																																																																																						
福岡	10.5	11.5																																																																																																						
一般機械② (4,660名) 借上 807戸 ◇物件の探し方 選定業者が提供する物件から入居者が選択	◇会社が必要と認めた者, その他	基準賃借料 <16.1改正> (千円) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>1人</td> <td>2~3人</td> <td>4人</td> <td>5人以上</td> </tr> <tr> <td>○首都圏A</td> <td>①主任以下 105</td> <td>110</td> <td>125</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②Mコース・Eコース 120</td> <td>125</td> <td>140</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>○首都圏B</td> <td>①主任以下 82</td> <td>87</td> <td>102</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②Mコース・Eコース 97</td> <td>102</td> <td>117</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>○北海道</td> <td>①主任以下 57</td> <td>62</td> <td>77</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②Mコース・Eコース 72</td> <td>77</td> <td>92</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>○東北</td> <td>①主任以下 71</td> <td>76</td> <td>91</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②Mコース・Eコース 86</td> <td>91</td> <td>106</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>○北陸</td> <td>①主任以下 63</td> <td>68</td> <td>83</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>○四国</td> <td>②Mコース・Eコース 78</td> <td>83</td> <td>98</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>○沖縄</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○甲信越</td> <td>①主任以下 67</td> <td>72</td> <td>87</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>○九州</td> <td>②Mコース・Eコース 82</td> <td>87</td> <td>102</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>○中部</td> <td>①主任以下 78</td> <td>83</td> <td>98</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②Mコース・Eコース 93</td> <td>98</td> <td>113</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>○近畿</td> <td>①主任以下 94</td> <td>99</td> <td>114</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②Mコース・Eコース 109</td> <td>114</td> <td>129</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>○中国</td> <td>①主任以下 65</td> <td>70</td> <td>85</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②Mコース・Eコース 80</td> <td>85</td> <td>100</td> <td>110</td> </tr> </table> 注 首都圏A：東京都全域・川崎市・横浜市・さいたま市・川口市・蕨市・松戸市・市川市・船橋市 首都圏B：茨城県・栃木県・群馬県, 神奈川県・埼玉県・千葉県 の首都圏A該当地区以外 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇更新料 会社負担 ◇敷金・礼金 基準賃借料2カ月以内は会社負担, 超過額は入居者負担		1人	2~3人	4人	5人以上	○首都圏A	①主任以下 105	110	125	135		②Mコース・Eコース 120	125	140	150	○首都圏B	①主任以下 82	87	102	112		②Mコース・Eコース 97	102	117	127	○北海道	①主任以下 57	62	77	87		②Mコース・Eコース 72	77	92	102	○東北	①主任以下 71	76	91	101		②Mコース・Eコース 86	91	106	116	○北陸	①主任以下 63	68	83	93	○四国	②Mコース・Eコース 78	83	98	108	○沖縄					○甲信越	①主任以下 67	72	87	97	○九州	②Mコース・Eコース 82	87	102	112	○中部	①主任以下 78	83	98	108		②Mコース・Eコース 93	98	113	123	○近畿	①主任以下 94	99	114	124		②Mコース・Eコース 109	114	129	139	○中国	①主任以下 65	70	85	95		②Mコース・Eコース 80	85	100	110	◇共益費 上限1万円, 超過額は入居者負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 補修費の20%を入居者負担	◇借上 エリア毎に基準賃借料を算出, 20%を入居者が負担。駐車場は個人契約 ◇入居期間 入居後通算10年経過または45歳到達のいずれか早い方 ただし, 入居後通算10年経過時の年齢が40歳未満の場合は40歳到達日まで
	1人	2~3人	4人	5人以上																																																																																																				
○首都圏A	①主任以下 105	110	125	135																																																																																																				
	②Mコース・Eコース 120	125	140	150																																																																																																				
○首都圏B	①主任以下 82	87	102	112																																																																																																				
	②Mコース・Eコース 97	102	117	127																																																																																																				
○北海道	①主任以下 57	62	77	87																																																																																																				
	②Mコース・Eコース 72	77	92	102																																																																																																				
○東北	①主任以下 71	76	91	101																																																																																																				
	②Mコース・Eコース 86	91	106	116																																																																																																				
○北陸	①主任以下 63	68	83	93																																																																																																				
○四国	②Mコース・Eコース 78	83	98	108																																																																																																				
○沖縄																																																																																																								
○甲信越	①主任以下 67	72	87	97																																																																																																				
○九州	②Mコース・Eコース 82	87	102	112																																																																																																				
○中部	①主任以下 78	83	98	108																																																																																																				
	②Mコース・Eコース 93	98	113	123																																																																																																				
○近畿	①主任以下 94	99	114	124																																																																																																				
	②Mコース・Eコース 109	114	129	139																																																																																																				
○中国	①主任以下 65	70	85	95																																																																																																				
	②Mコース・Eコース 80	85	100	110																																																																																																				

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間																																																				
椿本チエイン (2,158名) 社有 15戸 借上 245戸 ◇物件の探し方 本人が選定し、 会社が承認	◇会社が必要と認められた者	基準賃借料 (03.4改正) (月額：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要経費 基準額(A)</th> <th>必要経費 限度額(B)</th> <th>単身・独身 者基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般職 A地区</td> <td>130</td> <td>150</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>乗率 (17%)</td> <td></td> <td></td> <td>(14%)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>110</td> <td>120</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>乗率 (20%)</td> <td></td> <td></td> <td>(17%)</td> </tr> <tr> <td>課長 A</td> <td>150</td> <td>175</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>乗率 (17%)</td> <td></td> <td></td> <td>(14%)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>130</td> <td>155</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>乗率 (20%)</td> <td></td> <td></td> <td>(17%)</td> </tr> <tr> <td>部長 A</td> <td>160</td> <td>190</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>乗率 (17%)</td> <td></td> <td></td> <td>(14%)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>145</td> <td>175</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>乗率 (20%)</td> <td></td> <td></td> <td>(17%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1.必要経費基準額 (A) 以内および単身・独身者用基準額以内の使用料の個人負担額は、乗率により計算する 2.必要経費基準額 (A) を超え、限度額 (B) 以内の場合は、上記1項の負担額に基準額 (A) を超えた全額を負担額に上乗せして徴収する 3.必要経費限度額 (B) を超える物件については、人事部長が特別に承認した場合を除き、会社は一切の補助をしない (全額個人負担) 4.上記の計算により、100円未満の端数が出た場合は切り捨てとする 5.A地区：東京周辺 B：その他</p> <p>◇限度額を超える場合 上表を参照 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担</p>		必要経費 基準額(A)	必要経費 限度額(B)	単身・独身 者基準額	一般職 A地区	130	150	90	乗率 (17%)			(14%)	B	110	120	75	乗率 (20%)			(17%)	課長 A	150	175	115	乗率 (17%)			(14%)	B	130	155	95	乗率 (20%)			(17%)	部長 A	160	190	125	乗率 (17%)			(14%)	B	145	175	110	乗率 (20%)			(17%)	◇共益費 左記必要経費に含む ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 会社負担	◇社有 18,000 ◇借上 家賃の14~20% (左表参照) ◇入居期間 ・転勤 本拠地 3年 その他 10年 ・単身赴任 なし ・遠隔地採用または 配属赴任 5年または満30 歳の月末 (長い方)
	必要経費 基準額(A)	必要経費 限度額(B)	単身・独身 者基準額																																																					
一般職 A地区	130	150	90																																																					
乗率 (17%)			(14%)																																																					
B	110	120	75																																																					
乗率 (20%)			(17%)																																																					
課長 A	150	175	115																																																					
乗率 (17%)			(14%)																																																					
B	130	155	95																																																					
乗率 (20%)			(17%)																																																					
部長 A	160	190	125																																																					
乗率 (17%)			(14%)																																																					
B	145	175	110																																																					
乗率 (20%)			(17%)																																																					
東芝機械 (1,859名) 社有 192戸 借上 24戸 ◇物件の探し方 会社が指定	◇転勤者に限定	基準賃借料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>家族構成</th> <th>居室</th> <th>東京近郊 地区</th> <th>大阪近郊 地区</th> <th>名古屋 近郊地区</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>夫婦のみ、または夫婦と子1人 (満6歳未満)</td> <td>2DK (50m²未満)</td> <td>100,000</td> <td>90,000</td> <td>80,000</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>夫婦と子2人、または夫婦と子1人 (満6歳以上)</td> <td>3DK (50~65m²未満)</td> <td>110,000</td> <td>100,000</td> <td>90,000</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>夫婦と子3人以上、または夫婦と子2人(1人が満10歳以上)</td> <td>4DK (65m²以上)</td> <td>130,000</td> <td>120,000</td> <td>110,000</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>独身用 単身赴任用</td> <td>1DK</td> <td>80,000</td> <td>70,000</td> <td>60,000</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 賃借契約上、共益費がないとき、上記家賃上限額は (賃借料-「みなし共益費」となる</p> <p>◇限度額を超える場合 超過分は入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担</p>	区分	家族構成	居室	東京近郊 地区	大阪近郊 地区	名古屋 近郊地区	その他	A	夫婦のみ、または夫婦と子1人 (満6歳未満)	2DK (50m ² 未満)	100,000	90,000	80,000	70,000	B	夫婦と子2人、または夫婦と子1人 (満6歳以上)	3DK (50~65m ² 未満)	110,000	100,000	90,000	80,000	C	夫婦と子3人以上、または夫婦と子2人(1人が満10歳以上)	4DK (65m ² 以上)	130,000	120,000	110,000	100,000		独身用 単身赴任用	1DK	80,000	70,000	60,000	50,000	◇共益費 入居者負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 会社負担 (故意・過失は入居者負担)	◇借上 入居期間による ~8年家賃×18% 9~10 ×26% 11~12 ×34% ◇入居期間 12年間 (3年間 延長措置あり)																	
区分	家族構成	居室	東京近郊 地区	大阪近郊 地区	名古屋 近郊地区	その他																																																		
A	夫婦のみ、または夫婦と子1人 (満6歳未満)	2DK (50m ² 未満)	100,000	90,000	80,000	70,000																																																		
B	夫婦と子2人、または夫婦と子1人 (満6歳以上)	3DK (50~65m ² 未満)	110,000	100,000	90,000	80,000																																																		
C	夫婦と子3人以上、または夫婦と子2人(1人が満10歳以上)	4DK (65m ² 以上)	130,000	120,000	110,000	100,000																																																		
	独身用 単身赴任用	1DK	80,000	70,000	60,000	50,000																																																		

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
------------------------	---------	----------------------	-----------	------------------

製紙パルプ

製紙パルプ① (6,640名) 社有 312戸 借上 45戸 (本社分のみ) ◇物件の探し方 入居者が選定 (出張時に本人 が対応、特別休 暇・交通費支給 なし)、または 会社指定の不動 産会社が斡旋し た物件の中から 入居者が選定	◇会社が必要 と認めた者	基準賃借料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>家族数</th> <th>家賃限度額</th> <th>規模(広さ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独身者</td> <td>東京・支社 9万円 その他(工場) 7万円</td> <td>1DK</td> </tr> <tr> <td>単身赴任者</td> <td>東京・支社 10万円 その他(工場) 8万円</td> <td>1DK・1LDK</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>東京・支社 13万円 その他(工場) 9万円</td> <td>2LDK・3DK</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>東京・支社 15万円 その他(工場) 11万円</td> <td>3LDK・4DK</td> </tr> </tbody> </table>	家族数	家賃限度額	規模(広さ)	独身者	東京・支社 9万円 その他(工場) 7万円	1DK	単身赴任者	東京・支社 10万円 その他(工場) 8万円	1DK・1LDK	2人	東京・支社 13万円 その他(工場) 9万円	2LDK・3DK	3人以上	東京・支社 15万円 その他(工場) 11万円	3LDK・4DK	◇共益費 会社負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 会社負担(故 意・過失は入 居者負担)	◇使用料 単身・独身 家賃総額×15% その他 家賃総額×20% ◇入居期間 なし
		家族数	家賃限度額	規模(広さ)															
独身者	東京・支社 9万円 その他(工場) 7万円	1DK																	
単身赴任者	東京・支社 10万円 その他(工場) 8万円	1DK・1LDK																	
2人	東京・支社 13万円 その他(工場) 9万円	2LDK・3DK																	
3人以上	東京・支社 15万円 その他(工場) 11万円	3LDK・4DK																	
◇上記限度額を超える場合 借上社宅として認可せず ◇敷金・礼金・更新料 会社負担																			

化学工業

旭化成 (グループ含め 17,200名) 社有 432戸 借上 2,800戸 ◇物件の探し方 地区別に設定 (例:社有地区 は会社が指定な ど)	◇会社が必要 と認めた者	基準賃借料 地区別に設定(例 東京有扶122,000円) ◇限度額を超える場合 超過額は全額入居者負担 ◇敷金 転貸借業務委託先で処理 ◇礼金 実費を入居者負担(転勤者は会社負担) ◇更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 入居者負担 (転勤者は会 社負担)	◇借上 実家賃の30% ◇入居期間 なし
富士フィルム (4,710名) 社有 1,470戸 借上 57戸 ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要 と認めた者	基準賃借料 地域と世帯状況(同居家族数など)により異なる 単身借上げ基準 4.5万~8万円 世帯 〃 6万~14万円 ◇上記限度額を超える場合 借上社宅として認可せず ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 左記基準賃借 料に含む ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 故意によるも のは入居者負 担	◇社有・借上 地域と世帯状況 により異なる 単身 賃借料(管理 費・共益費含 む)×17~23% (地域毎) 世帯 賃借料(管理 費・共益費含 む)×23~38% (地域毎) ◇入居期間 独身 35歳まで 世帯 45歳まで

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間																														
化学工業① (5,992名) ◇物件の探し方が会社が選択肢を用意した中から入居者が選定。ただし新入社員は社有独身寮入居が基本	◇転勤者に限定	基準賃借料 (14.4改正) 家賃限度額(管理・共益費含む) 首都圏(東京・横浜・川崎) 単身 100,000円 2人 130,000円 3~4人 150,000円 5人以上 160,000円 上記に3万円を上乗せした額を適用限度額とし差額を使用料に加算 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 入居者の過失による汚損は入居者負担	◇借上 単身 17,000 2人 22,000 3~4人 23,000 5人以上 26,000 ◇入居期間 7年間																														
化学工業② (5,416名) 借上のみ 3,306戸 ◇物件の探し方 入居者が選定(出張時)	◇会社が必要と認めた者	基準賃借料 (07.12改正) (円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A地区</th> <th>B地区</th> <th>C地区</th> <th>S地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯</td> <td>178,000</td> <td>139,000</td> <td>124,000</td> <td>248,000</td> </tr> <tr> <td>単身</td> <td>93,000</td> <td>72,000</td> <td>64,000</td> <td>128,000</td> </tr> <tr> <td>単身赴任</td> <td>103,000</td> <td>81,000</td> <td>72,000</td> <td>143,000</td> </tr> </tbody> </table> A地区 東京都, 神奈川県, 千葉県, 埼玉県, 大阪府, 京都府, 兵庫県 B地区 北海道, 宮城県, 静岡県, 愛知県, 広島県, 福岡県, 長崎県 C地区 A, B地区以外 S地区 東京23区(業務上の必要がある場合に限る) ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担		A地区	B地区	C地区	S地区	世帯	178,000	139,000	124,000	248,000	単身	93,000	72,000	64,000	128,000	単身赴任	103,000	81,000	72,000	143,000	◇共益費 左記基準賃借料に含む ◇駐車料 営業員の社有車駐車料のみ全額会社負担 ◇退去時の補修 会社負担	◇借上のみ 家賃相当額×18.3~37.3% ◇入居期間 10年間										
	A地区	B地区	C地区	S地区																														
世帯	178,000	139,000	124,000	248,000																														
単身	93,000	72,000	64,000	128,000																														
単身赴任	103,000	81,000	72,000	143,000																														
化学工業③ (4,520名) 社有 1,288戸 借上 1,318戸 ◇物件の探し方が会社が指定	◇転勤者に限定	基準賃借料 (03.7改正) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A地区</th> <th>B地区</th> <th>C地区</th> <th>D地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独身者</td> <td>73,000</td> <td>66,000</td> <td>58,000</td> <td>51,000</td> </tr> <tr> <td>単身者</td> <td>85,000</td> <td>77,000</td> <td>67,000</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>111,000</td> <td>94,000</td> <td>77,000</td> <td>68,000</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>136,000</td> <td>111,000</td> <td>94,000</td> <td>77,000</td> </tr> <tr> <td>4人以上</td> <td>162,000</td> <td>128,000</td> <td>120,000</td> <td>85,000</td> </tr> </tbody> </table> ※A地区 本社, 渋谷, 池袋, 浦和, 松戸, 横浜 B 〃 京阪神, 川越, 千葉, 東京研究所, 堺工場, 大阪, 神戸 C 〃 札幌, 仙台, 名古屋, 広島, 福岡, ほか D 〃 その他地区 ◇上記限度額を超える場合 基準家賃の超過は認めず ◇敷金・礼金・更新料 会社負担		A地区	B地区	C地区	D地区	独身者	73,000	66,000	58,000	51,000	単身者	85,000	77,000	67,000	60,000	2人	111,000	94,000	77,000	68,000	3人	136,000	111,000	94,000	77,000	4人以上	162,000	128,000	120,000	85,000	◇共益費 左記基準賃借料に含む ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 会社負担	◇社有 2DK (45m ²) 10,000 3DK (60m ²) 13,300 ◇借上 A地区 借上家賃の18% B地区 借上家賃の22% C地区 借上家賃の25% D地区 借上家賃の28% ◇入居期間 45歳までまたは15年間
	A地区	B地区	C地区	D地区																														
独身者	73,000	66,000	58,000	51,000																														
単身者	85,000	77,000	67,000	60,000																														
2人	111,000	94,000	77,000	68,000																														
3人	136,000	111,000	94,000	77,000																														
4人以上	162,000	128,000	120,000	85,000																														

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
化学工業④ (4,003名) 借上のみ 1,310戸 ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めた者	基準賃借料 (07.4設定) (千円) 1人 2~3人 4人以上 (40m ²) (60m ²) (80m ²) ① ② ③ ① ② ③ ① ② ③ I 地区 113 120 130 156 173 193 170 190 210 II 〃 105 118 125 145 162 182 160 175 195 III 〃 91 101 105 125 143 158 136 155 173 IV 〃 82 92 95 110 128 143 115 135 154 ※ I 地区：坪単価10,000円以上 II 〃： 〃 6,300円以上 III 〃： 〃 5,500円以上 IV 〃： その他地区 ※①=一般職 ②=管理B(課長・次長クラス) ③=管理A(部長クラス) ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担(礼金, 仲介料, 更新料は家賃上限相当額まで)	◇共益費 左記基準賃借料に含む ◇駐車料 会社負担 (営業専用) ◇退去時の補修 会社負担	◇借上のみ 基準賃借料の I 地区 22% II 〃 23 III 〃 27 IV 〃 30 ◇入居期間 10年間
化学工業⑤ (3,700名) 社有 126戸 借上 1,153戸 ◇物件の探し方 会社が指定または入居者が選定	◇転勤者または会社が認めた者	基準賃借料 (03.7改正) 東京本社 社宅145,000円 大阪本社 社宅135,000円 ◇限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担 ◇駐車料 同上 ◇退去時の補修 会社負担	◇社有 1年目 45,000円～ ◇借上 1年目 71,700円～ 16年目 110,000円 ◇入居期間 なし
化学工業⑥ (3,140名) 借上 1,311戸 ◇物件の探し方 入居者が選定(特別休暇)	◇会社が必要と認めた者(転勤・若年者(35歳未満))	基準賃借料 (08.2改正) 東京 大阪 福岡 使用料 2人家族 131,000 95,000 90,000 26,200 3人家族 169,000 123,000 117,000 33,800 4人家族 184,000 134,000 127,000 36,800 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担 ◇駐車料 同上 ◇退去時の補修 破・汚損補修は入居者負担	使用料は基準賃借料欄参照 ◇入居期間 5年間

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円)入居期間																																																																																				
<p>トクヤマ (2,500名)</p> <p>社有 168戸 借上 478戸</p> <p>◇物件の探し方 会社が指定</p>	<p>◇会社が必要と認めた者</p>	<p>基準賃借料 (07.4改正) 〔居室基準〕 家族構成 夫婦 2DK (1LDK)・2K 夫婦・子供1人小学未満 2DK (1LDK)・2K 〃 〃 以上 3DK (2LDK)・3K 夫婦・子供2人小学未満 2DK (1LDK)・2K 〃 〃 同性中学未満 3DK (2LDK)・3K 〃 〃 1人中学以上 4DK (3LDK)・4K 〃 〃 異性小学4年未満 3DK (2LDK)・3K 〃 〃 1人4年以上 〃 〃 〃 1人小学4年以上+他方小学1年以上 4DK (3LDK)・4K 夫婦・子供3人以上小学未満 2DK (1LDK)・2K 〃 〃 子供同性いずれか小学未満 3DK (2LDK)・3K 〃 〃 いずれも小学以上 4DK (3LDK)・4K 〃 〃 子供異性いずれか小学未満で他の2人が小学4年未満 3DK (2LDK)・3K 〃 〃 子供のいずれかが中学以上 原則として1室</p> <p>〔家賃ガイドライン〕 (17.12改正) (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務地</th> <th>1DK</th> <th>2DK</th> <th>3DK</th> <th>4DK</th> <th>5DK</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>札幌</td><td>60</td><td>70</td><td>80</td><td>95</td><td>115</td></tr> <tr><td>仙台</td><td>70</td><td>80</td><td>95</td><td>115</td><td>140</td></tr> <tr><td>つくば</td><td>65</td><td>80</td><td>90</td><td>110</td><td>130</td></tr> <tr><td>鹿島</td><td>55</td><td>65</td><td>75</td><td>85</td><td>105</td></tr> <tr><td>東京</td><td>85</td><td>105</td><td>120</td><td>150</td><td>175</td></tr> <tr><td>名古屋</td><td>75</td><td>90</td><td>105</td><td>125</td><td>150</td></tr> <tr><td>三重</td><td>60</td><td>75</td><td>85</td><td>105</td><td>125</td></tr> <tr><td>大阪</td><td>80</td><td>95</td><td>105</td><td>130</td><td>155</td></tr> <tr><td>広島</td><td>70</td><td>80</td><td>85</td><td>100</td><td>125</td></tr> <tr><td>高松</td><td>60</td><td>80</td><td>85</td><td>100</td><td>120</td></tr> <tr><td>高知</td><td>60</td><td>80</td><td>85</td><td>100</td><td>120</td></tr> <tr><td>徳山</td><td>55</td><td>65</td><td>75</td><td>85</td><td>95</td></tr> <tr><td>福岡</td><td>70</td><td>85</td><td>95</td><td>110</td><td>125</td></tr> </tbody> </table> <p>※主幹2万円、主席1万円各アップ</p> <p>◇家賃ガイドラインを超える場合 超過分入居者負担</p> <p>◇敷金・礼金・更新料 会社負担</p>	勤務地	1DK	2DK	3DK	4DK	5DK	札幌	60	70	80	95	115	仙台	70	80	95	115	140	つくば	65	80	90	110	130	鹿島	55	65	75	85	105	東京	85	105	120	150	175	名古屋	75	90	105	125	150	三重	60	75	85	105	125	大阪	80	95	105	130	155	広島	70	80	85	100	125	高松	60	80	85	100	120	高知	60	80	85	100	120	徳山	55	65	75	85	95	福岡	70	85	95	110	125	<p>◇共益費 左記基準家賃料に含む</p> <p>◇駐車料 会社負担</p> <p>◇退去時の補修 必要に応じて 入居者負担</p>	<p>◇(02.5改正) ◇使用料 174円×専有面積m²×0.65+家賃+駐車場代×0.03</p> <p>◇入居期間 ・地域限定総合コース・一般コース 10年未満かつ満50歳未満 ・総合コースなし、ただし45歳以上は下記割増使用料徴収 45～49歳 1.5倍 上限20,000 50～54歳 2.0倍 上限25,000 55歳以上 2.5倍 上限30,000</p>
勤務地	1DK	2DK	3DK	4DK	5DK																																																																																			
札幌	60	70	80	95	115																																																																																			
仙台	70	80	95	115	140																																																																																			
つくば	65	80	90	110	130																																																																																			
鹿島	55	65	75	85	105																																																																																			
東京	85	105	120	150	175																																																																																			
名古屋	75	90	105	125	150																																																																																			
三重	60	75	85	105	125																																																																																			
大阪	80	95	105	130	155																																																																																			
広島	70	80	85	100	125																																																																																			
高松	60	80	85	100	120																																																																																			
高知	60	80	85	100	120																																																																																			
徳山	55	65	75	85	95																																																																																			
福岡	70	85	95	110	125																																																																																			
<p>化学工業⑦ (2,055名)</p> <p>社有 106戸 借上 857戸</p> <p>◇物件の探し方 会社が指定した 不動産業者より、 入居者が決定</p>	<p>◇会社が必要と認めた者</p>	<p>基準賃借料 (18.3改正) (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>3.5点以上</th> <th>2.6点以上</th> <th>1.3点以上</th> <th>単身</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>東京</td><td>176.4</td><td>105.8</td><td>176.4</td><td>134.9</td><td>103.8</td><td>72.7</td></tr> <tr><td>大阪</td><td>121.4</td><td>72.8</td><td>121.4</td><td>92.8</td><td>71.4</td><td>50.0</td></tr> <tr><td>名古屋</td><td>101.6</td><td>61.0</td><td>101.6</td><td>77.7</td><td>59.8</td><td>41.9</td></tr> <tr><td>京都</td><td>108.9</td><td>65.3</td><td>108.9</td><td>83.3</td><td>64.0</td><td>44.8</td></tr> <tr><td>福岡</td><td>86.4</td><td>51.8</td><td>86.4</td><td>66.1</td><td>50.8</td><td>35.6</td></tr> <tr><td>札幌</td><td>76.4</td><td>45.8</td><td>76.4</td><td>58.4</td><td>44.9</td><td>31.4</td></tr> </tbody> </table> <p>※幹部職同居=A、幹部職単身=B</p> <p>※点数評価は課長補佐以下に適用し、次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人 1.0点 ・満12歳以上の同居家族 1.0 ・満6歳以上12歳未満の同居家族 0.6 ・満2歳以上6歳未満の同居家族 0.3 ・満2歳未満の同居家族 0 <p>◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担</p> <p>◇敷金・礼金・更新料 会社負担</p>		A	B	3.5点以上	2.6点以上	1.3点以上	単身	東京	176.4	105.8	176.4	134.9	103.8	72.7	大阪	121.4	72.8	121.4	92.8	71.4	50.0	名古屋	101.6	61.0	101.6	77.7	59.8	41.9	京都	108.9	65.3	108.9	83.3	64.0	44.8	福岡	86.4	51.8	86.4	66.1	50.8	35.6	札幌	76.4	45.8	76.4	58.4	44.9	31.4	<p>◇共益費 左記基準賃借料に含むものとして会社負担</p> <p>◇駐車料 入居者負担</p> <p>◇退去時の補修 会社負担 (ただし、故意および重大な過失の生じた場合、社宅管理規程に基づき、一部入居者負担)</p>	<p>◇社有・借上共通 幹部職 12,000～ 課長補佐以下 7,000～</p> <p>◇入居期間 ・原則として10年以内、幹部職は7年以内 ・地方事業所は会社が認めた期間 ・結婚関連入居者は5年以内</p>																																			
	A	B	3.5点以上	2.6点以上	1.3点以上	単身																																																																																		
東京	176.4	105.8	176.4	134.9	103.8	72.7																																																																																		
大阪	121.4	72.8	121.4	92.8	71.4	50.0																																																																																		
名古屋	101.6	61.0	101.6	77.7	59.8	41.9																																																																																		
京都	108.9	65.3	108.9	83.3	64.0	44.8																																																																																		
福岡	86.4	51.8	86.4	66.1	50.8	35.6																																																																																		
札幌	76.4	45.8	76.4	58.4	44.9	31.4																																																																																		

会社名 (従業員数) 住宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	住宅使用料(円) 入居期間																													
化学工業⑧ (1,760名) 社有 415戸 借上 589戸 ◇物件の探し方 入居者が選定	◇会社が必要と認めた者	基準賃借料 (05.2改正) (円) 勤務地 単身・独身 単身・独身以外 A 80,000 125,000 B 70,000 95,000 C 65,000 90,000 ※A 東京都・大阪市・名古屋ほか B 福岡市・札幌市ほか C その他 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担90% ◇駐車料 営業職 会社負担 その他 入居者負担 ◇退去時の補修 経年による補修は会社負担	◇社有 2DK 3,000 3DK 4,000 3LDK 13,500 ◇借上 (家賃+共益費) ×10% ◇入居期間 45歳まで(営業職50歳まで)																													
日油 (1,648名) 社有 269戸 借上 148戸 ◇物件の探し方 会社が指定し、 入居者が選定	◇原則として転勤者に限定	基準賃借料 (07.10改正) 参与・参事 主査 主事 一般 ○ A地区 131,000円 115,000円 101,000円 借 B 〃 116,000 101,000 87,000 家 C 〃 97,000 82,000 72,000 D 〃 67,000 57,000 52,000 ○ A地区 79,000 69,000 61,000 借 B 〃 70,000 61,000 52,000 間 C 〃 58,000 49,000 43,000 D 〃 40,000 34,000 31,000 ※A地区 東京圏 B地区 大阪圏 C地区 政令指定都市 つくば 武豊 D地区 その他地区 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 会社負担	◇社有 4,500~33,000 ◇借上 基準賃借料の8.3% ◇入居期間 満45歳かつ7年間																													
化学工業⑨ (1,561名) 社有 37戸 借上 154戸 ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めた社員	基準賃借料 (95.4改正) (千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">一般</th> <th colspan="2">管理職</th> </tr> <tr> <th>家族帯同</th> <th>単身・独身</th> <th>家族帯同</th> <th>単身・独身</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地区</td> <td>103</td> <td>80</td> <td>113</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>88</td> <td>75</td> <td>98</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>78</td> <td>60</td> <td>86</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>62</td> <td>55</td> <td>70</td> <td>63</td> </tr> </tbody> </table> ※A地区 東京 B 〃 仙台 名古屋 大阪 福岡 C 〃 札幌 鹿嶋 千葉 明石 三重 D 〃 相馬 その他 ※(1) 家族帯同(夫婦+子供2名) 2DK~3DK (2) 単身赴任者 1DK~1LDK (3) 単身・独身者 ワンルーム ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	区分	一般		管理職		家族帯同	単身・独身	家族帯同	単身・独身	A地区	103	80	113	90	B	88	75	98	85	C	78	60	86	68	D	62	55	70	63	◇共益費 家族帯同者は50%、単身赴任は100%入居者負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 会社負担	◇社有 2DK 8,000 2LDK 11,150 3DK 9,500 ◇借上 家賃×10% ◇入居期間 15年間
区分	一般			管理職																													
	家族帯同	単身・独身	家族帯同	単身・独身																													
A地区	103	80	113	90																													
B	88	75	98	85																													
C	78	60	86	68																													
D	62	55	70	63																													

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
大 陽 日 酸 (1,411名) 社有 158戸 借上 682戸 ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めたと者	基準賃借料 家賃上限は資格・地域によって異なる ◇独身者 (1K) 50,000円程度～ 標準世帯 (4人) 3LDK 160,000円程度 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 会社負担	◇社有・借上共通 45m ² 未満 10,000円 45～51 16,000 51～61 20,000 61～71 24,000 71～ 30,000 ◇入居期間 原則10年
化 学 工 業 ⑫ (1,000名) 借上 520戸 ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めたと者 (転勤者)	基準賃借料 (02改正) (上限借上家賃) 単身者 同居あり 京浜地区 96,000円 144,000円 阪神 〃 72,000 108,000 その他 60,000 90,000 ※京浜地区 東京 神奈川 埼玉 千葉 阪神 〃 大阪 京都 兵庫 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・更新料 会社負担 ◇礼金 3ヵ月会社負担 ◇敷引 5ヵ月会社負担 ◇仲介料 1ヵ月会社負担	◇共益費 入居者負担 ◇駐車料 同上 ◇退去時の補修 会社負担	◇借上のみ 家賃×入居年数 別乗率 ・10年未満 京浜地区 25% その他 30 ・20年未満 京浜地区 35 その他 40 ・20年以上 京浜地区 45 その他 50 ◇入居期間 25年間
化 学 工 業 ⑬ (1,300名) 借上のみ 550戸 ◇物件の探し方 入居者が選定	◇会社が必要と認めたと社員	基準賃借料 (07.2改正) 1人 2～3人 4人以上 S 85,000円 120,000円 155,000円 A 80,000 110,000 135,000 B 75,000 105,000 125,000 C 65,000 90,000 110,000 ※S地区 東京都 (23区), 川崎市, 横浜市 A 東京都 (23区外), 埼玉県, 千葉県 神奈川県 (川崎, 横浜以外) B 大阪府, 京都府, 兵庫県 C 上記以外 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 一定割合入居者負担 ◇駐車料 営業職に限り 会社負担 ◇退去時の補修 入居年数に基づき 会社負担と入居者負担 の割合変更	◇借上のみ 独身者 8,000円 世帯主 賃貸料+管理費 ・共益費の25% 単身赴任者 8,000円 ◇入居期間 独身者 入社10年未 満, または35 歳未満 世帯主 転勤後10年未 満 (50歳未満 に限る) 単身赴任者 単身赴任期間 中

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
化学工業⑭ (721名) 社有 30戸 借上 166戸 ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めた社員	基準賃借料 (95.12改正) 役付者 一般 A地区 85,000円 75,000円 B 75,000 65,000 C 65,000 60,000 D 50,000 45,000 ※A地区 東京 B 〃 厚木 名古屋 大阪 C 〃 A B D以外 D 〃 北海道 新潟 岡山工場所在地 ※借上規模基準は以下のとおり 一般 2K～2DK 一般で子2人以上3K～3DK ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金 以下を基準に会社負担 敷金 礼金 東京 5ヵ月 3ヵ月 名古屋 5 10 大阪 35 2 札幌 5 2 ◇更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担 ◇駐車料 同上 ◇退去時の補修 社有社宅基準に準ずる	◇社有 面積割使用料+7,000 ◇借上 面積割使用料+役付者4,000 一般 3,000 ※畳1帖 東京 80 その他 70 工場所在地 60 ◇入居期間 15年間
クライアントジャパン (69名) 借上のみ 9戸 ◇物件の探し方 入居者が選定 (特別休暇・交通費支給)	◇転勤者に限定	基準賃借料 (03.4改正) 1人 2人 3人 4人 5人 (円) ○資格1 東京 145,000 165,000 190,000 195,000 200,000 東海 90,000 105,000 120,000 130,000 145,000 ○資格2 東京 115,000 140,000 155,000 170,000 175,000 東海 65,000 80,000 90,000 100,000 110,000 ○資格3～6 東京 95,000 120,000 140,000 150,000 155,000 東海 55,000 65,000 75,000 85,000 90,000 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 1.5倍以上は借上社宅として認可せず ◇敷金 会社負担 ◇礼金・更新料 上限定家賃額の超過分は入居者負担	◇共益費 家賃に含む ◇駐車料 入居者負担 静岡は家賃に含む ◇退去時の補修 会社負担	◇借上のみ 上限家賃の20%～50%

ゴム工業

ブリヂストン (13,620名) 社有 1,843戸 借上 519戸 ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めた者	基準賃借料 (12.3改正) 入居地区、世帯区分による上限を設定 (賃料および専有面積に上限を設定) ◇上記限度額を超える場合 借上社宅として認可せず ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担 ◇駐車料 入居者負担 ただし、家賃に含む場合は会社負担 ◇退去時の補修 会社負担	◇社有借上共通 所在地・専有面積・設備などから算定 ◇入居期間 45歳まで 転勤に伴う場合 45歳を超え5年間入居可
横浜ゴム (5,566名) 社有 183戸 借上 31戸 ◇物件の探し方 入居者が選定	◇転勤者に限定	基準賃借料 京浜地区 120,000～150,000円 関西 100,000～120,000 愛知 100,000 ◇上記限度額を超える場合 原則として認めない ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 折半負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 補修負担区分による	◇社有・借上共通 2DK 13,000 3DK 18,000 ◇入居期間 10年間

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
------------------------	---------	----------------------	-----------	------------------

業 業

寮 業 ① (6,382名) 社有 1戸 借上 3,039戸 ◇物件の探し方 入社時のみ会社が指定 社宅管理業者情報から入居者が物件を選定	◇会社が必要と認めた者 (転勤者・新婚者など)	基準賃借料 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>家族世帯</td> <td>独身・単身</td> </tr> <tr> <td>首都圏</td> <td>160,000円</td> <td>75,000円</td> </tr> <tr> <td>大阪・名古屋・茅ヶ崎</td> <td>130,000円</td> <td>65,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>100,000円</td> <td>55,000円</td> </tr> </table> ◇上記を超過する場合 全額入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料・共益費・駐車料 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>転勤社宅</td> <td>認定社宅</td> </tr> <tr> <td>・敷金</td> <td>全額会社負担</td> <td>全額個人負担</td> </tr> <tr> <td>・礼金</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>・更新料</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>・共益費</td> <td>家賃と同様</td> <td>家賃と同様</td> </tr> <tr> <td>・駐車料</td> <td>全額個人負担</td> <td>全額個人負担</td> </tr> <tr> <td>・退去時補修</td> <td>全額会社負担</td> <td>〃</td> </tr> </table> ※転勤社宅 転勤者等の業務都合で社宅・寮を必要とする生計の主体者対象 ※認定社宅 結婚等の自己都合で社宅を必要とする生計の主体者対象		家族世帯	独身・単身	首都圏	160,000円	75,000円	大阪・名古屋・茅ヶ崎	130,000円	65,000円	その他	100,000円	55,000円		転勤社宅	認定社宅	・敷金	全額会社負担	全額個人負担	・礼金	〃	〃	・更新料	〃	〃	・共益費	家賃と同様	家賃と同様	・駐車料	全額個人負担	全額個人負担	・退去時補修	全額会社負担	〃	※左記参照	◇転勤社宅 (賃借料+共益費)×負担率20~50%(入居年数別)×エリア係数(100~150%) ◇認定社宅 上記算定式のうち、負担率30~90% ◇入居期間 45歳まで
	家族世帯	独身・単身																																			
首都圏	160,000円	75,000円																																			
大阪・名古屋・茅ヶ崎	130,000円	65,000円																																			
その他	100,000円	55,000円																																			
	転勤社宅	認定社宅																																			
・敷金	全額会社負担	全額個人負担																																			
・礼金	〃	〃																																			
・更新料	〃	〃																																			
・共益費	家賃と同様	家賃と同様																																			
・駐車料	全額個人負担	全額個人負担																																			
・退去時補修	全額会社負担	〃																																			

織 維 工 業

東 寮 (7,585名) 社有 785戸 借上 1,429戸 ◇物件の探し方 社宅管理業者情報から入居者が物件を選定	◇会社が必要と認めた者 (転勤者・新婚者)	基準賃借料 (08.3新設) <table border="1"> <tr> <td>東京</td> <td>1級150,000円</td> <td>2級185,000円</td> <td>※家賃上限は基準家賃+30%</td> </tr> <tr> <td>大阪</td> <td>100,000円</td> <td>123,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">事業場(工場)別に設定</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">※1級=本人含む入居者数3人以下 2級=同4人以上</td> </tr> </table> ◇上記を超過する場合 超過額を使用料に加算徴収 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	東京	1級150,000円	2級185,000円	※家賃上限は基準家賃+30%	大阪	100,000円	123,000円		その他	事業場(工場)別に設定			※1級=本人含む入居者数3人以下 2級=同4人以上				◇共益費 会社負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 原則会社負担 ただし、入居者の過失による現状回復費用は入居者負担	◇社有 基本家賃(1,394×延建坪)±調整額(設備内容、建年による)+920=使用料 ◇借上 基準使用料×物件家賃(家賃+駐車場代+共益費)÷基準家賃=使用料 ※基準家賃 1級30,000円 2級37,000円 ◇入居期間 上限なし、ただし10年経過後は使用料逡増
東京	1級150,000円	2級185,000円	※家賃上限は基準家賃+30%																	
大阪	100,000円	123,000円																		
その他	事業場(工場)別に設定																			
※1級=本人含む入居者数3人以下 2級=同4人以上																				
織 維 工 業 ① (2,500名) ◇物件の探し方 会社指定または入居者が選定(所定の転勤休暇で対応)	◇会社が必要と認めた者	借上基準 <table border="1"> <tr> <td>会社が物件を借り上げる場合</td> <td>上限なし</td> </tr> <tr> <td>個人が</td> <td>会社負担の上限45,000円</td> </tr> </table> ◇敷金・更新料 <table border="1"> <tr> <td>・会社が物件を借り上げる場合</td> <td>会社負担</td> </tr> <tr> <td>・個人が</td> <td>入居者負担</td> </tr> </table> ◇礼金 会社負担	会社が物件を借り上げる場合	上限なし	個人が	会社負担の上限45,000円	・会社が物件を借り上げる場合	会社負担	・個人が	入居者負担	◇共益費 会社負担 ◇駐車料 原則会社負担 ◇退去時の補修 会社が借り上げた場合は会社負担	◇社有 3DK 21,410 ◇入居期間 15年間								
会社が物件を借り上げる場合	上限なし																			
個人が	会社負担の上限45,000円																			
・会社が物件を借り上げる場合	会社負担																			
・個人が	入居者負担																			

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
帝人 (5,777名) 社有 1,017戸 借上 875戸 ◇物件の探し方 会社が指定 (会社紹介複数 物件から入居者 が探し会社が決定)	◇会社が必要と認めた者 (転勤・新婚者)	基準賃借料 (14.10改正) A地区 (文京、千代田、中央、港、台東、新宿、渋谷、目黒各区) 160,000円 B地区 (A地区外の東京23区) 150,000円 C地区 (川崎市) 140,000円 D地区 (武蔵野市他都下7市、横浜市) 130,000円 E地区 (さいたま市、川口市、千葉市、市川市、松戸市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市など) 110,000円 F地区 (仙台市、静岡市、堺市など) 100,000円 G地区 (北海道全域、水戸市、広島市など) 90,000円 H地区 (上記以外) 80,000円 ◇上記限度額を超える場合 超過額を所定使用料に加算徴収。礼金・更新料・現状復帰費の超過額相当分も加算 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 家賃+共益費の合計が ~ 89,999円 500円 ~ 109,999 800 ~ 129,999 1,000 130,000~ 1,500 を入居者負担 ◇駐車場 入居者負担 (一部補助あり) ◇退去時の補修 会社負担	◇社有・借上共通 m ² 数、地域築 年数などにより 設定 例) 75m ² 25,800円 ◇入居期間 なし

食品工業

明治ホールディングス (16,296名) 社有 798戸 借上 4,070戸 ◇物件の探し方 社宅管理会社が 物件を斡旋、または本人が探し 選定後決定	◇会社が必要と認めた者 限定	基準賃借料 (11.4改正) 区分 単身赴任者 夫婦のみ 家族帯同者 A地区 75,000 90,000 125,000 130,000 B 70,000 80,000 105,000 110,000 C 65,000 75,000 95,000 100,000 D 60,000 70,000 85,000 90,000 ※A地区 東京 埼玉 神奈川 千葉 B 愛知 京都 大阪 兵庫 C 宮城 茨城 栃木 新潟 静岡 山梨 滋賀 奈良 和歌山 広島 福岡 長崎 沖縄 D 上記以外 ◇家賃上限額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担 ◇駐車場 同上 (社有車除く) ◇退去時の補修 会社負担	◇社有・借上共通 契約家賃×プロ ック別使用料率 (A21%~D30 %,経過措置あり) ◇入居期間 独身 36歳まで 世帯 51歳まで ※持ち家者であ れば貸与する																																													
キリンホールディングス (6,558名) 社有 117戸 借上 1,356戸 ◇物件の探し方 入居者が選定	◇会社が必要と認めた者	借上基準 (14.10改正) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単身</th> <th>家族</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>70,000</td> <td>115,000</td> </tr> <tr> <td>青森 岩手 秋田 山形 福島 富山</td> <td rowspan="2">70,000</td> <td rowspan="2">100,000</td> </tr> <tr> <td>石川 福井 山梨 長野 岐阜 三重</td> </tr> <tr> <td>滋賀 奈良 和歌山 鳥根 岡山 山口</td> <td rowspan="2">70,000</td> <td rowspan="2">100,000</td> </tr> <tr> <td>徳島 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本</td> </tr> <tr> <td>大分 宮崎 鹿児島</td> <td rowspan="2">80,000</td> <td rowspan="2">125,000</td> </tr> <tr> <td>宮城</td> </tr> <tr> <td>茨城 栃木 群馬</td> <td>70,000</td> <td>125,000</td> </tr> <tr> <td>埼玉 千葉 神奈川</td> <td>85,000</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>東京</td> <td>90,000</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td>新潟 広島</td> <td>70,000</td> <td>110,000</td> </tr> <tr> <td>静岡</td> <td>80,000</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>愛知 京都 兵庫 福岡</td> <td>80,000</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td>大阪</td> <td>85,000</td> <td>140,000</td> </tr> <tr> <td>鳥取 沖縄</td> <td>65,000</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>香川</td> <td>80,000</td> <td>110,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単身	家族	北海道	70,000	115,000	青森 岩手 秋田 山形 福島 富山	70,000	100,000	石川 福井 山梨 長野 岐阜 三重	滋賀 奈良 和歌山 鳥根 岡山 山口	70,000	100,000	徳島 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本	大分 宮崎 鹿児島	80,000	125,000	宮城	茨城 栃木 群馬	70,000	125,000	埼玉 千葉 神奈川	85,000	150,000	東京	90,000	160,000	新潟 広島	70,000	110,000	静岡	80,000	120,000	愛知 京都 兵庫 福岡	80,000	130,000	大阪	85,000	140,000	鳥取 沖縄	65,000	100,000	香川	80,000	110,000	◇共益費 会社負担 ◇駐車場 入居者負担 ◇退去時の補修 社宅2,000円, 独・単身寮 600円 (18年4 月より毎月定 額を個人負 担) ◇左記限度額を 超える場合 借上社宅とし て認定せず ◇敷金・礼金・ 更新料 会社 負担	◇社有・借上共通 42,000円 (18年4 月より) ◇入居期間 上限なし
区分	単身	家族																																															
北海道	70,000	115,000																																															
青森 岩手 秋田 山形 福島 富山	70,000	100,000																																															
石川 福井 山梨 長野 岐阜 三重																																																	
滋賀 奈良 和歌山 鳥根 岡山 山口	70,000	100,000																																															
徳島 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本																																																	
大分 宮崎 鹿児島	80,000	125,000																																															
宮城																																																	
茨城 栃木 群馬	70,000	125,000																																															
埼玉 千葉 神奈川	85,000	150,000																																															
東京	90,000	160,000																																															
新潟 広島	70,000	110,000																																															
静岡	80,000	120,000																																															
愛知 京都 兵庫 福岡	80,000	130,000																																															
大阪	85,000	140,000																																															
鳥取 沖縄	65,000	100,000																																															
香川	80,000	110,000																																															

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
食品工業① (5,000名) 社有 261戸 借上 3,339戸 ◇物件の探し方 入居者が選定 (所定の転勤休暇 に対応)	◇転勤者に限定	基準賃借料 (13.1改正) 独身者 単身者 世帯者 80,000円 115,000円 160,000円 (地域による) ◇上記限度額を超える場合 超過額を所定使用料に加算徴収 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 会社負担 (過失、自己都合による退居の場合は入居者)	◇社有・借上共通 賃借料×乗率 ◇入居期間 なし
食品工業② (3,484名) 社有 800戸 借上 750戸 ◇物件の探し方 会社が指定し、 本人選択	◇転勤を前提に採用され会社が必要と認められた者	基準賃借料 独身者 東京・神奈川 105,000円 単身者 〃 140,000円 世帯者 〃 175,000円 ※地区はA～Dの4ランク設定 ◇上記限度額を超える場合 基本借上社宅として認めず (認める場合は超過分入居者負担) ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 一部会社負担 (負担率は右記の係数に同じ) ◇駐車料 基本入居者負担 ◇退去時の補修 会社負担(過失は入居者)	◇社有・借上 家賃×22～34% (居住年数負担率)×0.9～1.6 (報酬係数) ◇入居期間 12年間
アサヒビール (4,000名) 借上のみ 940戸 ◇物件の探し方 会社指定の仲介業者が提供する物件の中から入居者が選定	◇世帯主である既婚社員	基準賃借料 (02.4改正) A地区(東京・神奈川) 150,000円 B 〃(京都・大阪・兵庫) 140,000円 C 〃(埼玉・千葉・北海道・宮城・愛知・広島・福岡) 130,000円 D 〃(その他地区) 120,000円 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 左記基準賃借料に含む ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 会社負担(故意・重過失等は入居者)	◇社有・借上共通 40歳未満 30% 50歳未満 40% 50歳以上 60% ◇入居期間 Aコース 12年間 Nコース なし
キッコーマン (1,900名) 社有 3戸 借上 約570戸 ◇物件の探し方 会社指定の仲介業者の中から入居者が選定	◇会社が必要と認められた者	基準賃借料 (9.3改正) 京 浜 京阪神・名古屋 その他 1人家族(15～40m ²) 80,000円 70,000円 65,000円 2人(40～60m ²) 105,000 90,000 80,000 3人(40～70m ²) 120,000 105,000 85,000 4人(50～80m ²) 140,000 120,000 95,000 5人(60～90m ²) 150,000 130,000 105,000 ◇上記限度額を超える場合 上限額厳守 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 自然損耗 会社負担 過失損耗 入居者負担	◇社有 m ² 単価 床面積と築年数により 72～187 ◇借上 m ² 単価 床面積と築年数により 91～187 ◇入居期間 なし
J-オイルミルズ (1,100名) 社有 18戸 借上 378戸 ◇物件の探し方 会社指定の物件から入居者が選定	◇会社が必要と認められた者(転勤者・新婚者)	基準賃借料 家族数、地域による(04.7改正) 1名 58,600～87,900円 2 80,100～113,200 3～4 91,000～128,400 5～ 105,300～146,700 ◇上記限度額を超える場合 超過額を所定使用料に加算徴収 ◇敷金・礼金・更新料 100%会社負担	◇共益費 会社負担 ◇駐車料 会社負担 ◇退去時の補修 会社負担	◇社有 150円/㎡ ◇借上 185円/㎡ ◇入居期間 ・45歳まで、独身は35歳まで ・転勤なしは10年間

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
極洋 (534名) 社有 19戸 借上 41戸 ◇物件の探し方 会社が確保	◇会社が必要と認めた者(転勤者、新婚者、その他)	借上基準 世帯 単身 10万円 7万円 京阪神 同上 ◇上記限度額を超えた場合 超過分全額入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 全額会社負担	◇共益費 会社負担 ◇駐車場料 会社負担 ◇退去時の補修 会社負担	◇社有 公団や家賃の3分の1を目安とする ◇借上 物件による 平均3LDK(65m ²) 12,000円 ◇入居期限 なし

その他製造業

ヤマハ (4,480名) 借上 690戸 ◇物件の探し方 入居者が選定し、会社が決定	◇転勤者に限定	基準賃借料 (02.4改正) 4人家族の場合 首都圏 阪神 名古屋 その他 150,000円 130,000円 120,000円 110,000円 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担 ※15年3月末に社有社宅を廃止	◇共益費 70%会社負担 ◇駐車場料 入居者負担 ◇退去時の補修 原則70%会社負担	◇借上 (家賃+共益費)の30% 居住年数に応じ 40~50% ◇入居期間 15年(転勤) 7年(入社)
コクヨ (6,596名) 借上 300戸 ◇物件の探し方 入居者が選定	◇転勤者に限定	基準賃借料 (99.4改正) 4人以上家族の場合(上限) 東京 大阪 その他 150,000円 140,000円 120,000円 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金 家賃の2カ月分会社負担 ◇更新料 家賃の1カ月分会社負担	◇共益費 会社負担 ◇駐車場料 入居者負担 ◇退去時の補修 一部入居者負担	◇借上 25,000~30,000円 ◇入居期間 東京 12年間 大阪 7年間 その他 6年間
その他製造業① (2,563名) 借上 689戸 ◇物件の探し方 入居者が選定し 会社が決定	◇転勤者に限定	基準賃借料 資格、職位、家族数、勤務地域により30m ² ~100m ² の間 で広さ目安を定め、賃借料基準を設定 (首都圏:84,000~259,000円など) ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担 ◇駐車場料 入居者負担 ◇退去時の補修 会社負担	◇借上 基本給の7%、 あるいは家賃の 30%のいずれか 低い額 役職者は規程に よる定額 ◇入居期間 7年間
その他製造業② 全社 897名 本社 184名 社有 50戸 借上 231戸 ◇物件の探し方 入居者が選定 (出張時)	◇転勤者に限定	基準賃借料 (千円) 既婚同居4人以上 4LDK 130 80 110 95 〃 3人 〃 3LDK 125 70 100 90 〃 2人まで 2LDK 115 65 90 80 独身 30歳以上 1LDK 90 55 75 70 〃 30歳未満 1K 75 50 60 60 ※A地区 東京地区 B 〃 石岡・小牧・岡山 C 〃 大阪 D 〃 その他 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担 ◇駐車場料 入居者負担 ◇退去時の補修 会社負担	◇社有 3DK 20,000 ◇借上 家賃の25% ◇入居期間 なし

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円)入居期間
その他製造業③ (1,200名) 借上のみ 136戸 ◇物件の探し方 会社が指定	◇転勤者に限定	基準賃借料 (87.4改正) 首都圏 单身～4人 其他地区 单身～4人 一般 85,000～137,000円 係長 85,000～141,000 課長 90,000～145,000 部長代理 90,000～147,000 部長 90,000～149,000 75,000～127,000円 75,000～131,000 80,000～135,000 80,000～137,000 80,000～139,000 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担 ◇駐車場料 入居者負担 ◇退去時の補修 会社負担	◇借上のみ 左記の25% ◇入居期間 転勤期間中

鉱業・非鉄金属

古河機械金属 (209名) 借上 123戸 ◇物件の探し方 会社が指定	◇転勤者に限定	基準賃借料 (13.10改正) 設定なし(ただし、借上対象地域を限定しているほか、床面積には一定の基準あり) ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担 ◇駐車場料 入居者負担 ◇退去時の補修 会社負担	◇借上 算出基礎額 (家賃+共益費・管理費)×20% 算出基礎額上限 組員 95,000円 管理職 110,000円 入居10年未満: 算出基礎額×20% 〃15年未満:〃×40% (管理職のみ) 〃15年以上:〃×40% (組員) 〃×60% (管理職) ◇入居期間 なし
--	---------	---	--	--

建設業

日本工営 (2,275名) 社有 89戸 借上 111戸 ◇物件の探し方 選定業者が提供する中から入居者が選択	◇会社が必要と認めた者(転勤者、条件クリアした新婚者)	借上基準 所長・事業部長 社員 支店長以上 (左記除く) 13万円 10万円 10.4 8 首都圏・京阪神・名古屋 札幌・仙台・広島・福岡 ・沖縄 ◇上記限度額を超える場合 借上社宅として認定しない ◇敷金・礼金・更新料 全額会社負担	◇共益費 入居者負担 ◇駐車場料 入居者負担 ◇退去時の補修 会社負担(ただし過失による損傷は入居者負担)	◇社有・借上 25,000円 ただし参事以上は24,000円加算 ◇入居期限 一般 38歳まで 転勤者 40歳まで ただし最低4年間
---	-----------------------------	---	---	--

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
------------------------	---------	----------------------	-----------	------------------

運輸業

運輸業① (13,500名) 社有 400戸 借上 650戸 ◇物件の探し方 入居者が選定	◇会社が必要と認めた者	基準賃借料 〈10.4改正〉 ※同居人数・地区によって異なる ・独身者 (東京地区) 89,000円 ・単身赴任者 (東京地区) 105,000円 ・3~4人 (東京地区) 125,000円 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金(敷引を含む)・更新料 会社負担(ただし、限度あり)	◇共益費 入居者負担 ◇駐車料 同上 ◇退去時の補修 過失による破損・汚損がない場合会社負担	◇社有・借上共通 26,250~78,000円 ◇入居期間 一般 8年間 転勤 3~5年間
---	-------------	---	---	---

金融保険業

金融保険業① (18,256名) 社有 258戸 借上 4,019戸 ◇物件の探し方 会社が指定	◇転勤者に限定	基準賃借料 地域・役割等級・入居形態(入居者数)により基準家賃を設定(首都圏・4人家族:18.5万円) ◇上記限度額を超える場合 借上社宅として認めない ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 左記基準賃借料に含む ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 原則会社負担	◇社有・借上共通 独自方式で算定 ◇入居期間 なし															
金融保険業② (貸与対象者 5,144名) 社有 144戸 借上 3,651戸 ◇物件の探し方 入居者が選定	◇会社が必要と認めた者(転勤者、新婚者、その他)	基準賃借料 〈04.1改正〉 地域により異なる 東京区部 単身・独身者 125,000円 2人以上世帯 170,000円 ◇上記限度額を超える場合 借上社宅として認めず ◇敷金・礼金・更新料 会社負担(ただし、自己都合による転居の場合、礼金は自己負担)	◇共益費 会社負担 ◇駐車料 社有は一部個人負担、借上は個人契約、個人負担 ◇退去時の補修 会社負担(故意・過失によるものは入居者負担)	◇社有 平均 9,037円 ◇借上 平均 40,580円 ◇入居期間 なし															
金融保険業③ (2,452名) 社有 159戸 借上 451戸 ◇物件の探し方 選定業者が提供する中から入居者が選択	◇会社が必要と認めた者(転勤者、火災等により現住居に居住できない社員、公募による入居希望者)	借上基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単身</th> <th>家族帯同</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>10万円</td> <td>14万円</td> </tr> <tr> <td>京阪神</td> <td>9</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>名古屋・札幌・仙台 ・広島・福岡</td> <td>8</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>沖縄</td> <td>7</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> ◇上記限度額を超える場合 超過額全額入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 全額会社負担		単身	家族帯同	首都圏	10万円	14万円	京阪神	9	13	名古屋・札幌・仙台 ・広島・福岡	8	11	沖縄	7	10	◇共益費 40%会社負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 会社負担	◇社有社宅 独身 27,000円 家族 39,000円 単身赴任 10,000円 ◇借上社宅 家賃の40%(限度額超加分本人負担) ◇入居期限 8年間
	単身	家族帯同																	
首都圏	10万円	14万円																	
京阪神	9	13																	
名古屋・札幌・仙台 ・広島・福岡	8	11																	
沖縄	7	10																	

福利厚生 アラカルト

1月上旬分

● 正規社員の賃金収入は3期連続で悪化

19年10月に実施した第38回「勤労者短観」では、1年前と比べた景気認識D.I.値は $\Delta 22.0$ と3期連続で悪化し、1年後の景気見通しも悪化していた。

物価が上昇したという認識D.I.値は39.1と前回の39.9とほぼ横ばいの結果となった。

また、1年後の物価見通しは、物価が上昇すると認識している。

1年前と比べた賃金収入D.I.値は、全体 $\Delta 0.4$ 、正規1.6、非正規 $\Delta 4.5$ といずれも悪化しており、正社員は3期連続で悪化した。

1年後、賃金収入が増えるとする割合は19.6%と前回の19.5%とほぼ横ばいだった。

1年前と比べた現在の暮らし向きの認識D.I.値は、 $\Delta 14.3$ と3期連続で悪化していた。

WLBがとれているとする認識に対するD.I.値をみると、男性正規、男性非正規、女性正規が緩やかながら改善している。

1週間当たりの平均実労働時間を経年でみると、緩やかながら減少傾向であり、全体で38.5時間だった。

9月の男性正社員の所定外労働時間をみると、2割前後は60時間以上、1割弱は100時間以上の長時間労働を行っていた。

規模別、労組の有無別でみると、299人以下規模で1割弱、労組なしの企業で1割以上が所定外労働100時間以上だった。(連合総研HP, 12.23)

● 出生86.4万人で5.4万人減少

19年の「人口動態統計の年間統計」がまとまった。

出生は86.4万人となり、前年より5.4万人減った。人口千対の出生率は7.0で前年の7.4を下回った。

死亡は137.6万人で、前年より1.4万人増えた。人口千対の死亡率は11.1だった。

出生から死亡を差し引いた自然増減は $\Delta 51.2$ 万人で、前年比は $\Delta 44.4$ 万人だった。

婚姻は58.3万組、前年を0.3万組下回った。人口千対の婚姻率は4.7だった。

離婚は21万組、前年より0.2万組減った。人口千対の離婚率は1.70だった。(厚労省HP, 12.24)

● 雇用障害者数は民間企業で56万人

「障害者雇用状況」(19年)によると、6月現在の民間企業の雇用障害者数は56万608.5人で、前年より2万5,839人増加した。

雇用障害者のうち、身体障害者は35万4,134人(対前年比2.3%)、知的障害者は12万8,383人(同6.0%)、精神障害者は7万8,091.5人(同15.9%)となった。実雇用率は2.11%(同0.06%)だった。

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5~100人未満で5万6,679.5人、100~300人未満で11万1,128人、300~500人未満で4万9,399人、500~1,000人未満で6万5,439.5人、1,000人以上で27万7,962人だった。どの規模も前年より増加した。6月1日時点で特例子会社の認定を受けている企業は517社で、雇用されている障害者の数は3万6,774.5人だった。雇用者のうち、身体障害者は1万1,939.5人、知的障害者は1万8,885.5人、精神障害者は5,949.5人だった。

公的機関における障害者の数は、国7,577人、都道府県9,033人、市町村2万8,978人、都道府県等の教育委員会1万3,477.5人だった。(厚労省HP, 12.25)

● 不動産価格指数58カ月連続、前年同月比で上昇

国土交通省は、不動産価格指数を公表、住宅は住宅地、マンションが前年同月比で上昇し、住宅総合の不動産価格指数は58カ月連続で上昇した。

19年9月分の全国の住宅総合は、前年同月比1.7%増の113.2だった。住宅地は100.8、戸建住宅は101.2、マンションは132.2だった。(国土交通省HP, 12.25)

● 確定拠出年金の加入者数は723万人

厚労省資料からまとめた企業年金の実績は次のとおりだった。

厚生年金基金の基金数は1月1日で、総数が8、単連3、総合5だった。加入者数は16万人で、事業所数は2,000事業所だった。代行返上の状況は、将来返上が1,267、現存基金が1、過去返上が967、解散が313だった。解散の状況は、代行返上後の数字を含み911だった。

確定給付企業年金は、12月1日で、1万2,718件、加入者数は3月末で940万人だった。確定拠出年金は、11月末日で6,298件、加入者数は10月末日で723.3万人だった。なお、個人型加入者数は、11月末日で143.7万人、うち第1号16.9万人、第2号122万人、第3号4.7万人だった。(企業年金連合会HP, 1.7)

● 低所得者ほど喫煙率、健診未受診率が高い

本号55頁参照(厚労省HP, 1.14)

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
------------------------	---------	----------------------	-----------	------------------

商事サービス業

<p>三菱商事 (6,016名)</p> <p>借上 994戸</p> <p>◇物件の探し方 会社確保、選定業者確保、入居者確保いずれも可</p>	<p>◇会社が必要と認めた者(転勤者、その他)</p>	<p>借上基準 (15.4改正)</p> <p>※帯同者・単身者(独身者含む) および資格により異なる(万円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>帯同者用①</td> <td>帯同者用②</td> <td>帯同者用③</td> </tr> <tr> <td>首都圏</td> <td>18.5</td> <td>17.5</td> <td>16.0</td> </tr> <tr> <td>京阪神</td> <td>17.0</td> <td>16.0</td> <td>14.5</td> </tr> <tr> <td>名古屋</td> <td>16.0</td> <td>15.0</td> <td>13.5</td> </tr> <tr> <td>札幌・仙台・広島・福岡・沖縄</td> <td>14.5</td> <td>13.5</td> <td>12.0</td> </tr> </table> <p>単身者用 ①12.0万円 ②11.0万円 ③10.0万円 (単身者用は地域によらず共通)</p> <p>◇上記限度額を超える場合 超過額は30%までとし、全額入居者負担</p> <p>◇敷金 全額会社負担</p> <p>◇礼金・更新料 基準賃借料まで会社負担</p>		帯同者用①	帯同者用②	帯同者用③	首都圏	18.5	17.5	16.0	京阪神	17.0	16.0	14.5	名古屋	16.0	15.0	13.5	札幌・仙台・広島・福岡・沖縄	14.5	13.5	12.0	<p>◇共益費 基準賃借料と合算して限度額を設定</p> <p>◇駐車場料 入居者負担</p> <p>◇退去時の補修 入居者の故意・過失分は入居者負担</p>	<p>◇借上 居室の広さに応じる(基準超過分は入居者負担)</p> <p>◇入居期限 帯同者 2年または7年 単身者 2年または無期限 ※帯同・単身ともに会社融資の自宅がある場合は2年間</p>																							
	帯同者用①	帯同者用②	帯同者用③																																												
首都圏	18.5	17.5	16.0																																												
京阪神	17.0	16.0	14.5																																												
名古屋	16.0	15.0	13.5																																												
札幌・仙台・広島・福岡・沖縄	14.5	13.5	12.0																																												
<p>商事サービス業① (3,789名)</p> <p>◇物件の探し方 会社が指定</p>	<p>◇単身赴任者に限定</p>	<p>基準賃借料 東京23区内 105,000円</p> <p>◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担</p> <p>◇敷金・礼金・更新料 会社負担</p>	<p>◇共益費 家賃に含む</p> <p>◇退去時の補修 会社負担</p>	<p>※単身赴任者のみ 家賃給与課税</p>																																											
<p>商事サービス業② (5,000名)</p> <p>◇物件の探し方 会社が指定または入居者が選定</p>	<p>◇転勤者または会社が認めた者</p>	<p>基準賃借料 (06.4改正) (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">A地区</th> <th colspan="2">B地区</th> <th colspan="2">C地区</th> <th colspan="2">D地区</th> <th colspan="2">E地区</th> </tr> <tr> <th>帯同</th> <th>単身</th> <th>帯同</th> <th>単身</th> <th>帯同</th> <th>単身</th> <th>帯同</th> <th>単身</th> <th>帯同</th> <th>単身</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幹部社員</td> <td>160</td> <td>110</td> <td>130</td> <td>85</td> <td>120</td> <td>80</td> <td>95</td> <td>65</td> <td>85</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>一般社員</td> <td>135</td> <td>80</td> <td>110</td> <td>65</td> <td>100</td> <td>60</td> <td>80</td> <td>50</td> <td>70</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>※A…本社・東京・横浜営業部地区 B…大阪・神戸・京都営業部地区 C…名古屋営業部地区 D…福岡営業部地区 E…札幌営業部地区 以外は別途定める</p> <p>◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担</p> <p>◇敷金・礼金・更新料 会社負担</p>	区分	A地区		B地区		C地区		D地区		E地区		帯同	単身	帯同	単身	帯同	単身	帯同	単身	帯同	単身	幹部社員	160	110	130	85	120	80	95	65	85	60	一般社員	135	80	110	65	100	60	80	50	70	45	<p>◇共益費 入居者負担</p> <p>◇駐車場料 同上</p> <p>◇退去時の補修 会社負担</p>	<p>◇社宅家賃の20% ただし超過分は入居者負担</p> <p>◇入居期間 原則5年</p>
区分	A地区			B地区		C地区		D地区		E地区																																					
	帯同	単身	帯同	単身	帯同	単身	帯同	単身	帯同	単身																																					
幹部社員	160	110	130	85	120	80	95	65	85	60																																					
一般社員	135	80	110	65	100	60	80	50	70	45																																					

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
丸 紅 (4,453名) 借上のみ 625戸 ◇物件の探し方 会社が確保	◇転勤者に限定	借上基準 単身独身 (25m ²) 10万円 8 家族帯同 (75m ²) 14万円 14 ◇上記限度額を超える場合 借上社宅として認定しない ◇敷金・礼金・更新料 全額会社負担	◇共益費 会社負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 一部会社負担 (原状回復の本人に起因する問題があった場合は入居者負担)	◇借上社宅 家賃61,000円 + 共益費3,300円 ◇入居期限 5年間
商事サービス業③ (2,800名) 借上のみ 66戸 ◇物件の探し方 入居者が選定	◇転勤者に限定	基準賃借料 (09改正) (千円) 独身者 妻帯者 家族2人 家族3人 (単身赴任) 以下① 以上② 首都圏 88 107 117 146 関西地区 87 104 114 141 広島 〃 69 85 90 117 札幌 〃 68 84 89 116 福岡 〃 74 91 97 126 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金 首都圏・札幌 基準家賃の2カ月 (広島 福岡4カ月) 関西 独身80万円 単身赴任・①100万円 博多 基準家賃の3カ月分 ②150万円 ◇礼金 首都圏2カ月 関西 敷引独身24万円 独身者以外30万円 福岡 敷引基準賃借料の2カ月 ◇更新料 会社負担	◇共益費 左記基準賃料含む ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 会社負担 (自然損耗のみ)	◇借上のみ 基準賃料の約10% ◇入居期間 (=赴任期間) 原則5年
商事サービス業④ (1,800名) 社有 20戸 借上 200戸 ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めた者	基準賃借料 有扶・無扶および地域ごとに家賃上限を設定 首都圏、独身者 64,000円限度 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 会社負担	◇社有 7,000 ◇借上 有扶 借上家賃の20% 無扶 〃 の10% ◇入居期間 5年間

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間																																																																	
国分グループ (5,257名) 借上のみ 572戸 ◇物件の探し方 入居者が選定 (交通費支給)	◇転勤者に限定	基準賃借料 ▷規模基準 ①入居1名 25～35m ² ③入居3名 46～55m ² ② 2 36～45 ④ 4 56～65 ▷首都圏・中部圏・近畿圏 ▷其他地区 1人 100,000円 80,000円 2人 110,000 90,000 3人 120,000 100,000 4人 130,000 110,000 1人加算 10,000 役員以上 20,000円加算 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金 会社負担 ◇礼金 家賃の2カ月分限度 ◇仲介手数料 同1カ月分 ◇更新手数料 同1.5カ月分限度	◇共益費 会社負担 ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 社宅適用期間 中原則会社負担	◇借上 首都圏・中部圏・近畿圏 家賃の30% 其他地区 家賃の40% ◇入居期間 6年間																																																																	
商事サービス業⑤ (1,200名) 借上 20戸 ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めた者	借上基準 特に定めず, 月10万円程度 ◇敷金 入居者負担 ◇礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社 80% 入居者 20% ◇駐車料 入居者負担 ◇退去時の補修 会社負担	◇借上 通常本人2割負担 ◇入居期間 なし																																																																	
商事サービス業⑥ (348名) 借上のみ 30戸 ◇物件の探し方 委託業者より入居者が選定 (所定の転勤休暇で対応)	◇転勤者に限定	基準賃借料 <10.9改正> 下記基準家賃の6割会社負担 <table style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">管理職</td> </tr> <tr> <td>世帯人員1人</td> <td>10坪</td> <td>71,000円</td> <td>58,000円</td> <td>47,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>12 85,000</td> <td>69,500</td> <td>56,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td>15 106,500</td> <td>87,000</td> <td>70,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4</td> <td>17 120,500</td> <td>98,500</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5～</td> <td>20 142,000</td> <td>116,000</td> <td>94,000</td> </tr> <tr> <td colspan="5">一般</td> </tr> <tr> <td>世帯人員1人</td> <td>8坪</td> <td>57,000</td> <td>46,500</td> <td>37,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>10 71,000</td> <td>58,000</td> <td>47,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td>12 85,000</td> <td>69,500</td> <td>56,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4</td> <td>15 106,500</td> <td>87,000</td> <td>70,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5～</td> <td>17 120,500</td> <td>98,500</td> <td>80,000</td> </tr> </tbody> </table> ※A地区…首都圏 B…政令指定都市 C…その他 ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 ◇敷金・礼金・更新料 会社負担			A	B	C	管理職					世帯人員1人	10坪	71,000円	58,000円	47,000円		2	12 85,000	69,500	56,500		3	15 106,500	87,000	70,500		4	17 120,500	98,500	80,000		5～	20 142,000	116,000	94,000	一般					世帯人員1人	8坪	57,000	46,500	37,500		2	10 71,000	58,000	47,000		3	12 85,000	69,500	56,500		4	15 106,500	87,000	70,500		5～	17 120,500	98,500	80,000	◇共益費 入居者負担 ◇駐車料 同上 ◇退去時の補修 会社負担	◇借上のみ 左記基準家賃の40% ◇入居期間 一般 なし 首都圏 管理職 A地区 3年間 B, C地区 6年間
		A	B	C																																																																	
管理職																																																																					
世帯人員1人	10坪	71,000円	58,000円	47,000円																																																																	
	2	12 85,000	69,500	56,500																																																																	
	3	15 106,500	87,000	70,500																																																																	
	4	17 120,500	98,500	80,000																																																																	
	5～	20 142,000	116,000	94,000																																																																	
一般																																																																					
世帯人員1人	8坪	57,000	46,500	37,500																																																																	
	2	10 71,000	58,000	47,000																																																																	
	3	12 85,000	69,500	56,500																																																																	
	4	15 106,500	87,000	70,500																																																																	
	5～	17 120,500	98,500	80,000																																																																	

別表Ⅱ

各社別の家賃補助制度の支給要件と補助額

※は借上社宅制度なし（労務研究所調べ 2019年12月現在）

会社名 (従業員数)	改正年月	支給要件 (対象者)	補助額 (月額)・補助算定方式	支給期限	住宅手当との関連 併給有無																					
※日立金属 (6,305名)	15年4月	・社有社宅が提供されない場合	地域別に上限額あり 家賃の半額 (最大60,000円) 補助	40歳までまたは支給開始後10年間のいずれか早い方	-																					
電気機器① (37,353名)	14年10月	・生計維持者で住宅の必要度を勘案し、会社が認めた者	賃貸借家賃×50% (100円未満切捨て) 支給限度額 (千円) <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>地域Ⅰ</td> <td>地域Ⅱ</td> <td>地域Ⅲ</td> </tr> <tr> <td>単身用</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>家族用</td> <td>70</td> <td>55</td> <td>45</td> </tr> </table>		地域Ⅰ	地域Ⅱ	地域Ⅲ	単身用	50	40	35	家族用	70	55	45	①家族同居者 40歳に到達する月末 ②単身者 31歳に到達する年度末	住宅手当制度なし									
	地域Ⅰ	地域Ⅱ	地域Ⅲ																							
単身用	50	40	35																							
家族用	70	55	45																							
※電気機器② (23,982名)	09年10月	①転勤発令を受けた者で、担当部門が転居可能と認めた者 ②独身寮入寮後6カ月を経過する者 ③支給条件を満たした者 (地区限定、40歳未満、本人が主たる生計者、扶養家族有、借家のみ)	①本人支払家賃 (※1) × 会社支給率 (※2) × 1.1 = 月額家賃補助額 ※1 共益費、駐車料を除く居住専用部分の賃借料 (上限額設定) ※2 持ち家者、単身赴任者、それ以外で支給率が異なる ②本人支払家賃 - 独身寮家賃 = 支給額 (最高4万円) ③本人支払家賃のうち6万円を超える部分について半額支給 (最高4万円)	①5年間 ※京浜地区以外では補助額漸減し、13年間 ②満期退寮月当月まで ③満40歳に到達する月まで (最長15年間)	併給しない																					
アズビル (5,151名)	03年4月	・独身寮入寮満了者および既婚者 (借家居住者のみ)	独身寮満了者 既婚者 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>A地区</td> <td>16,500円</td> <td>25,500円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>13,000</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>11,500</td> <td>17,500</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>9,500</td> <td>15,000</td> </tr> </table>	A地区	16,500円	25,500円	B	13,000	20,000	C	11,500	17,500	D	9,500	15,000	独身寮満了者 5年間 既婚者 7年間	住宅手当制度なし									
A地区	16,500円	25,500円																								
B	13,000	20,000																								
C	11,500	17,500																								
D	9,500	15,000																								
※沖電気工業 (4,077名)	16年3月	・2人家族以上の世帯の世帯主で、会社が認めた者	支払家賃の30% (上限、千円) <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>首都圏</td> <td>大都市</td> <td>その他地域</td> </tr> <tr> <td>夫婦+家族2人~</td> <td rowspan="2">33.5</td> <td rowspan="2">21.5</td> <td rowspan="2">17.0</td> </tr> <tr> <td>本人+家族3人~</td> </tr> <tr> <td>夫婦+家族1人</td> <td rowspan="2">28.5</td> <td rowspan="2">18.5</td> <td rowspan="2">15.0</td> </tr> <tr> <td>本人+家族2人</td> </tr> <tr> <td>夫婦、家族2人</td> <td>24.0</td> <td>16.0</td> <td>12.5</td> </tr> </table>		首都圏	大都市	その他地域	夫婦+家族2人~	33.5	21.5	17.0	本人+家族3人~	夫婦+家族1人	28.5	18.5	15.0	本人+家族2人	夫婦、家族2人	24.0	16.0	12.5	8年間	併給しない			
	首都圏	大都市	その他地域																							
夫婦+家族2人~	33.5	21.5	17.0																							
本人+家族3人~																										
夫婦+家族1人	28.5	18.5	15.0																							
本人+家族2人																										
夫婦、家族2人	24.0	16.0	12.5																							
ダイヘン (1,025名)	97年	・満35歳の3月末まで	家賃5万円超の部分について ①有扶 2万円まで ②無扶 5,000円まで	満35歳の3月末まで	-																					
電気機器⑤ (651名)	12年	・会社が適正と認めた者 ・自費で賃貸住宅に同居している者 ・自らの収入で主たる生計を営む者	入社1~3年 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>A地域</td> <td>B地域</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>23,000円</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>19,600</td> <td>18,700</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>16,100</td> <td>15,400</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>12,700</td> <td>12,100</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>9,200</td> <td>8,800</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900</td> <td>6,600</td> </tr> </table> A地域 本社・久喜事業所・東京・立川・千葉・横浜・厚木・大宮・水戸・大阪・大津・福岡・名古屋・静岡の各支店・営業所 B地域 藤岡事業所・山形事業所・札幌・仙台・新潟・前橋・岡山・高松・広島・北九州・富山の各営業所・分室		A地域	B地域	4	23,000円	22,000円	5	19,600	18,700	6	16,100	15,400	7	12,700	12,100	8	9,200	8,800		6,900	6,600	新卒入社後8年目まで	なし
	A地域	B地域																								
4	23,000円	22,000円																								
5	19,600	18,700																								
6	16,100	15,400																								
7	12,700	12,100																								
8	9,200	8,800																								
	6,900	6,600																								

会社名 (従業員数)	改正年月	支給要件 (対象者)	補助額 (月額)・補助算定方式	支給期限	住宅手当との関連 併給有無
トヨタ自動車 (82,700名)	89年2月	・新婚者、転勤者等(地区限定あり)	対象家賃×2/3-12,000円 ※対象家賃=家賃+駐車料1台分(共益費・管理費除く) ※補助上限額 35,000円	10年間	住宅手当制度なし
日産自動車 (23,025名)	①04年4月導入 有家族社員 ②08年4月 单身・单身用制度導入	①、②共通 ・首都圏勤務の従業員 ・非持ち家者 ① ・同居の扶養家族が1名以上いること ② ・单身・单身者 ・自宅から通勤が不可能と会社が認定した者	契約家賃(駐車場1台分含む)の4分の3を会社負担(①月額6万円限度、②单身・单身者4万円限度)	①有扶世帯者 10年間 ② 单身者 入社から学校種別で5~10年間 单身者 転勤から单身事由消滅まで	住宅手当制度なし
島津製作所 (3,700名)	07年4月	・婚姻+世帯主+自己名義で賃貸借契約締結	1~5年 家賃×40%(上限30,000円) 6~8年 家賃×30%(上限20,000円) 9~12年 家賃×20%(上限10,000円)	45歳までの12年間	併給する
精密機械③ (2,600名)	10年4月	・独身かつ入社時年齢30歳未満	月額50,000円 ※入居時一時金…実費(上限35万円)	5年間	なし
東京計器 (1,582名)	03年4月	・既婚者(世帯主)で賃借料月額5万円超を支払っている者	賃借家賃のうち月額5万円超の部分の50%相当額 上限月額2万円	5年間	なし
※千代田化工建設 (1,716名)	06年4月	・有配偶者で住宅融資を受けたことのない者	・支払家賃の70%相当(支給は1,000円単位) (7万円を上限)	10年間	住宅手当制度なし
化学工業① (5,992名)	02年4月	・新たに世帯を有する総合職 ・自ら賃貸物件に家賃を負担して居住している者	本人の居住地により 首都圏・近畿圏 90,000円 上記以外の地区 70,000円	7年間	併給しない
化学工業⑤ (3,700名)	00年4月	・新婚者	(家賃-(27,000円+住宅手当等2種))×70% 補助上限額は35,000円	初婚から5年間	併給する
化学工業⑨ (1,561名)	-	・社宅入居者(寮含む)が結婚した場合	家賃の70% 56,000円を上限とする(地域手当含む)	首都圏 5年間 他 現エリア転勤後5年間	併給しない
※ A G C (5,973名)	02年6月	・年齢満45歳未満 ・主たる生計維持者で、生計を一にする同居家族を有する者 ・住宅困窮者	▷借上社宅 上限家賃 首都圏 15万円 その他地域 12万円	45歳未満	住宅手当制度なし

会社名 (従業員数)	改正年月	支給要件(対象者)	補助額(月額)・補助算定方式	支給期限	住宅手当との関連 併給有無												
J-オイルミ ルズ (1,100名)	06年4月	・定年後再雇用者 (社員入居不可のため)	借上社宅家賃限度額を上限とし、家賃の60%	再雇用期間中	住宅手当制度なし												
コクヨ (6,596名)	99年5月	・組員、配偶者または18歳以下の子と同居する世帯主	東京 1～6年目 月45,000円 7～8年目 月25,000円 大阪・他 1～6年目 月25,000円 7～8年目 月25,000円 (カフェテリアポイント使用で月額15,000円の支給あり)	6～8年	併給する(カフェテリアポイントとして)												
その他製造業 ① (2,563名)	09年11月	・転勤者	本人負担…基本給の7%または家賃の30%のいずれか低い額、役職者は規定による定額	7年間	一部併給する												
その他製造業 ② 全社 897名 本社 184名	-	・独身寮入居期間満了の退去者、新婚者	独身者・新婚者 基準家賃の50% 転勤者 基準家賃の75%	なし	併給しない												
その他製造業 ③ (1,200名)	従来より	・借上社宅入居資格者 (転勤者)	支払家賃×75%	なし (転勤期間中)	住宅手当制度なし												
日本工営 (2,275名)	19年	・副参事以下	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>扶養あり</td> <td>扶養なし</td> </tr> <tr> <td>A地域</td> <td>24,000円</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>B地域</td> <td>18,000</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>C地域</td> <td>16,000</td> <td>10,000</td> </tr> </table> A地域 東京・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・山梨 B地域 北海道・宮城・静岡・愛知・滋賀・京都・大阪・兵庫・岡山・広島・福岡 C地域 その他の県		扶養あり	扶養なし	A地域	24,000円	18,000円	B地域	18,000	12,000	C地域	16,000	10,000	-	-
	扶養あり	扶養なし															
A地域	24,000円	18,000円															
B地域	18,000	12,000															
C地域	16,000	10,000															
金融保険業③ (2,452名)	-	・自己、配偶者または被扶養者名義の賃貸住宅に居住する者のうち、主たる生計者である正社員	月額家賃×掛率(有扶養40%、無扶養25%)	受給資格がなくなるまで	併給しない												
商事サービス業② (5,000名)	-	・転勤者	・家賃の20%	なし	併給しない												
商事サービス業⑤ (1,200名)	03年4月	・既婚者	・支払家賃の40%、4万円上限	・40歳まで	併給しない												



リコーリース株式会社の取り組み

～現場の声を活かした健康経営の実践～

リコーリース株式会社は、健康経営銘柄に2年連続、3度目の選定となった。健康経営優良法人にも3年連続で認定されており、注目を集めている。

具体的な取り組みについて、人財本部総務部健康推進室長の久保雅晴氏、同健康推進室アシスタントマネージャーの倉田元子氏に聞いた。

1. 健康経営の背景

リコーリース株式会社（以下「リコーリース」）。従業員1,012名※連結・2019年9月末日現在）は、病院やクリニックなどの医療機関への医療機器のリースを業務の一つとしている。そのためもあって、もともと企業文化として、会社や社員の健康に対する意識は高かった。15年度に初めて健康経営銘柄に選定された。

「健康経営銘柄に選定されている企業は、大企業がほとんどです。その中で当社が選定されたのは、比較的規模の小さい企業がもつ強みを活かした結果だと考えています。選定されることを目的とするための取り組みではなく、経営基盤として必要な健康増進のための各種要望に対応した結果です」（久保氏）。

16年度に健康宣言を発表し、人財本部長をトップとする健康推進体制を強化した。各部門から選出された衛生委員、産業医、保健師で組織された衛生委員会が中心となり、社員の健康維持・増進に向けた様々な取り組みを行っている。

2. 産業保健体制の強化

リコーリースは、全国各地に本社、支社、支店、駐在所として42の事業所がある。事業所によっては少人数のところもあり、社員の心身の健康管理をきめ細かく行うためには、自社の医療スタッフだけでは限界が生じていた。

そこで、16年から、産業医と社員の接点を強化し、より充実したサポートができる産業保健体制を整備した。

具体的には、リコーグループの全国主要拠点に配置された医療スタッフと連携し、全事業所の社員を横断的にサポートできる体制とした。

3. 健康診断と生活習慣病の重症化予防施策

全社を挙げて定期健康診断の受診を勧奨し、受診率100%を維持している。

女性社員が多い職場特性を踏まえ、婦人科検診受診率向上の取り組みを強化した。ピンクリボン活動と連携し、乳がん、子宮がん早期発見の重要性を社員へ周知し、女性社員の婦人科検診を必須項目とした。

受診しやすい環境の整備として、検診スタッフを全員女性とし、受診費用は健保組合助成金を活用し個人負担なしとし、就業中に検診が完了できる本社集団婦人科検診制度とした。

「この制度を実施し、30%前後だった婦人科検診率は09年度より大幅に上昇し、現在まで85%以上を維持しています」（倉田氏）。

生活習慣病重症化予防として16年度から社員の健康リスクに応じた階層化を実施し、全社員の健康状態を可視化した。階層は、「所見なし（異常なし）」「保健指導（要生活改善）」「医療指導」の3段階。健保組合と連携して糖尿病の重症化予防に重点を置いた施策を展開しており、18年度からはHbA1c（赤血球中の糖化ヘモグロビン値）8.0以上を対象者として専門機関と連携したサポートプログラムの運用を開始した。対象者は専門スタッフから症状改善に向けた綿密なアドバイスが受けられる。

4. 健康リテラシーの向上への取り組み

定期健康診断の完全実施、生活習慣病の重症化予防を推進するためには、社員の健康に対するリテラシーの向上は欠かせない。そのための取り組みとして、生活習慣改善のきっかけづくりを目的とした健康セミナーを毎年開催している。「睡眠

力向上」「がんを知る」など、毎年新しいテーマを社員参加型で実施している。18年度は、「適切な食事と運動の習慣化」をテーマに、大手プライベートジムとコラボレーションした健康セミナーを実施した。「トレーナーから生活習慣改善のためのアドバイスが得られ、社員に好評でした」（倉田氏）。

メンタルヘルスにおいては、ストレスチェックと同時に食・運動・生活習慣をチェックする「ウェルネスチェック」を全社員へ実施し、eラーニングのコンテンツで健康リテラシーの向上を図っている。

5. 長時間労働の抑制

長時間労働が原因となって社員の健康が害されるリスクを低減するため、工夫を凝らした時間管理の施策を行っている。

残業について、法令より厳しい判定基準（単月60時間超、一定期間平均45時間超）を設けて、全社員の残業時間を厳しくチェックしている。一定の残業時間を超えると、本人と上司に警告メールが送信される「長時間勤務&ヘルスサポートデータベース」を導入している。

長時間残業対象者にはセルフチェック票が自動配信され、回答を産業医がチェック、必要に応じて、産業医面談を実施している。週1回のフレッシュアップデー（ノー残業デー）の実施、フレックスタイト制度や時差勤務制度に加えて、在宅勤務や外部のシェアオフィスの活用など、効率的かつ柔軟な働き方を目指した施策も展開している。

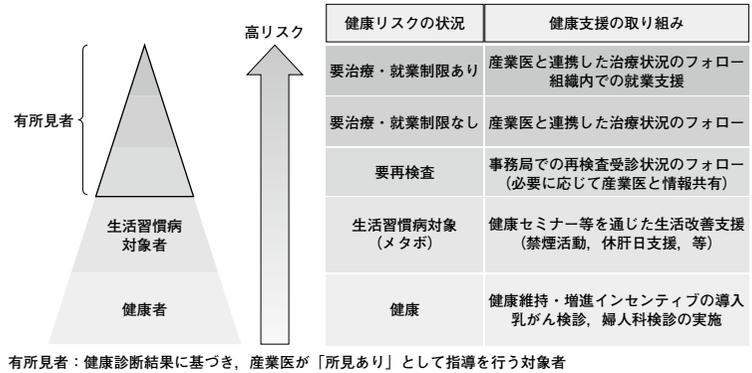
6. 喫煙対策

健康障害防止・健康増進を目的とした「リコーグループ喫煙対策方針」に基づいて、リコーリースでは喫煙対策および受動喫煙からくる健康障害防止策に力を入れている。

就業中の喫煙ルールを制定し、就業規則において、就業時、社有車利用時、外出時、時間外勤務時、在宅勤務時での全面禁煙が定められた。禁煙希望者には禁煙プログラム提供の支援があり、健保組合から費用補助が受けられる。

図表

リコーリースの健康経営の取り組みイメージ



「適切な食事と運動の習慣化」の健康セミナーの様子



このような取り組みによって喫煙率は年々改善しており、18年度は20.3%と前年比0.4ポイントの低下であった。

「当社の健康経営施策は基本的に現場の声を聴きながら推進してきました。社長からは〈健康第一、仕事は二の次〉と言われていました。この喫煙対策は、受動喫煙による社員の健康被害防止を目指した施策です。喫煙率は何としても20%を切りたい。社長自らが旗を振って推進しています」(大久保氏)。

7. 今後の課題・取り組み

大久保氏は、事業所規模に関わらず全社員が健康増進に向けた機会を持つ仕組みをつくるのが今後の課題であるという。

「これは社長の強いメッセージでもあります。全国に散在する地方の事業所の推進状況にしっかりと目配りをする予定です」(大久保氏)。

社員が自ら健康リテラシーを向上させ、自分自身の健康増進のための行動につなげるサイクルを回せる環境を整備することに全力を注ぐ、と力強い表情が印象的であった。

施策の事例とポイント解説② ～健診、施設利用、組織内における性別の取扱い～

本連載では、就労の分野における性的指向や性自認に関する課題とその対応について、福利厚生に関する施策を中心に検討していく。今回は、健康診断や施設利用、組織内における性別の取扱いについて取り上げる。

●健康診断

前回、手当や見舞金、休暇制度等について、福利厚生施策としての対応のポイントや事例を紹介したが、福利厚生に関わる施策は他にもある。

法定の義務により健康診断を行うにとどまらず、人間ドック等の健診を健康増進に関する福利厚生施策として提供している企業等も多いが、トランスジェンダーが受診する場合、更衣やトイレの際に他の受診者からの目が気になる、婦人科検診の受診の有無から身体の事情が周囲に知られてしまう等、集団健診では不利益や精神的苦痛を受ける危険性が高い。

そのため、プライバシー保護の観点から、トランスジェンダーの従業員の希望があれば、本人の希望する医療機関で個別に健診を受けられる体制を整えることが望ましい。

働き方の多様化や健診施設の充実などにより、社内や検診車での一斉健診を行う企業等ばかりでなく、医療機関やオプションの健診メニューを労働者が個別に選んで受診する形式も増えている。健診の受け方について従業員の選択肢が増えれば受診率が高まることが期待できるため、健康経営の観点からも、受診方法に関する要望には柔軟に対応すべきであろう。

また、健診機関や医療機関の中には、検査着の色を男女別にしない、氏名ではなく番号等で呼ぶ、更衣室に個室を設置する等、トランスジェンダーの受診者に配慮している施設もあり、従業員からの相談を受けて企業の健診担当部署から健診機関にどのような配慮をしているか確認をとったという事例もある。

NTT東日本グループ 提携している医療機関で健診実施。性同一性障害の従業員から戸籍上の

「SR LGBT&Allies(社会保険労務士LGBT&アライ)」とは

「就労の場面における性的指向や性自認にまつわる課題」や「社会保険制度と性的指向や性自認にまつわる課題」に取り組む。社会保険労務士を中心とした有志のグループ。「Allies(アライ。Allyの複数形)」はセクシュアル・マイノリティの支援者のこと。

第5回執筆担当者：小田瑠依（特定社会保険労務士。SR LGBT&Allies共同代表。）

図1 オールジェンダートイレを表すピクトグラム



性別で他の社員と一緒に受診したくない旨相談があった場合は、本人の了承を得た上で、管理者が厚生担当と連携して医療機関へ個別対応を依頼。

●施設の利用（トイレ、宿泊施設等）

主にトランスジェンダーの従業員が組織内外の施設を利用するにあたって、福利厚生施策として対応が必要な場合もある。

トランスジェンダーに配慮した施設利用の施策は、職場環境の整備に関わるどころ、例えばトイレや更衣室について行うのが一般的だが、福利厚

生分野に関わる施設利用，例えばシャワーや入浴施設，寮や保養施設，出張や旅行の際の宿泊等についても，一貫した方針のもと対応するのが望ましい。

留意すべきなのは，従業員がどのような設備を使いたいのか，どのような配慮があればストレスなく施設を利用できるか等の希望・要望は，個人差が非常に大きいということである。自認する性別に従ったトイレを利用したいという人もいれば，だれでもトイレ（オールジェンダートイレ）（図1）の方が利用しやすいという人もいる。性別移行の状態等によって，同じ人でも時期が違えばニーズが違うことも多い。また，企業等の側からも，施設の構造上の問題や改修する場合のコスト，他の利用者の理解度等考慮すべき点が多いところであり，最適な配慮がどのようなものかは，組織や施設の状況によっても異なる。

そのため，配慮が必要な従業員が既にいる場合には，まず従業員の希望・要望を確認し，企業等が対応可能な範囲とすり合わせる必要がある。

一方，対応が必要な従業員が顕在化していない場合は，性別にかかわらず使用できる個室を作る方向で整備するのが一般的である。

どちらの場合も，必ずしも大規模な施設の改修を要するわけではなく，利用頻度が低い施設を誰でも使えるものとして開放する，時間帯により利用者を分ける，室内に仕切りを作る等の工夫で状況が改善する場合も多い。

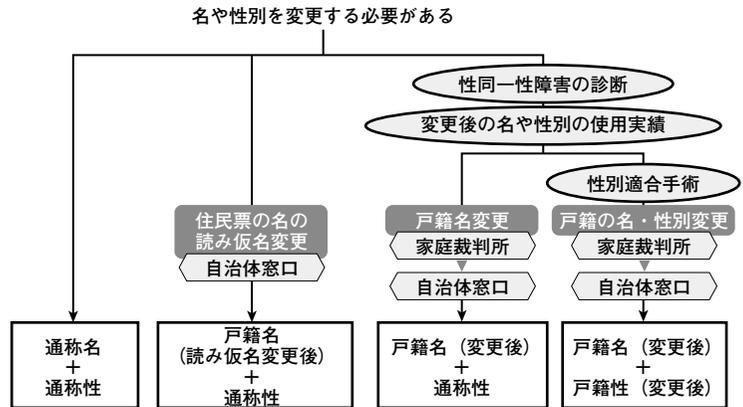
日本アイ・ビー・エム株式会社 性別にかかわらず誰でも使用できるトイレを，本社の全フロアに設置。

キリン株式会社 トランスジェンダーの従業員が希望すれば，居室その他の環境面での配慮を個別に実施するよう，公式文書で明確にしている。また，職場で配慮を行う際には，人事総務部のアドバイスを受けることができる。

● 組織内における性別の取扱い

こうした福利厚生に関わる施策を行うにあたっては，組織の中で従業員の性別をどのように認識

図2 名や性別の変更手続きには様々なパターンがある



し，どのように取り扱うかがポイントとなる。

トランスジェンダーの従業員が，性別を移行するにあたって組織内で使う名や性別を変えたいと望む場合，「戸籍の名前と性別を変える」「戸籍名のみ変更する」「住民票の名前の読みのみ変える」「戸籍や住民票の名や性別は変更せず通称名や通称性を使用する」と様々なパターンがあるが（図2），中でも，戸籍や住民票の記載と異なる通称名と通称性を使用することを希望する人が多い。

なぜなら，戸籍上の性別の取扱いを変更するには性別適合手術を受ける必要があるなど，手続き，費用等様々な面でハードルが高いからである。また，ホルモン療法や性別適合手術等の不可逆な治療を受けられるかの判断や，戸籍の名や性別の変更が認められるかどうかの判断する際の要素として，希望する名や性別で生活した実績が重視されることも多く，戸籍の名や性別の変更へのステップとして働く場での名や性別の取扱い変更を望む，という人も多い。

戸籍や住民票のデータと通称のデータがきちんと紐づく仕組みを作り，組織内での通称名や通称性の使用に柔軟に対応することが望ましいと言えよう。社内で旧姓の使用を認めている場合は，その運用も参考になる。

オムロン株式会社 社員コードの採番ルールを見直し，性別による社員コード管理を撤廃。

東日本旅客鉄道株式会社 トランスジェンダーの社員に対し，本人の希望する性別の制服を貸与。

＜参考文献＞
work with Pride「PRIDE指標2016～2018 結果報告」(2016～2018)

「親」に関して 心配に思うこと

朝日生命保険は、急速に高齢化が進む中において、「親に関して心配に思うこと」のアンケートを実施した。

調査は19年7月10～16日にインターネットで実施、40～50歳代の男女1,108人から回答を得た。

調査結果のあらまはは次のとおり。

親の健康状態について心配が65% 親に関して心配に思うことでは、健康状態が65.0%で最も多く、次いで認知症にならないかが49.2%、交通事故などを起こさないかが36.8%だった。

心配事を親と直接話すことについては、すでに話したことがあるは43.9%、話したことはないが話そうと思えば話せると思うが32.7%だった。

男女別にみると、すでに話したことがある（男性38.8%、女性48.9%）、話したことはなく、なかなか話しづらいと思う（同22.9%、同14.7%）など、男性の方が話しづらいと思っている。

親が認知症になると思うが58% 親の認知症発症リスクについてみると、5年以内が12.6%、10年以内が14.5%、いつかはわからないけどなると思うが30.5%だった。男女別にみると、認知症になると思うが男性60.0%、女性55.1%だった。

もし認知症になったら心配だと思うことでは、誰かに迷惑をかけるのではないかが59.9%、自分に介護の負担がかかるのではないかが53.6%だった。同居・別居別でみると、誰かに迷惑をかけるのではないかと（同居52.8%、別居62.3%）、自分に介護の負担がかかるのではないかと（同66.0%、同49.6%）など生活スタイルで異なった。

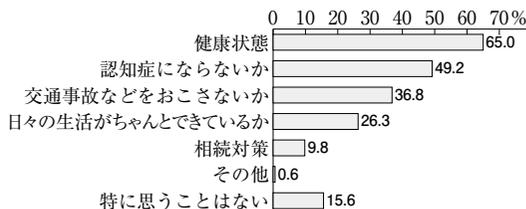
介護が必要となった場合の携わり方では、主体的に携わるが45.9%、多少携わるが30.7%、あまり・ほぼ携わらないが10.0%だった。

認知症の介護費用を親の資産で賄うが43.9% 親が認知症になった場合の介護費用の賄い方では、親の資産が43.9%、自分と親族の資産が17.9%、自分の資産が9.7%だった。男女別にみると、親の資産（男性37.8%、女性50.0%）、自分と親族の

資産（同22.0%、同13.8%）、自分の資産（同13.5%、同5.9%）の順で、男性は自分や親族の資産で賄う割合が少し高かった。女性は親の資産で賄う割合が半数という結果だった。

未婚別でみると、親の資産が未婚で38.4%、既婚で46.6%だった。

図表1 親に関して心配に思うこと



図表2 親の認知症発症リスク (%)

区分	全体	男性	女性
5年以内になるかもしれない	12.6	14.9	10.2
10年以内になるかもしれない	14.5	15.4	13.6
いつなるかわからない	30.5	29.7	31.3
ならないと思う	20.1	21.0	19.1
わからない・答えたくない	22.4	19.0	25.8

図表3 親が認知症になったら心配なこと (MA, %)

区分	全体	同居	別居	その他
自分に介護の肉体的・精神的負担がかかるのではないかと	53.6	66.0	49.6	0.0
交通事故や火事など	45.1	38.8	47.5	0.0
徘徊してしまうのではないかと	44.6	46.0	44.3	0.0
誰かに迷惑をかけるのではないかと	59.9	52.8	62.3	50.0
介護費用の負担	44.7	50.4	43.0	0.0
親の資産管理が大変ではないかと	19.1	15.2	20.6	0.0
その他	20.1	2.0	0.7	0.0
わからない・答えたくない	9.7	8.8	9.8	50.0

図表4 親の認知症発症への携わり方 (%)

区分	全体	未婚	既婚
主体的に携わる	45.9	52.4	42.6
多少は携わる	30.7	19.8	36.1
あまり携わらない	6.1	7.6	5.3
ほぼ携わらない	3.9	3.0	4.2
考えたことはない・わからない	11.3	14.3	9.9
答えたくない	2.1	2.7	1.8

図表5 親が認知症になったときの介護費用 (%)

区分	全体	男性	女性	未婚	既婚
親の資産	43.9	37.8	50.0	38.4	46.6
自分の資産	9.7	13.5	5.9	9.5	9.9
自分と親族の資産	17.9	22.0	13.8	17.4	18.2
その他	1.1	0.4	1.8	0.9	1.2
考えたことはない・わからない	25.2	24.4	26.0	30.2	22.8
答えたくない	2.1	1.8	2.4	3.7	1.4

新たながん患者数は過去最多の89.1万人

2015年に全国で新たにがんと診断された患者は過去最多の89万1,445人だったと、国立がん研究センターが10月4日に発表した。前年の推計結果から約2万4,000人増え、部位別では大腸が胃を上回って最多となった。

13年までがん患者数は都道府県ごとの登録から推計していたが、14年からはデータの精度が高まったとして実数を公表している。

部位別でトップは男性が胃、女性が乳房

新規患者数の内訳は、男性51万926人、女性38万519人だった。

部位別では表1のとおり、男性は胃、前立腺、大腸、肺、肝臓で全体の68.0%を、女性は乳房、大腸、胃、肺、子宮で全体の64.6%を占めた。男性の前立腺や大腸、女性の乳房や大腸が目立つ。

年齢別にみると、男性では40歳以上では消化器系（胃、大腸、肝臓）の罹患率が高かったが、70歳以上では前立腺と肺の割合が増加する。一方、女性では40歳代で乳房、子宮、卵巣の罹患率が高かったが、高齢になるほど消化器系と肺の割合が増加する。

10万人当たりの罹患率は男827.4、女580.9

15年のがんの罹患率（1年間の人口10万人当たりのがん診断者数）は、男性827.4、女性580.9だった。部位別にみると、男性は胃（138.3）、前立腺（128.0）、大腸（125.8）、女性は乳房（128.2）、大腸（91.5）、胃（65.6）の罹患率が高かった。罹患率は多くの部位で男性が女性より高かった。

生涯で罹患する確率は男女とも2人に1人

累積罹患リスク（生涯で何らかのがんに罹患する確率）は表2のとおりで、男性63%（約2人に1人）、女性48%（約2人に1人）だった。部位別では、男性は胃（9人に1人）、肺、大腸、前立腺（それぞれ10人に1人）、女性は乳房（10人に1人）、大腸（13人に1人）、胃（19人に1人）で罹患率が高かった。女性では子宮のリスクは肝臓、膵臓を上回る水準だった。

表1 2015年に新規患者数が多かったがんの順位 (人)

順位	男性		女性		計
	がん種別	人数	がん種別	人数	
1位	胃	85,419	乳房	83,959	大腸 138,385
2位	前立腺	79,037	大腸	59,910	胃 124,194
3位	大腸	78,475	胃	38,775	肺 114,678
4位	肺	77,657	肺	37,021	乳房 84,548
5位	肝臓	26,937	子宮	26,014	前立腺 79,037
6位	膵臓	19,291	膵臓	17,942	肝臓 40,164
7位	食道	19,154	悪性リンパ	14,077	膵臓 37,233

表2 がん罹患する確率（15年データに基づく）

がん種別	生涯がん死亡リスク		何人に1人か	
	男性	女性	男性	女性
全がん	63%	48%	2人	2人
食道	2	0.5	43	209
胃	11	5	9	19
大腸	10	8	10	13
肝臓	3	2	30	57
膵臓	2	2	40	42
肺	10	5	10	21
乳房		10		10
子宮		3		32
前立腺	10		10	
悪性リンパ	2	2	48	58
白血病	0.9	0.7	108	144

表3 現在の年齢別がん死亡リスク（15年データに基づく） (%)

現在の年齢	10年後	20年後	30年後	生涯
男性30歳	0.6	2	7	64
40歳	2	7	20	64
50歳	5	19	41	64
60歳	15	39		64
女性30歳	1	5	11	48
40歳	4	10	18	48
50歳	6	15	27	46
60歳	9	22		43

40歳男性が20年後までのがん確率は7%

現在の年齢別罹患リスクをみると表3のとおりだった。例えば40歳男女が20年後までのがんと診断される確率は男性7%、女性10%、同様に50歳の男女では、男性19%、女性15%だった。

文部科学省 2018年度

私立大学の
初年度納付金

— 全学部平均は133.6万円 —

授業料は0.5%増の90万4,146円

文科省私学助成課がまとめた、2018年度の私立大学入学者に係る初年度納付金の集計結果は次のとおり。

大学昼間部の初年度納付金は下表のとおり、全学部平均で133万6,033円となり、17年度に比べ0.2%増加した。13年度から15年度まで3年連続で減少した後、16年度は4年ぶりに上昇した。17年度、18年度の3年間は連続の上昇となった。

内訳は、授業料90万4,146円（前年度比0.5%増）入学金24万9,985円（同0.8%減）、施設設備費18万1,902円（同0.3%増）だった。

初年度納付金を学科系別にみると、文科系は116万6,922円（前年度比0.1%増）、理科系は154万4,962円（同

0.3%増）、医歯系は482万2,395円（同1.1%増）、その他（家政・芸術・体育・保健）は145万1,836円（同0.0%減）だった。

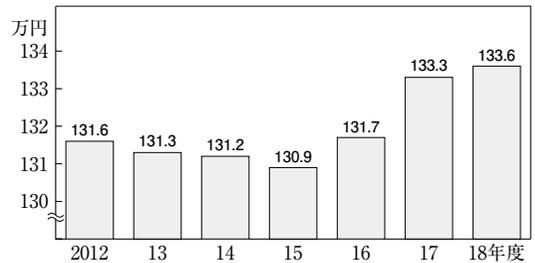
18年度の国立大標準額は私立大の61%

18年度の国立大学初年度納付金の標準額は17年度と同額の81万7,800円だった。これは私立大の初年度納付金（18年度）の61%に相当する。国立大の内訳は入学金が28万2,000円、授業料は53万5,800円だった。入学金は02年から、授業料は05年から据え置かれている。

18年度の私立大の授業料は同年度の国立大を約36万円上回った。18年度の入学金は私立大24万9,985円、国立大28万2,000円だった。

私立大では別途、施設設備費18万1,902円（18年度）の負担がある。

私立大入学者の初年度納付金の推移（全学部）



(昼間部)

私立大学入学者の初年度納付金

(対象は17年度580校、18年度581校)

関係学部別	区分	授業料		入 学 料		施 設 設 備 費		合 計		
		17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	上昇率
文科系	文・教育	790,025円	794,063円	233,136円	229,762円	162,950円	161,039円	1,186,112円	1,184,864円	△0.1%
	神・仏教	729,327	730,658	214,288	216,270	159,613	158,598	1,103,228	1,105,526	0.2
	社会福祉	747,726	748,868	214,439	211,407	183,025	177,973	1,145,190	1,138,248	△0.6
	法・商・経	777,446	782,656	232,284	231,632	142,784	142,457	1,152,515	1,156,745	0.4
	平均	781,003	785,581	231,811	229,997	152,496	151,344	1,165,310	1,166,922	0.1
理科系	理・工	1,068,849	1,076,373	242,670	242,365	162,827	162,527	1,474,346	1,481,265	0.5
	薬	1,435,167	1,428,539	341,541	339,127	305,834	308,949	2,082,542	2,076,616	△0.3
	農・獣医	965,891	964,389	246,282	246,247	200,987	207,723	1,413,161	1,418,359	0.4
	平均	1,101,854	1,105,616	254,941	254,309	184,102	185,038	1,540,896	1,544,962	0.3
医歯系	医	2,667,583	2,666,458	1,325,507	1,340,552	1,050,137	1,063,310	5,043,227	5,070,319	0.5
	歯	3,167,038	3,225,206	563,403	598,303	5,558,798	558,798	4,289,239	4,382,307	2.2
平均	2,847,940	2,867,802	1,050,306	1,073,083	872,711	881,509	4,770,957	4,822,395	1.1	
その他	家芸	806,677	811,588	255,704	247,072	190,722	197,161	1,253,103	1,255,821	0.2
	芸術	1,108,953	125,580	259,312	252,996	267,937	272,162	1,636,203	1,650,739	0.9
	体育	814,856	814,517	258,265	250,854	221,032	220,590	1,294,152	1,285,961	△0.6
	保健	995,575	988,179	272,467	268,336	252,766	238,367	1,500,808	1,494,882	△0.4
	平均	957,495	958,445	264,503	258,747	230,103	234,644	1,452,102	1,451,836	△0.0
全学部平均		900,093	904,146	252,030	249,985	181,294	181,902	1,333,418	1,336,033	0.2
対前年度上昇率		2.5%	0.5%	△0.6%	△0.8%	△2.3%	0.3%	1.3%	0.2%	-

注 上昇率は対前年度上昇率、医学部保健学科は「保健」区分を含む

糖尿病の疑いは男性19%, 睡眠不足は2割

肥満の男性は34%, 女性は22%だった。20歳代女性の20%が「やせ」だった。糖尿病が強く疑われる人は男性で19%だった。野菜の摂取量は男女計で目標量の80% (281.4g) だった。運動習慣のある人は男性32%, 女性26%だった。睡眠が十分とれていない人は男女計で22%だった。50歳代男性の22%が生活習慣病リスクを高める飲酒をしていた。所得階層と生活習慣も分析した。

肥満に関する状況

肥満者は男性でやや増加

肥満者 (BMIが25kg/m²以上) の割合は図1のとおりで、男性 (20~69歳) 33.6%, 女性 (40~69歳) 22.0%となり、男性は増加した。女性は、13年に19.6%と最も低率を示したが、その後は20%台前半で推移している。

肥満者が最も多かった年齢層は男性は50歳代の37.2%, 女性は70歳以上の27.7%だった

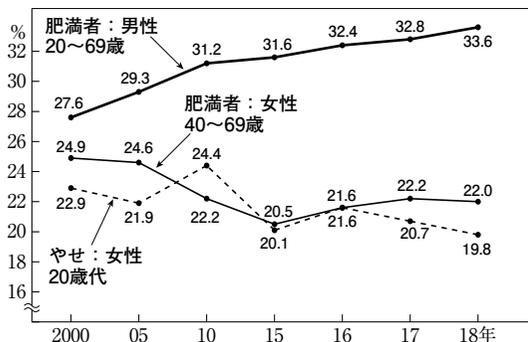
「やせ」 (BMIが18.5kg/m²未満) の女性は11.2% (20歳以上) となり、前年に比べ0.9ポイント増加した。しかし、20歳代は19.8%と前年を1.9ポイント下回った。

65歳以上の低栄養傾向者 (BMIが20kg/m²以下) は15.8%で、この10年間、有意な変化はみられなかった。

肥満は目標に届かず

「健康日本21 (第2次)」では、22年までに肥満者を男性で28%以下に、女性で19%以下に、20歳代の女性のやせを20%以下とする目標を設定しており、20歳代女性のやせのみ目標に達した。

図1 肥満者、やせの人の割合の推移



注 20歳代女性は前後3年分の平均、18年は単年

糖尿病等に関する状況

男性の5.3人に1人が糖尿病の疑い

「糖尿病が強く疑われる人 (ヘモグロビンA1cが6.5%以上または現在治療を受けている人)」は図2のとおり、男性が18.7%, 女性が9.3%だった。男性は5.3人に1人だった。17年に比べ男性は増加、女性は減少した。17年は女性も10%を超えたが、18年は減少した。

年齢別にみると、男性は50歳代が18.6%, 60歳代が24.8%, 70歳以上が24.6%, 女性はそれぞれ4.7%, 12.8%, 15.7%と、男女とも年齢に比例して顕著に増加した。

最高血圧は男女ともやや増加

収縮期 (最高) 血圧 (mmHg) の平均値は図3のとおりで、男性134.7, 女性127.9だった。

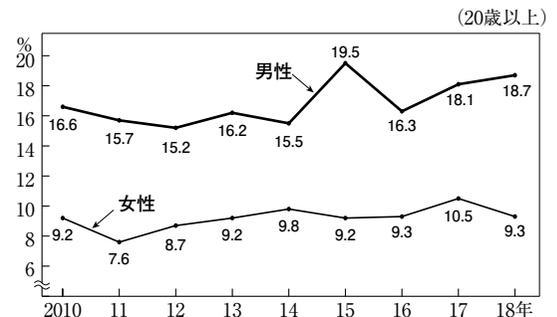
収縮期血圧の平均値が140以上は図4のとおり、男女とも2年ぶりに17年は上昇したが、18年は再び低下した。

「健康日本21 (第2次)」の目標値は、男性134以下、女性129以下であり、女性は目標値を下回る年が5年連続した。

血清総コレステロールは有意な変化なし

血清総コレステロール (mg/dl) 値が240以上の

図2 糖尿病が強く疑われる人の割合の推移



食生活に関する状況

割合は図5のとおり、17年が男性12.4、女性が19.8だったが、18年は男性は12.2に減少、女性は21.1と近年の最高値を記録した。女性は12年の14.7を底に上昇が続いている。

「健康日本21（第2次）」では目標値を男性10%、女性17%に設定しているが、17年、18年は男女とも目標を超えた。

血清nonHDLコレステロール値の平均値は、男性141.8、女性142.6だった。08年はそれぞれ139.3、139.9だったから、この10年間は男女とも有意な増減はみられなかった。

図3 収縮期（最高）血圧の平均値の推移

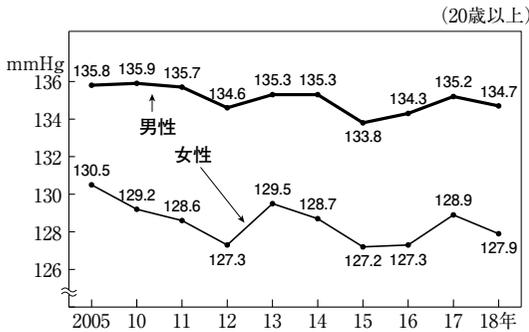


図4 収縮期（最高）血圧が140mmHg以上の人の割合の推移

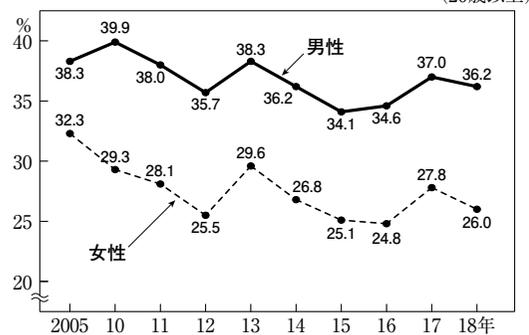
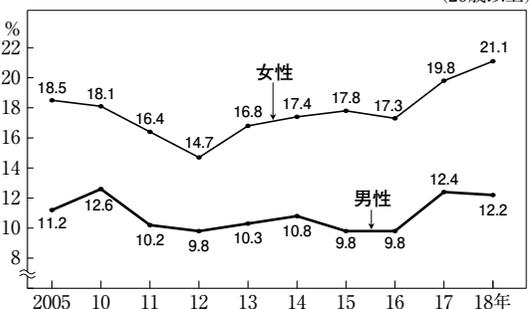


図5 血清総コレステロールが240mg/dl以上の人の割合の推移



食塩摂取量は目標値を大幅に上回る

食塩摂取量は図6のとおりで、男性11.0g、女性9.3gだった。食塩摂取量は減少傾向にあるが、「健康日本21（第2次）」の目標値1日当たり8gをすべての年齢で上回った。

年齢階級別は図7のとおりで、男女とも70歳以上を除き概ね年齢に比例して摂取量が増加し、60歳代では最大だった（男性11.6、女性9.9）。

一方、20歳代は男女とも最も少なかった（同10.8、8.8）。

野菜の摂取量は目標の80%

1日当たり野菜摂取量は図8～9のとおりで、男性は290.9g、女性は273.3gだった。

「健康日本21（第2次）」の目標値350gのそれぞれ83.1%、78.1%に相当する。目標値には達しなかった。10年前の08年（男性303.5、女性288.2）に比べても、男女とも減少していた。

年齢階級別にみると、年齢に比例して野菜摂取量は増える傾向にあったが、いずれの年齢階級でも目標値に達しなかった。

野菜の摂取量が350gの人は、男性が30.7%、女性が27.0%だった。年齢階級別にみると、男女と

図6 食塩摂取量の推移（1日当たり）

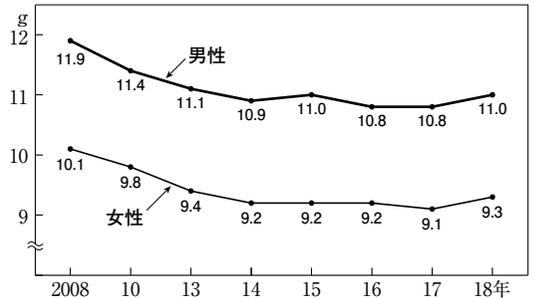
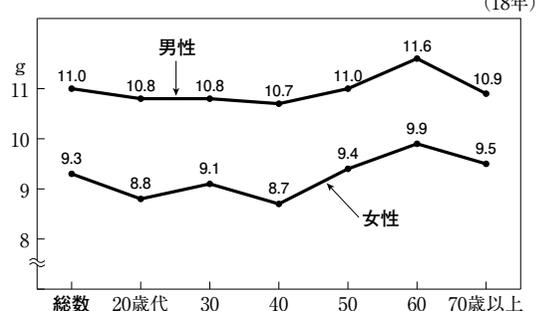


図7 食塩摂取量（1日当たり）



も40歳台を除き概ね年齢に比例して摂取量が増加し、60歳代では男性が35.9%、女性が31.2%となり、20歳代の男性24.6%、女性20.7%を大きく上回った。

野菜摂取量のうち緑黄色野菜の割合は男性が29.7% (86.4g)、女性が32.2% (88.0g) だった。

身体活動・運動・睡眠

運動習慣のある人は男女ともに増加

1回30分以上の運動を週2回以上・1年継続している人を「運動習慣のある人」としている。運動習慣のある人は図10のとおりで、男性31.8%、女性25.5%だった。08年には男性33.3%、女性27.5%だった。

男性は15年に37.8%に達したがその後減少、18年は大幅減となった。

女性は17年の28.6%まで増加傾向にあったが18年は一転減少した。

年齢階級別にみると、男女ともに、60歳以上の割合が多かった。

最も多かったのは70歳以上で、男性45.8%、女性37.5%だった。17年から男性は横ばい、女性は4.8ポイント減少した。

「健康日本21（第2次）」の目標は、20～64歳で

男性36%、女性33%、65歳以上で男性58%、女性48%だが、ともに達していない。

男性の歩数が10年間で1日217歩減

1日の歩数は図11のとおりで、男性が6,794歩、女性が5,942歩だった。08年の男性7,011歩、女性5,945歩に比べると、10年間で男性は217歩減少、女性はほぼ同水準だった。

年齢階級別でみると、男性は30歳代が8,141歩、女性は40歳代が6,888歩でそれぞれ最も多かった。70歳以上は男性5,053歩、女性4,317歩と総数を大きく下回った。

「健康日本21（第2次）」の目標値は、20～64歳で男性9,000歩以上、女性8,500歩以上、65歳以上で男子7,000歩、女性6,000歩以上としている。いずれも目標値に達していない。

睡眠が十分にとれていない人は22%

ここ1カ月間で、睡眠で休養が十分とれていない人は表1のとおり21.7%だった。

年齢階級別にみると、30歳代33.4%、40歳代31.4%、50歳代27.6%と、30～50歳代では3人から4人に1人は睡眠で十分な休養がとれていないと回答した。また、20歳代も24.3%と2割を超えた。

図8 野菜摂取量（1日当たり）（男性）（18年）

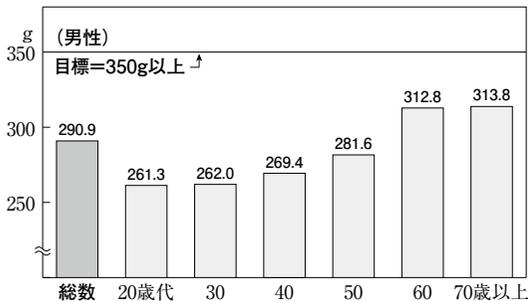


図9 野菜摂取量（1日当たり）（女性）（18年）

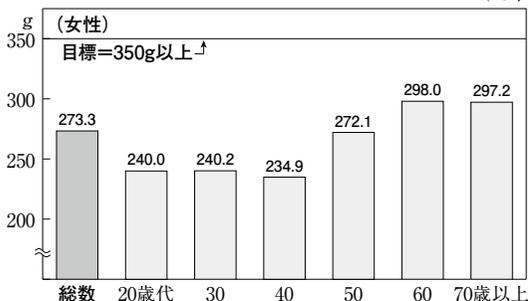
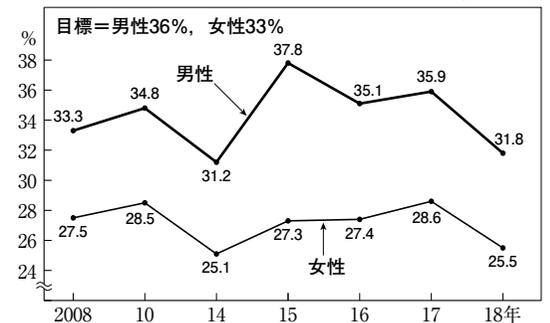
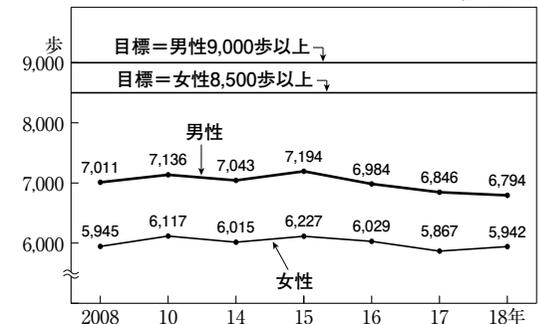


図10 運動習慣のある人の割合の推移（20歳以上）



注 1日30分以上の運動を週2日以上実施し、1年以上継続している人の割合

図11 1日当たり歩数の推移（20歳以上）



睡眠時間は6時間以上7時間未満が最多

1日の平均睡眠時間をみると表2のとおりで、6時間以上7時間未満が最も高く、男性34.5%、女性34.7%だった。5時間以上6時間未満は男性28.2%、女性32.0%だった。5時間未満も男性7.9%、女性7.6%みられた。

「健康日本21（第2次）」では、睡眠による休養を十分とれていない割合を15%までに減少させることを目標としているが、18年でクリアしたのは70歳以上だけだった。

飲酒・喫煙の状況

50歳代男性の22%が「生活習慣病リスクを高める飲酒」

1日当たりの純アルコール摂取量が男性で40g、女性で20gを超える＝生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人は図12のとおり、男性15.0%、女性8.7%だった。

年齢階級別にみると、男性では40歳代から60歳代にかけて、女性では40歳代から50歳代にかけて、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人

表1 睡眠で休養が十分にとれていない人の割合の推移 (20歳以上、男女計、%)

区分	2012年	14年	16年	18年
総数	15.6	20.0	19.7	21.7
20歳代	17.7	24.5	23.0	24.3
30歳代	22.0	27.5	26.8	33.4
40歳代	24.1	32.5	26.6	31.4
50歳代	17.6	25.9	26.2	27.6
60歳代	10.9	14.0	14.6	16.4
70歳以上	8.0	9.9	11.2	10.9

表2 1日の平均睡眠時間 (20歳以上) (18年、%)

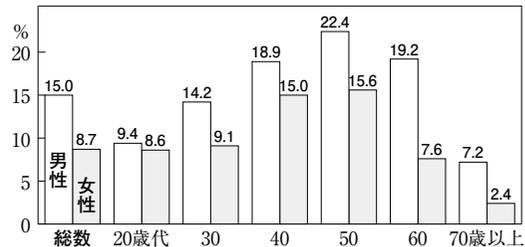
区分	5時間未満	5時間以上	6時間以上	7時間以上	8時間以上	9時間以上
男性						
総数	7.9	28.2	34.5	20.2	7.0	2.3
20歳代	7.5	31.9	39.0	16.9	3.5	1.2
30歳代	13.6	33.4	35.0	15.0	2.7	0.3
40歳代	9.1	36.6	34.9	14.7	4.1	0.6
50歳代	11.0	35.6	35.3	13.1	4.0	1.0
60歳代	5.3	22.6	38.2	26.1	6.3	1.5
70歳以上	4.8	19.0	29.2	26.8	6.0	6.0
女性						
総数	7.6	32.0	34.7	18.0	5.6	2.1
20歳代	3.7	36.2	35.8	19.8	3.7	0.7
30歳代	6.6	28.5	37.4	21.5	5.3	0.8
40歳代	8.1	38.3	35.9	13.6	3.3	0.9
50歳代	12.3	41.7	31.9	11.8	1.6	0.5
60歳代	6.5	33.6	40.4	16.2	2.9	0.4
70歳以上	6.9	22.7	30.3	23.1	11.3	5.6

が増えており、最も高かった男性の50歳代では22.4%だった。男性の60歳代も19.2%の僅差で続いた。女性でも50歳代が最も高く15.6%、40歳代が15.0%で続いた。

「健康日本21（第2次）」では、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合を男性で13.0%、女性で6.4%に減らす目標を立てているが、現状では20歳代、70歳代を除きほど遠い。

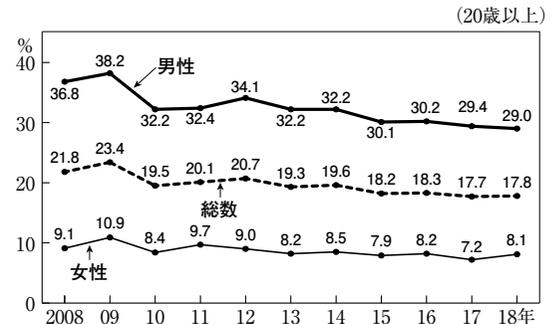
目標達成には、飲酒量が急激に増える40歳代から60歳代への対策が必要としている。

図12 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合 (18年)



注 1日当たりの純アルコール摂取量が男性で40g以上、女性で20g以上の人

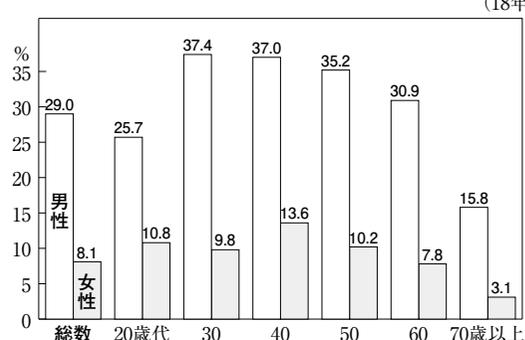
図13 現在習慣的に喫煙している人の割合の推移 (20歳以上)



注 現在習慣的に喫煙している人＝たばこを「毎日吸っている」または「時々吸う日がある」と回答した人

なお、12年までは、これまでたばこを習慣的に吸っていたことがある人のうち、「この1カ月間に毎日または時々吸っている」と回答した人

図14 現在習慣的に喫煙している人の割合 (18年)



10年間で男性の喫煙率は10ポイントの減少

現在習慣的に喫煙している人は図13,14のとおりで、男性が29.0%、女性が8.1%だった。

10年前の08年の男性36.8%、女性9.1%に比べ、男性は7.8ポイント、女性は1.0ポイント減少した。

「健康日本21（第2次）」では、喫煙者率12%を目標としている。

たばこをやめたいは29%

現在習慣的な喫煙者のうち、たばこをやめたいと思う人は図15のとおり、18年は32.4%（女性38.0%、男性30.6%）で、17年に比べ男性は4.5ポイント増加、女性は1.0ポイント減少した。

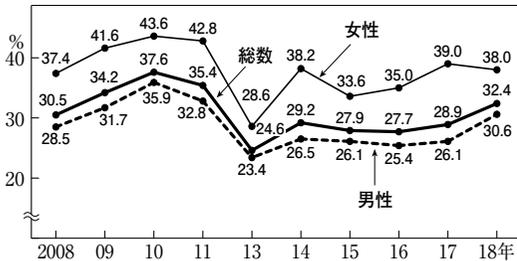
たばこをやめたいと思う人は10年に37.6%（男性35.9%、女性43.6%）まで増加したが、13年に24.6%（男性23.4%、女性28.6%）まで落ち込んだ。14年に29.2%に回復した後ほぼ横ばいで推移、18年は32.4%に増加した。

職場での受動喫煙は28%

自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会（受動喫煙）を有する人（現在喫煙者を除く）を場所別にみると表3のとおり、飲食店が36.9%と最も高かった。次いで路上（30.9%）、遊技場（30.3%）、職場（28.0%）の順だった。

図15 たばこをやめたいと思う人の割合の推移

(20歳以上)



注 現在習慣的に喫煙者におけるたばこをやめたいと思う人の割合（12年は未実施）

表3 受動喫煙の状況

(%)

区分	2013年	15年	16年	17年	18年
家庭	9.3	8.3	7.7	7.4	6.4
職場	33.1	30.9	30.9	30.1	28.0
学校	6.8	3.6	5.0	3.4	3.5
飲食店	46.8	41.4	42.2	42.4	36.9
遊技場	35.8	33.4	34.4	37.3	30.3
行政機関	9.7	6.0	8.0	8.1	7.0
医療機関	6.5	3.5	6.2	7.4	5.4
公共交通機関	12.0	10.8	12.1	12.9	11.5
路上	33.1	30.9	30.5	31.7	30.9
子どもが利用する屋外以外の空間	13.2	11.6	12.0	13.4	11.1

表4 所得階級別にみた生活習慣

(%)

区分	200万円未満	200万円～	400万円～	600万円～
運動習慣のない者	男性	66.4	70.6	66.3
	女性	70.9	76.5	78.6
歩数の平均値(歩)	男性	5,327	6,751	7,243
	女性	5,685	5,897	5,779
習慣的に喫煙している者	男性	34.3	32.9	29.4
	女性	13.7	9.6	6.6
生活習慣病のリスクを高める飲酒	男性	12.1	15.3	13.8
	女性	6.6	8.7	15.6
睡眠による休養が不十分	男性	16.4	22.5	20.0
	女性	28.1	20.9	22.4
健診未受診者	男性	40.7	29.8	19.2
	女性	41.1	34.2	36.8
肥満者	男性	30.0	30.8	31.9
	女性	18.5	23.8	28.1
やせの者	男性	4.8	5.1	2.7
	女性	9.0	10.7	11.4
歯の本数20歯未満	男性	30.2	24.0	21.3
	女性	29.8	22.2	16.6

職場について、受動喫煙の推移をみると、11年35.7%、13年33.1%、15年30.9%、16年30.9%、17年30.1%で、近年は3割台で推移していたが、18年は28.0%まで減少した。

「健康日本21（第2次）」では、家庭3%、職場は受動喫煙のない職場の実現、飲食店15%、行政機関・医療機関0%を目標値として設定している。近年減少傾向にあるものの、実現にはさらなる取り組みが求められる。

所得階層別の生活習慣

所得階級別に生活習慣をみると表4のとおりだった。

健診未受診者は、世帯所得600万円以上の世帯では男性16.7%、女性26.1%と少なかったのに対し、世帯所得600万円未満では高率で、なかでも200万円未満の世帯では男性40.7%、女性41.1%だった。

習慣的に喫煙している人は、男性では世帯所得200万円未満および200万円以上400万円未満の世帯で、女性は200万円未満の世帯で高かった。

歯の本数が20歯未満者は、世帯所得600万円以上では男性18.9%、女性21.6%だったのに対し200万円未満では男性30.2%、女性29.8%と高かった。

今、
福利厚生が
おもしろい！

経営効果の理論的背景を探る

— 福利厚生の目的を考える⑨…リファラルでの福利厚生の活用 —

山梨大学教授 西久保 浩二

縁故採用が「リファラル採用」として再び注目

労働市場の売り手基調が続く中、中小企業や一部業種での人手不足が深刻さを増す中で、“古くて新しい”採用方法が注目を集め始めている。それが古称では縁故採用、コネ採用といわれた方式であり、現代的には「リファラル採用」と呼ばれる方式である。わが国では、新卒一括採用が採用の中心的慣行であることもあってか、従来はこの採用方式の評判は芳しくなかった。何やら不正な臭いのする採用であり、決して優秀ではない人物の採用につながるイメージが強かった。この風潮に一石を投じたのが、老舗出版社の岩波書店である。2013年度の定期採用（中途採用含む）において応募条件として「岩波書店（から出版した）著者の紹介状」を掲げた。一般の学生にはそうした人脈があるとは考えづらいことから、これが事実上、縁故採用に限る方針を示したことになった。賛否両論はあったが、大量応募に対応するコスト節減の合理性も理解されるようになると、これもひとつは採用戦略であると一定の理解がなされたものと考えられる。

それでもまだ日本では「縁故（コネ）」採用という、取引先企業の役員や自社の経営者の親族の就職の世話を頼まれ、仕方なく基準を満たさない人材を採用するという悪いイメージは残っている。しかし、目を海外に転じてみると、杉田(2012)の報告では、12年の米国での採用経路の調査(CareerXroads, “2012 Sources of Hire: Channels that Influence”)において、すでに「リファラル」が28.0%と最も多くなっており、「求人求職サイト(20.1%)」「自社の求人サイト(9.8%)」を上回る中心的な採用チャネルとなっている。制度としては「社員リファラル制度(Employee

Referral Program)」と名付けられており、既存の自社従業員による紹介・斡旋による採用となっている。

岩波書店のケース以来、目立った動きがなかったリファラル採用だが、近年になって本格的にこの方式の導入を図る企業が増えてきた。例えば、SNS大手のLINEでは、採用の中核に社員リファラルを据えた採用を展開している。企業理念への共感、即戦力性、チーム業務の円滑性などを重視した決断である。こうした新たな動きの背景をまずは理論的に考え、さらに福利厚生との接点を考えてみたい。

リファラル採用の効用は何か

新卒一括採用や官民の求人求職機関での斡旋を基本としたわが国での採用戦略の中で、なぜリファラル採用が注目され始めたのか。この背景は、労働市場における「情報の非対称性(information asymmetry)」から派生して、人材の採用から活用までの過程で様々な問題が生じている点がある。企業と労働者が労働力の取引を行う労働市場では、企業はその取引相手となる多数の労働者に関して個々に詳細な情報を得ることは難しい。一方で、同様に労働者、特に新規学卒者のように社会人経験のない労働者予備軍にとっても、多種多様な膨大な企業群を前にして、自分の就労観、就労ニーズを満たす企業がどこに存在するかを探索することは困難となる。

しかしそれでも就活-採用という方式が取られ、内定という労働力予約契約が成立するわけだが、双方が不十分な情報の下での取引成立となる可能性が高い。結果的に入社後に、企業にとっては内定からの逃亡者が後を絶たず、あるいは入社しても期待外れの人材であったりと採用管理のコ

ストパフォーマンスが低下している。また、労働者にとっては入社するがミスマッチな職場に適應できずに早期離職やメンタル不全に陥ったりする。学生に人気のない中小企業での採用難なども同根である。こうした問題の根源ともいべき情報の非対称性を軽減する採用方式としてリファラル採用の有効性に頼りたくなる実態があることは間違いないだろう。

福利厚生でリファラル採用を支援する

既に活躍している自社の社員からの紹介によって人材を得る方式には採用数の確保、採用コスト節減、定着性等の様々なメリットがあるとされている。これらのメリットの多くは自社社員という中間的な情報媒体が介在することで情報の非対称性を大幅に軽減することによる効果である。

この中間媒体である既存従業員が福利厚生の現役ユーザーである点が重要となる。まず自社に満足していない従業員がリファラル採用に積極的に協力することを望むことは難しい。紹介で入社した社員が入社後に、紹介者に不満を訴えることが懸念されるからである。一定の満足感があってこそ、有能な人材の紹介に協力しようという姿勢が形成されるからである。この紹介者当人の会社満足感の形成には、当然、福利厚生によって提供される働きやすさ、安心感、従業員間での一体感などが強い影響を与えるわけである。

また、福利厚生の利用者としての実感的な評価が、被紹介者にかなりリアルな実態として伝えられる効果は大きいだろう。これまでの採用では福利厚生に関する情報を十分に得ることは難しかった。採用面接で「住宅手当はいくらですか?」と勇気ある質問ができる応募者は少ない。入社後の生活設計には実に重要な情報だが、こうした功利的、現実的な質問はなぜかタブー視されてきたわけである。しかし、リファラル採用では、紹介者からほぼ完全なリアル情報が得られることになる。「福利厚生を充実させて、採用力強化につなげたい」と望むならば、リファラル採用が即効性があるかもしれない。

リファラル採用は多くのメリットが期待されているが、一方で懸念点も指摘されている。まずは、この採用方式には「エージェント問題」がある。企業が人材の発掘と紹介、説得を依頼するプリン

シパル（依頼人）となり、それを委託され、代行する社員はエージェント（代理人）として位置づけられる。このときエージェントがプリンシパルに比べて、当然、当該人材に関するより多くの情報を有する優位な立場となる。有利な立場は誘惑的なもので、それを利用すればエージェント自身にとってより多くの利益となる行動を採らせてしまう危険性を排除することは難しい。例えば、同じ職場に着任することを前提となれば、エージェント自身に従順な人材、あるいは能力の劣る人材を優先する可能性が出てくる。成果能力主義の評価制度が広がる中では自然な反応である。つまり、エージェントのもつ紹介可能な人材母集団の中で、必ずしも企業にとってベストな人材が紹介される保証はない。これは「エージェンシー・スラック（agency slack）による利潤減少」といわれる問題である。スラックとは「ゆるみ」とか「たるみ」と直訳されるが、まさにエージェント（紹介者）は、プリンシパルの見ていないところでは必ずしも常に最善の行動を採るとは限らないことを前提としなければならない。このためエージェントの行動を監視・チェック・是正するためのコストが追加的に発生する（agent cost）。実際のリファラル採用制度においても紹介報酬を設定するケースは多い。これはある意味で健全なコストである。しかし、このコストを紹介報酬や採用活動に伴う交際費などに留まる保証はない。既に指摘されているが、個々のエージェント自身に従順な人材採用が優先的に採用され、ある種の非公式組織（昔でいうところの社内派閥的な組織）が形成されることでその組織に属さない優秀な人材の排除、不遇、パワハラなどが発生するまでに至ると、組織全体の活性が阻害される。この懸念への対応としては社内全体でのコミュニケーションの活性化を図ることがある。紹介者以外の多くの既存社員との交流を福利厚生でのレクリエーション施策等で早々に深めていけば、紹介者だけに依存することは回避できるのではなからうか。

さて、世界的には既にスタンダードな採用方式でありながらわが国では、定着しなかったリファラル採用だが、企業にとって厳しい労働市場環境が続く中で広がる可能性は高い。そこで福利厚生を活用すれば、より効果的な方式となるのではなからうか。

福利厚生情報／四季報

(2019年10月～12月)

10月分

●カムバック制度始める(クラレ)

9月20日より、1年以上勤務して退職した元社員に対する「カムバック採用制度」を新設した。復帰を後押しする仕組みとして、退職した元総合職社員と当社が情報交換できるSNSも導入する。

再入社を希望する元社員を積極的に採用する制度で、再入社を希望する場合、人事担当部署で復帰後に従事可能な職務について検討の上、通常の中途採用と同様に論文、面接などで選考を行う。また、円満に退職した元社員を対象に、アルムナイ(同窓生) SNSシステムを導入し、交流を継続する。同社からはSNSを通じて、求人情報や社内トピックスなどの情報を提供する予定。

再入社を希望する場合、SNSを通じてその旨を人事担当者に伝えることができる。

同社はグローバルに事業拡大を続けており、近年は新卒採用に加え、中途採用による人材確保にも努めているが、同社を退職する社員も一定数存在しており、その定着対策も課題の1つとなっている。

退職した元社員の中には、再度入社を希望する人材がいるとの情報も寄せられていた。同社についての理解も深く、早期に活躍が期待できる元社員の復帰は、利点があることから、「カムバック採用制度」の導入を決定した。(10.1)

●育児目的休暇、時短フレキシブルワークを導入(トナー)

育児・介護に係る制度のさらなる充実を図るため、育児目的休暇、時短フレキシブルワークを導入した。

育児目的休暇は、従来、従業員が子どもの学校関連行事に参加す

る場合、有給休暇を使用できていたが、本制度の導入によって、年5日を限度として休暇取得できるようになった。

時短フレキシブルワークは、育児・介護で時短勤務している正社員が利用できる制度で、突発的な理由で遅刻・早退をした場合、同月内であれば勤務時間の調整ができる。(10.1)

●企業内託児所をオープン(横浜銀行)

企業内託児所「はまぎんキッズパーク」(横浜市)を横浜駅近くで開いた。横浜銀グループの従業員向けに0～2歳児を受け入れ、子育て中の行員の復職や就業継続を支援する。

託児所は同行が研修室などとして使っていたスペースを改修して整備した。広さは約200m²で、平日と土曜日に開所する。定員は19人。(10.2)

●集中できる環境用意(明電舎)

本社内のリフレッシュスペースを全面リニューアルした。周囲を気にせず集中して作業に取り組める「個室ワークブース」などを新設している。

リフレッシュスペースには、ミーティング、カフェ、サテライト、スカイプの4エリアを設けた。このうち、個室型のブースを設けたのがスカイプエリア。ウェブ会議への参加や少人数での打ち合せ、集中力を要する作業を行いやすくする。(10.3)

●健康経営宣言を策定(三協立山)

従業員の心身の健康の保持・増進に取り組む姿勢を示す「健康経営宣言」を策定した。

ワーク・ライフ・バランスの推進に加え、多様な人材が活躍できる風土づくりを強化する。各種施策の立案や効果の検証機関として

健康管理推進協議会も設置する。

長時間労働の削減や障害者雇用の促進、年次有給休暇の5日以上の消化といった8つの行動目標を定める。社員が健康で安心して働ける環境を整備し、人的資源の確保にもつなげる。(10.7)

●五輪期間中に10日間の休暇付与(サーバーワークス)

東京オリンピック・パラリンピックの期間中、社員に10日間の休暇取得を奨励する。うち5日については、会社が年次有給休暇の時季指定を行う。

残る5日については、会社が与える特別有給休暇を取得させる。

大会期間中はテレワークを実施する。飯田橋にある本社勤務の社員が対象。(10.8)

●休息11時間が義務(北日本銀行)

10月から勤務間インターバル制度を導入した。社員に対し、終業時間から翌日の始業時間の間に11時間の休息取得を義務付ける。

同社の所定労働時間は8時40分～17時10分。前日の退勤時刻が21時40分を過ぎた場合、翌日の出勤時刻を繰り下げる。(10.14)

●社食で「揚げ物税」(ヤフー)

社員食堂で、8日から揚げ物料理の一部を100円値上げする「揚げ物税」を導入した。揚げ物料理を値上げする一方、「お魚還元」と称して魚料理を150円値下げした。

脂質が多く含まれる揚げ物料理を控え、コレステロールを減らす働きがある魚料理を薦めて社員の健康の増進につなげる。独自の課税と還元制度で健康経営を推進する。(10.14)

●テレワーク導入補助オフィスなどを新設(前橋市)

通常の職場以外で働く「テレワーク」を導入する企業を対象とした補助制度を新設した。市内にサテライトオフィスを新設する費用

などの一部を補助する。多様な働き方ができる環境の整備を促す。テレワーク促進のための補助制度は県内で初。

市内にサテライトオフィスを設ける場合、市内の企業だけでなく、市外に本社を置く企業についても設備費の一部などを補助する。市内の企業が在宅勤務を始めるため、専門家にコンサルティングを依頼した場合なども制度の対象にする。

中小企業については対象経費の3分の2を、大企業は2分の1を上限に補助する。補助限度額は100万円。市は経費として1,000万円を9月の補正予算で手当てした。(10.30)

●1時間単位の休暇制度導入 育児などに配慮（高知銀行）

11月1日から1時間単位で休暇を取得できる時間単位休暇制度を導入する。他企業からの出向者を除く職員と嘱託、パートタイマーが対象。有給休暇のうち年間5日間（40時間）を上限に1時間単位で取得できる。午前11時～午後2時といった短時間でも休みが取れるようにする。

行員などで構成するワーク・ライフ・バランス推進委員会から、子育てをしながら働く行員が増えるなかで、柔軟な働き方を実現してほしいという要望を受け導入を決めた。(10.31)

11月分

●週休3日制で生産性40%向上（日本マイクロソフト）

8月にすべての金曜日を休業日とする週休3日制を試験的に実施した結果、生産性が大幅に向上する効果があったと発表した。

成果として就業時間が大幅に短縮される一方、従業員1人当たりの売り上げに換算した生産性は、前年同月に比べてほぼ40%向上した。

勤務時間の短縮に加え、管理職は従業員に対し、会議や電子メール対応に費やす時間を減らすよう促した。

会議の時間は30分を超えないよう求め、メッセージングアプリを使うことで会議そのものを開かないことも奨励した。

この取り組みについて従業員2,280人を対象に実施したアンケートでは、90%以上が意識や行動への変化や影響があったと回答している。

週3日間の休業は、消費電力などの削減にもつながった。(11.5)

●多様な働き方によるワーク・ライフ・バランスを実現（オタフクソース）

多様な働き方によるワーク・ライフ・バランスを実現し、生産性を高め、社員が活躍できる環境整備の充実と人材の確保・定着を目的に、10月1日に①地域限定制度の拡充、②時差勤務制度の導入、③テレワーク制度の導入を実施した。①は20年4月より申請受付を開始し、②と③は19年10月より運用を開始した。

地域限定制度の拡充は、これまでの地域限定制度で設けていた育児や介護などの事由と、現在の勤務地のみを選択というふたつの条件を廃止し、制度を選択した社員を3年以内に希望する地域へ異動させるようにする。

時差勤務制度の導入は、個人の事情や通勤ラッシュの緩和などのニーズに合わせて働ける環境づくりを目的に制定。一日の所定労働時間は変えず、定められた時間内で15分単位での始業時間の繰り上げもしくは繰り下げが可能。

テレワーク制度の導入は、在宅勤務とサテライトオフィス勤務が可能であり、週2日まで1日か半日での申請となっている。(11.7)

●先進医療に見舞金（住友商事）

社員が保険適用外の先進医療な

どを受けた場合に「見舞金」を支給する新制度を開始した。万が一病気に罹患しても安心して治療に取り組み、早期復職や治療と就労の両立を目指せるよう支援する。

見舞金の支給額は、年をまたいで治療する場合に備えるため、1年ごとに上限を設定している。(11.8)

●育児・介護で時差出勤制度を試行（秋田市）

育児や家族の介護をする職員を対象とした時差出勤制度を試行する。柔軟で多様な働き方を推進し、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を狙う。12月2日から20年2月28日まで実施する。制度を利用した職員に対してアンケート調査を実施し、今後の制度設計に生かす。

対象は家族に要介護者がいる、未就学児、学童保育などの送迎が必要な子供を持つ職員。通常の勤務時間は午前8時半～午後5時15分だが、午前7時半～午後4時15分、午前8時～午後4時45分、午前9時～午後5時45分、午前9時半～午後6時15分の中から選択できる。(11.12)

●全面禁煙実施で喫煙率を8ポイント減へ（KDDI）

20年4月に全国106カ所にある拠点で喫煙室を撤去して全面禁煙にする。21年3月までに、18年度時点で26.4%の喫煙率を18%以下に低減させる目標も掲げた。

以前から喫煙率低下に向けた活動を進めている。18年度には、禁煙外来の受診促進や禁煙成功者に社内特典と交換できる「健康ポイント」を付与する取り組みを始めた。喫煙室の撤去の次のステップでは、就業時間中の全面禁煙を検討事項に設定している。(11.14)

●企業の68%が禁煙を推進（エン・ジャパン）

同社が運営する人事向け総合情報サイトを利用している企業を対

象に調査した「オフィスでの禁煙」の結果がまとまった。517社から回答を得た。

現在、社内の禁煙に取り組んでいる企業は68%で、企業規模別にみると、1,000名以上で78%、300～999名で76%だった。業種別では、メーカーが80%、サービス関連が77%だった。

社内禁煙に取り組んでいる理由として、社員の健康を守るためが63%で最も多く、次いで社員から苦情・要望があったためが31%だった。

禁煙の具体的な取り組みでは、就業時間中の禁煙(昼休みを除く)が34%、ポスター・リーフレットによる情報提供・啓発が22%、健康教育・健康指導の実施が12%だった。

禁煙の取り組み実施の結果では、職場内がきれいになったが38%で最も多く、次いで喫煙者が減った(禁煙する社員が増えた)が33%となった。

社内の禁煙に取り組んでいない理由では、経営者や経営層が喫煙者は36%、喫煙者の理解が得られないが29%、必要性を感じないが25%だった。(11.22)

●特例子会社として初の「安全衛生優良企業」に認定 (ハウスあいファクトリー)

特例子会社としては全国で初めて厚生労働省の「安全衛生優良企業」に認定された。設立当初から取り組んできた安全活動と16年から力を入れた健康経営への取り組みが高く評価された。

取り組みとして、聴覚、知的、精神の障がいの種別を問わずに活躍できるよう、新たに入社した障がい者は育成チームで教育訓練を行い、各ライン作業のOJTを繰り返し実施し、習得後に製造ラインに配置した。

聴覚障がいのある社員が生産設備の運転状況などを光や色で感知

できるよう、シグナルタワーを導入した。(11.25)

●フルフレックス制度および時間単位有給休暇制度の導入 (ライオン)

働き方を変え、自律性を重んじる『ワークスタイル』環境の整備として、2月にテレワークの拡大、7月に服装を自由化した。

20年9月からは、フルフレックス制度および時間単位有給休暇制度(生産ライン職対象)の導入を予定している。

フルフレックス制度は、従来、10時から15時内の4時間をコアタイムとして採用していたが、これを7時から21時内の任意の時間に所定時間の勤務を行う制度に変更する。

時間単位有給休暇制度は、業務特性からフレックス勤務が難しい生産ライン職の従業員が、育児、介護など個人の事情に対応して時間確保を目的とし、30分単位で月7.5時間まで遅刻、早退できる制度とする。(11.26)

12月分

●外国人雇用 eラーニングを無償提供 (茨城県)

企業の外国人雇用を後押しするため、「eラーニングシステム」の運用を開始した。英語のほか、インドネシア語、ベトナム語、ミャンマー語の計4カ国語に対応しており、同県内に事業所がある企業は無料で利用できる。

19年4月にスタートした「特定技能」の在留資格は日本語学習機会の提供を受け入れ企業に義務付けている。(12.3)

●体脂肪減の弁当を提供 (島津製作所)

従業員向けに機能性食品を多く使った弁当の提供を始めたと発表した。

農業・食品産業技術総合研究機構が開発。食物繊維などを多く含

み、継続して食べると内臓脂肪の減少効果が期待できる。現在は一部の従業員向けだが、来年度には売店での販売や食堂での提供も検討する。(12.9)

●広島県と女性活躍の推進に関する協定を締結 (キリンホールディングス)

広島県と女性活躍の推進などで協力する協定を結んだ。自社で手掛ける女性活躍の取り組みやノウハウを広島県内企業に普及させる。県は経営者が集まるセミナーなどで同社の取り組みを発信するなど啓発活動で連携する。

具体的な取り組みとして、12月下旬よりプラズマ乳酸菌の顆粒を広島県内の保育施設に配布することで園児等の健康維持を支援し、女性のサポートに貢献していく。(12.13)

●時短勤務に加えて、週5日未満の日短勤務を実施 (ネクスウェイ)

時短勤務や週5日未満の日短勤務を選択できるSELECT TIMEや副業、リモートワークの推奨を通じ、社員それぞれが個人のビジョンに合わせて選択できる働き方を10月より開始した。12月より利用者が出ている。

時短勤務は3～6時間より選択し、所定労働時間である7.5時間(フレックスタイム制)の中で短縮する。

日短勤務は週3日か4日かを選択し、1日当たりの標準勤務時間は7.5時間とする。また、事前に設定した出勤数に応じて勤務しない曜日を設定する。(12.16)

●インフル予防へ家族も補助対象 (アステリア)

例年よりも早いペースでインフルエンザが流行していることを受け、社員と同居する家族を対象に、予防接種費用を全額補助する。子供の2回接種も範囲に含める。(12.24)